

平成 31 年第 1 回市議会（定例会）
外部監査人報告綴

堺 市

外部監査人報告第 1 号

平成 31 年 1 月 24 日

堺市議会議長 山口 典子 様

外部監査人 酒井 清

包括外部監査結果報告

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づき監査を執行したので、同条第 5 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

包 括 外 部 監 查 結 果 報 告 書

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1. 報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料をもとに行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2. 端数処理

報告書中の金額は千円未満切り捨てのため、報告書中の表の合計は総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

3. 予算額

報告書中の「予算・決算の状況」における予算額は当初予算額であり、補正予算額や流用額等を含んでいない。

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件及び監査対象期間	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 監査対象期間	1
3. 監査対象	1
4. 監査の実施期間	1
5. 特定の事件を選定した理由	1
6. 監査の実施者	2
7. 利害関係	2
 第2 堺市の教育関連事業の概要と監査対象	3
1. 教育委員会及び市立学校園の概要	3
(1) 教育委員会の概要	3
(2) 市立学校園を含む教育関連施設の概要	6
2. 教育計画の概要	9
(1) 国及び市の現在の教育を取り巻く状況について	9
(2) 国の教育振興計画について	13
(3) 市が策定する教育に係る各種計画について	13
3. 堺市の教育関連事業の概要	18
(1) 第2期未来をつくる堺教育プラン実施プログラムと教育関連事業について ..	18
(2) その他の主な教育関連事業について	21
4. 監査対象	22
(1) 監査対象の基本的な考え方	22
(2) 監査対象とした業務	23
 第3 監査の実施方法	24
1. 監査の主な視点及び実施した手続	24
(1) 教育委員会事務局の全般業務関係	24
(2) 学校経営管理関係	24
(3) 教育関連事業関係	26
(4) 資産管理関係	27
(5) 施設整備管理関係	27

(6) 教職員の勤怠管理関係	28
(7) 情報システム管理及び個人情報管理関係	28
2. アンケートの実施	29
(1) アンケートの実施方法	29
(2) アンケート対象学校園からの意見	31
第4 監査の実施結果に関する総括	33
1. 監査の結果の区分	33
2. 監査の実施結果の総括	34
(1) スクールカウンセラーの勤怠管理について	34
(2) 「スクールソーシャルワーカー従事報告書」に対する校園長の承認について	35
(3) 教育情報ネットワークの保守管理委託業務の履行確認について	35
(4) 情報セキュリティ監査の実施について	35
(5) 学校の再編整備に関する標準ロードマップ管理について	36
(6) 栄養教諭未配置校におけるアレルギー対応への体制の充実について	36
(7) 全児童対策事業である放課後子供教室のあり方検討について	37
(8) スクールサポーターのサポーター登録について	38
(9) 学校徴収金の未納対策について	38
(10) 事務事業総点検シートに関する気づき事項について	39
(11) その他	40
第5 監査の実施結果	49
1. 学校経営管理に関する事項	49
(1) 第2期未来をつくる堺教育プランにおける R-PDCA サイクルの実施	49
(2) 学校力向上プラン（学校評価書）による学校評価	52
(3) 学校園に対する指示事項の設定および遵守	56
(4) 学校園に対する事務監査指導の実施	59
(5) 学校園における危機管理	61
(6) 学校園における業務改善	64
(7) 学校園における外部人材の活用	67
(8) 学校の再編整備に係る取組	70
(9) 学校園跡地の活用方針	75
2. 主な教育関連事業に関する事項	76
(1) 教育関連事業の契約事務	76
(2) 学校施設管理事業（小学校）	78
(3) 中学校給食事業	82

(4) 小学校給食事業.....	85
(5) 学校給食における地産地消推進事業.....	89
(6) 食の安全事業.....	92
(7) 小学校給食調理場整備事業.....	95
(8) 放課後等の健全育成に関する各事業.....	96
(9) 小学校教育振興事業.....	104
(10) 学校管理職支援事業.....	105
(11) 教育相談事業.....	106
(12) 教職員研修事業.....	109
(13) 堺・教師ゆめ塾.....	111
(14) 生徒指導支援事業.....	113
(15) スクールカウンセラー配置事業.....	115
(16) スクールソーシャルワーカー活用事業.....	121
(17) 英語教育推進事業.....	126
(18) 学校図書館教育推進事業.....	130
(19) 堺マイスタディ事業.....	132
(20) 小中一貫教育・学力向上推進事業.....	135
(21) 地域人材活用事業.....	137
(22) 部活動推進事業.....	140
(23) 幼児教育充実事業.....	147
(24) 特別支援教育環境整備事業.....	148
(25) 特別支援教育推進事業.....	151
(26) 事務事業総点検シートに関する気づき事項.....	155
3. 資産管理に関する事項.....	159
(1) 教育委員会事務局各部署における物品・現金管理.....	159
(2) 各学校園における物品・現金管理.....	161
(3) 各学校園における学校徴収金管理.....	170
4. 施設設備管理.....	181
(1) 学校園の施設設備管理.....	181
5. 教職員の勤怠管理.....	185
(1) 教職員の勤怠管理.....	185
6. 情報システム管理及び個人情報管理.....	189
(1) 情報システム管理.....	189
(2) 情報セキュリティ.....	190
(3) 個人情報管理.....	191
(4) ICT の活用.....	195

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

教育関連事業（主として学校教育）に関する財務事務の執行について

(2) 監査対象期間

原則として平成29年度

ただし、必要に応じて過年度及び平成30年度の一部についても監査対象とした。

3. 監査対象

教育委員会事務局及び市立学校園のほか、教育に関する事務に関連する部局

4. 監査の実施期間

平成30年4月1日より平成31年1月24日まで

5. 特定の事件を選定した理由

堺市では、国が策定した第2期教育振興基本計画及び教育行政の動向、社会経済情勢の変化、多様化する市民ニーズなどを勘案した上で、堺市マスタープランの基本政策をふまえて堺市教育大綱を策定し、教育分野における目標と重点方針を定めている。また、この堺市教育大綱の内容をふまえ、堺市教育委員会では、「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」の育成に向けて、「未来をつくる堺教育プラン」を継承、発展させて、平成28年度から平成32年度までの市の教育の基本的な方向性を定める「第2期未来をつくる堺教育プラン」を策定し、様々な施策に取り組んでいる。

学校教育を取り巻く環境として、人口減少社会の到来、本格的な少子高齢化といった社会環境の変化が激しさを増し、課題が複雑化・困難化する中、教育の果たす役割も一層増しており、市の教育費は、平成30年度の当初予算額で623億円と一般会計の約15%を占めている。また、今後も、子どもたちの豊かな心の育成や総合的な学力の育成など教育の充実に取り組んでいくには、事務の効率的かつ効果的な実施は非常に重要なものとする。

これらのことから、学校教育に関する事務が法令等に準拠して適正に行われ、経済性、効率性、有効性が確保されているかを検証し、財務監査の視点から課題や改善案を提示することは市民にとって有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

6. 監査の実施者

包括外部監査人 公認会計士 酒井清

包括外部監査人補助者 弁護士 松本好史

税理士 戌亥修二

公認会計士 大川幸一

公認会計士 辻井芳樹

公認会計士 芝弘至

公認会計士 吉良麻里子

公認会計士 山本清寛

公認会計士 芦田真理子

公認会計士 宮之下梢

公認会計士 酒井康行

公認会計士試験合格者 利根川亮

公認会計士試験合格者 桃井義永

7. 利害関係

堺市と包括外部監査人及び補助者の間にはいずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 堺市の教育関連事業の概要と監査対象

1. 教育委員会及び市立学校園の概要

(1) 教育委員会の概要

① 教育委員会制度について

ア 教育委員会の意義

文部科学省ホームページ「教育委員会制度について」において、教育委員会は、生涯学習、教育、文化、スポーツ等、教育に係る幅広い施策を展開しており、その意義は教育に①政治的中立性を確保し、②継続性、安定性を確保し、③地域住民の意向を反映することにあるとされている。

[教育委員会制度の意義]

1 政治的中立性の確保

- ◎ 個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影响力から中立性を確保することが必要。

2 継続性、安定性の確保

- ◎ 教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

3 地域住民の意向の反映

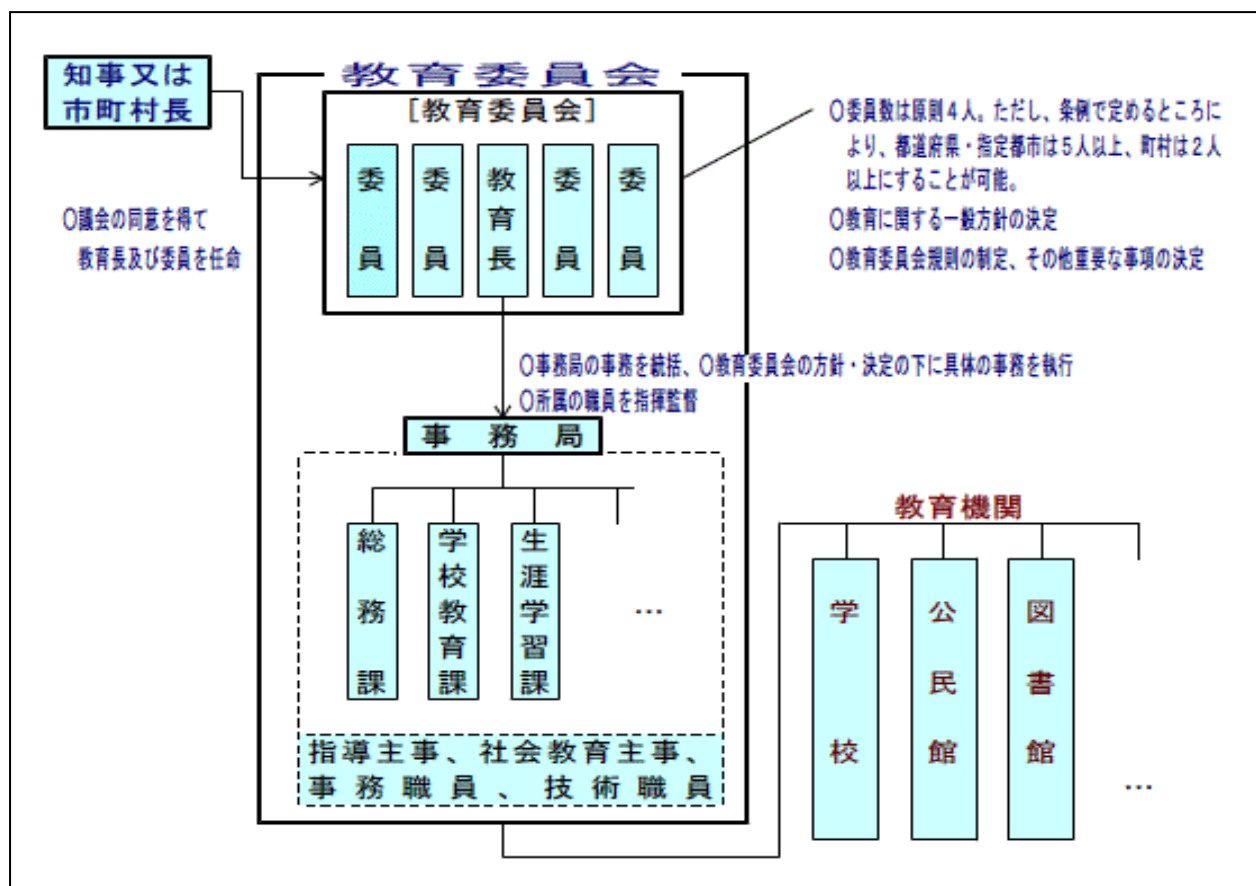
- ◎ 教育は、地域住民にとって身近に関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

(出所：文部科学省ホームページ「教育委員会制度について」をもとに監査人が作成)

イ 教育委員会の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき、教育委員会は、首長から独立した行政委員会として位置付けられており、全ての都道府県及び市町村等に設置されている。

教育委員会は教育長及び委員から成る合議制の執行機関であり(同法第3条)、委員会の代表者たる教育長が教育行政の第一義的な責任者となる(同法第13条第1項)。教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し(同法第21条各項)、教育委員会の事務処理は、教育長を長とした事務局で行われ(同法第17条第1項)、教育長及び委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する(同法第4条第1項、第2項)こととされている。



(出所：文部科学省ホームページ「教育委員会の組織のイメージ」)

ウ 教育委員会制度改革について

現行の教育委員会制度における、責任の所在、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意の反映、地方に対する国の関与といった課題を受け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成 27 年 4 月より施行されている。

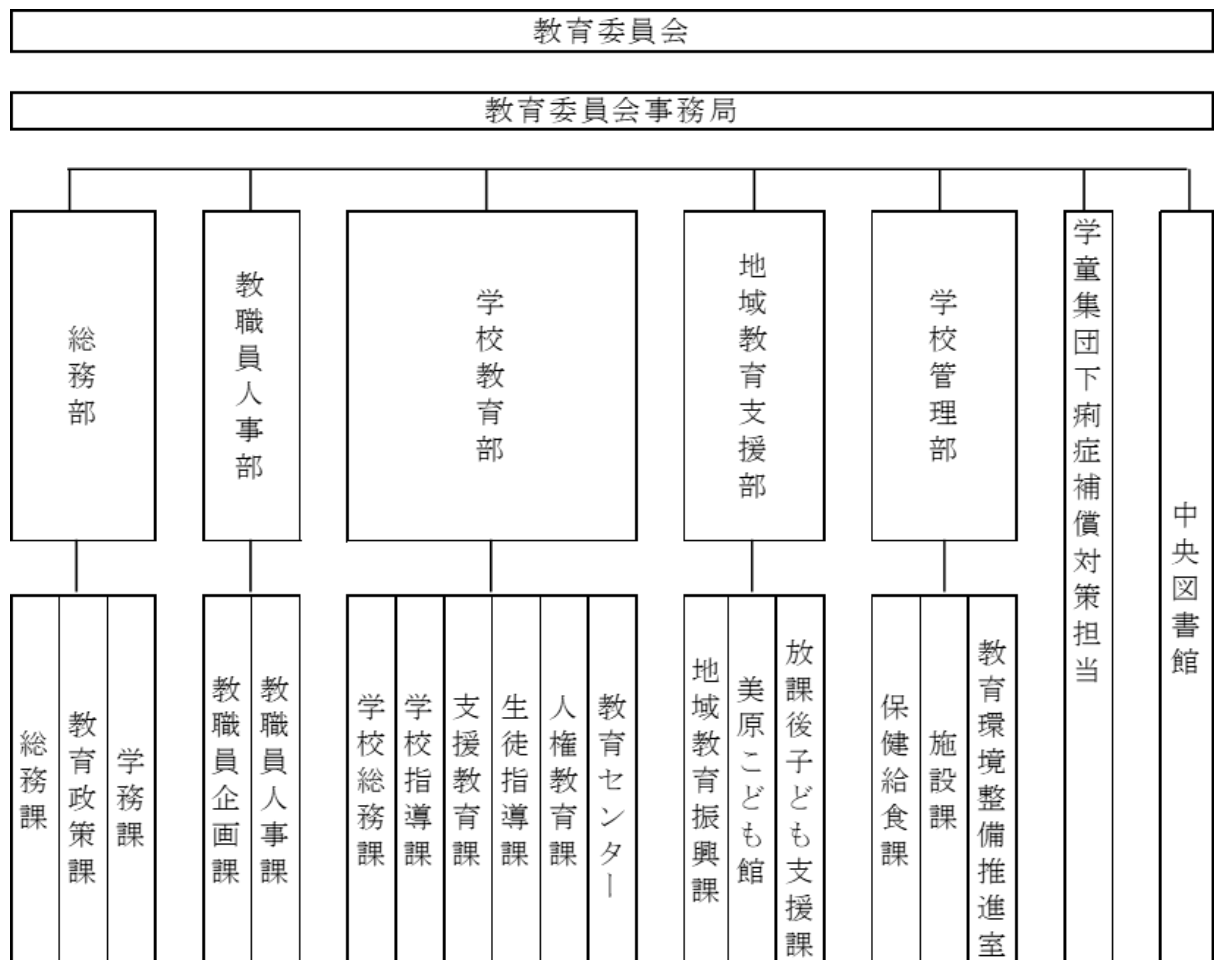
この法律に基づく教育委員会制度において重視されている点は以下の 4 点である。

- i 首長による教育長の任命責任を明確化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条）し、教育長を教育委員会の代表者とする（同法第 13 条第 1 項）
- ii 教育長へのチェック機能の強化（同法第 25 条第 2 項、第 3 項）
- iii 全ての地方公共団体に首長と教育委員会が協議・調整を行う場として「総合教育会議」を設置（同法第 1 条の 4 第 1 項）
- iv 教育に関する「大綱」を首長が策定（同法第 1 条の 3 第 1 項）

新たな教育委員会制度に基づき、地方教育行政における権限と責任を明確化するという目的のもと、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化を図りながら、教育行政を進めていくことが求められている。

② 教育委員会の組織について

堺市の教育委員会は、教育長と5人の委員から構成されており、事務局の事務を総括し、所属の職員を指揮監督している。教育委員会の方針・決定の下に各所管課は各種事務を執行することとなる。所管課の構成は、総務部（総務課、教育政策課、学務課を所管）、教職員人事部（教職員企画課、教職員人事課を所管）、学校教育部（学校総務課、学校指導課、支援教育課、生徒指導課、人権教育課、教育センターを所管）、地域教育支援部（地域教育振興課、美原こども館、放課後子ども支援課を所管）、学校管理部（保健給食課、施設課、教育環境整備推進室を所管）のほか、学童集団下痢症補償対策担当、中央図書館からなる。なお、教育センターは教育文化センター内に、美原こども館担当事務所は美原区役所別館内に所在している。



（出所：堺市ホームページ「市役所の組織」を監査人が加工）

(2) 市立学校園を含む教育関連施設の概要

① 市立学校園について

教育委員会事務局が所管する教育機関は、小学校 92 校、中学校 43 校、高等学校 1 校、支援学校 3 校（分校 1 校含む）、幼稚園 10 園（認定こども園 1 園含む）がある。

【小学校】

区・学校数	学校名
堺区 16 校	三宝、錦西、市、錦綾、浅香山、錦、熊野、榎、三国丘、英彰、少林寺、安井、大仙西、神石、大仙、新湊
中区 13 校	八田荘、深井、東百舌鳥、久世、東陶器、西陶器、宮園、福田、八田荘西、東深井、土師、深井西、深阪
東区 9 校	南八下、白鷺、日置荘、登美丘東、登美丘西、野田、日置荘西、八下西、登美丘南
西区 14 校	浜寺石津、浜寺、浜寺昭和、津久野、鳳、向丘、平岡、福泉、鳳南、家原寺、福泉上、福泉東、浜寺東、上野芝
南区 19 校	上神谷、福泉中央、美木多、宮山台、竹城台、若松台、三原台、茶山台、槇塚台、桃山台、竹城台東、庭代台、赤坂台、城山台、御池台、新檜尾台、はるみ、泉北高倉、原山ひかり
北区 15 校	東三国丘、東浅香山、五箇荘、新金岡、金岡、北八下、百舌鳥、光竜寺、大泉、中百舌鳥、五箇荘東、西百舌鳥、金岡南、新金岡東、新浅香山
美原区 6 校	黒山、平尾、美原北、八上、美原西、さつき野

【中学校】

区・学校数	学校名
堺区 7 校	月州、浅香山、殿馬場（夜間学級含む）、三国丘、大浜、陵西、旭
中区 6 校	東百舌鳥、泉ヶ丘東、八田荘、深井、平井、深井中央
東区 4 校	日置荘、登美丘、野田、南八下
西区 6 校	浜寺、上野芝、福泉、鳳、津久野、浜寺南
南区 9 校	福泉南、宮山台、若松台、三原台、晴美台、原山台、庭代台、赤坂台、美木多
北区 8 校	金岡北、八下、陵南、長尾、金岡南、五箇荘、中百舌鳥、大泉
美原区 3 校	美原、美原西、さつき野

【高等学校】

種類	学校名
定時制/全日制	堺

【支援学校】

種類	学校名
小学部・中学部	上神谷、百舌鳥、百舌鳥（分校）

【幼稚園】

区・園数	園名
堺区 2 園	第一、三国丘
中区 2 園	八田荘、東陶器
東区 2 園	白鷺、登美丘東
西区 1 園	津久野
北区 2 園	百舌鳥（※）、北八下
美原区 1 園	みはら大地

※百舌鳥幼稚園は、認定こども園百舌鳥幼稚園

② その他の施設について

教育委員会事務局が所管する主な教育関連施設として、教育文化センター（ソフィア・堺）、図書館、美原こども館がある。

ア 教育文化センター（ソフィア・堺）

教育文化センターは、文化の発展と教育の振興に資するため、市民に生涯学習と文化活動の場を提供するとともに、教育に関する研究及び教職員への研修・教育相談等を行う複合施設で、教育センター・中図書館・中文化会館・プラネタリウム（千の夢きらめく堺星空館）・天体観測室等からなる。また、併設施設として、平和と人権資料館がある。

教育文化センター内の施設名	実施内容等
教育センター	教職員研修、教育相談、科学教室、情報教育
中図書館	図書の貸出、イベントの開催
中文化会館	ホール、研修室などの貸出
プラネタリウム（千の夢きらめく堺星空館）	プラネタリウム、天体観測室（天文台）
平和と人権資料館（併設施設）	平和と人権に関する資料の貸出及び展示

（出所：堺市ホームページをもとに監査人が作成）

イ 図書館

中央図書館及び地域図書館、分館のほか、他の部局が所管する図書施設がある。
また、図書館施設から遠いところなどは、移動図書館が堺市内の各駐車場所を定期的に巡回している。

施設名
中央図書館
中央図書館 堺市駅前分館
中図書館
中図書館 東百舌鳥分館
東図書館
東図書館 初芝分館
西図書館
南図書館
南図書館 梅分館
南図書館 美木多分館
北図書館
美原図書館
人権ふれあいセンター 舳松人権歴史館 人権資料・図書室（市民人権局所管）
青少年センター図書室

（出所：堺市ホームページをもとに監査人が作成）

ウ 美原こども館

美原こども館（いわき、やかみ、みはらきた、ひらお）は美原区内4か所があり、小学生及び保護者同伴の就学前の子どもに健全な遊びの場を提供し、体力の増進及び情操を豊かにするため、児童文化教室や各種行事を開催している。

施設名
美原こども館（いわき、やかみ、みはらきた、ひらお）

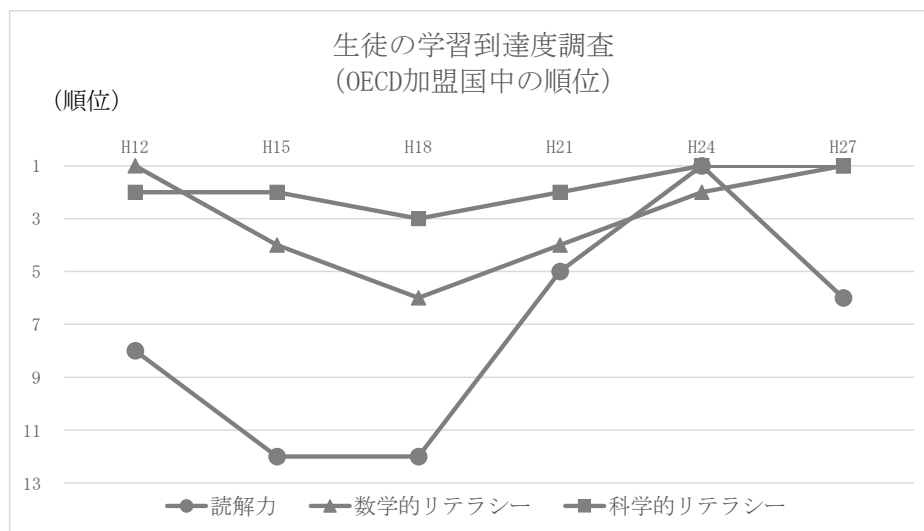
（出所：堺市ホームページをもとに監査人が作成）

2. 教育計画の概要

(1) 国及び市の現在の教育を取り巻く状況について

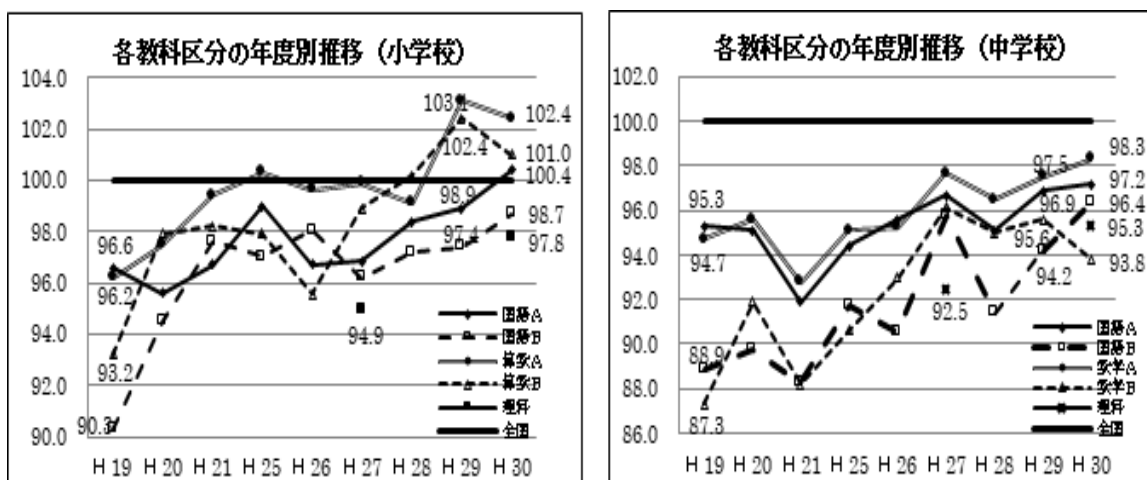
① 学力の状況

国及び自治体等が進める教育に関する取り組みの成果により、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）が行う生徒の学習到達度調査（各国の15歳児を対象）において、各分野における日本の学習到達度はOECD加盟国の中でも順位は高い水準を保っている。



（出所：OECD 生徒の学習到達度調査（平成27年度））

市における、全国学力・学習状況調査の平均正答率をみると、小学校では国語A・B、数学A・Bがいずれも平成19年度の調査開始時点から比べて上昇しており、中学校でも、特に低い水準にあった国語B、数学Bは、全国平均には満たないものの、やや上昇している。



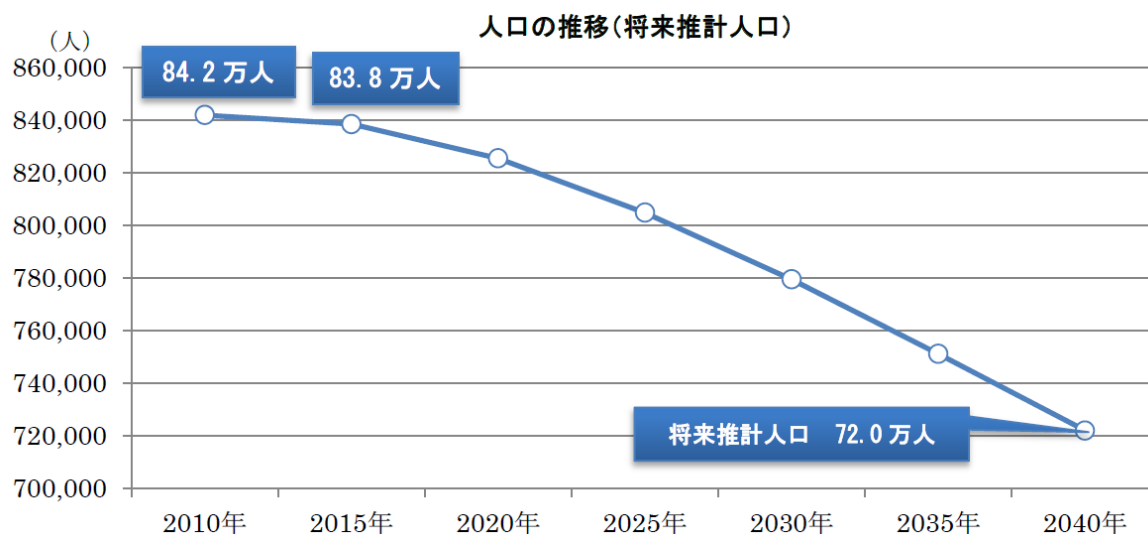
（出所：平成30年度全国学力・学習状況調査 堺市結果概要）

② 社会の急激な変化

ア 少子化・高齢化の進展

総務省「人口推計」によれば、国の人口は、平成 20 年（2008 年）をピークとして減少傾向にあり、少子高齢化が進む中で、将来世代を担う子どもたちへの教育の重要性が改めて求められている。

堺市人口ビジョンにおいても、市は平成 24 年（2012 年）より緩やかな人口減少局面に入っている。少子化に伴い、今後学校の小規模化が進行していくことが想定されている。



(出所：堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

イ グローバル化と情報化の進展

第 2 期未来をつくる堺教育プランによれば、交通手段や情報通信技術の発達により、人・モノ・情報などの国際的な移動が一層進展しており、社会のグローバル化に向けて、子どもたちには、我が国の伝統と文化について理解を深め尊重するとともに、多様な文化を理解し、協働する力の育成が求められているとしている。

③ 地域社会、家族の変容

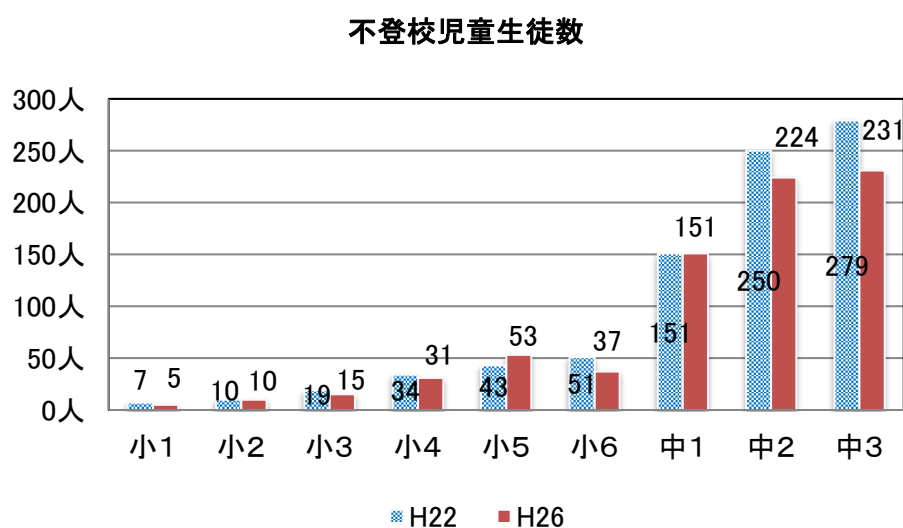
教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため策定されている国の教育振興基本計画によれば、地域の人々との付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子が地域で孤立するという深刻な状況も生じている。また、家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの課題に社会全体で向き合うことが重要となっているとのことである。

④ 子どもの学習・生活面の課題

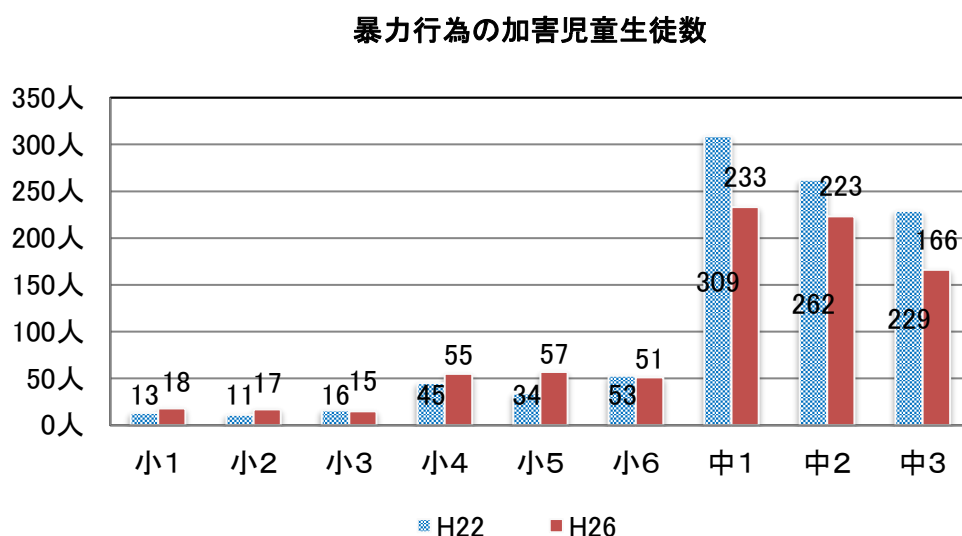
教育振興基本計画によれば、生活指導上の課題として、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数は依然として相当数に上っており、またいじめにより重大な被害が生じた事案があるとのことである。

市においても、各種取組の結果、不登校児童生徒数や中学校の暴力行為の加害生徒数、暴力行為発生件数は減少傾向にあるものの、小学生の暴力行為発生件数が増加傾向にあるとのことである。

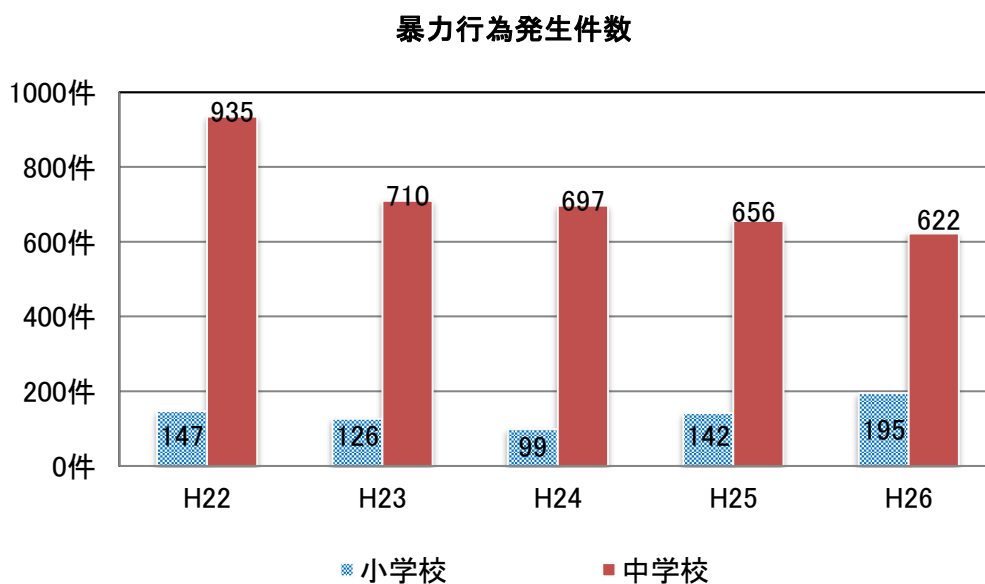
○ 市における不登校児童生徒数



○ 市における暴力行為の加害児童生徒数



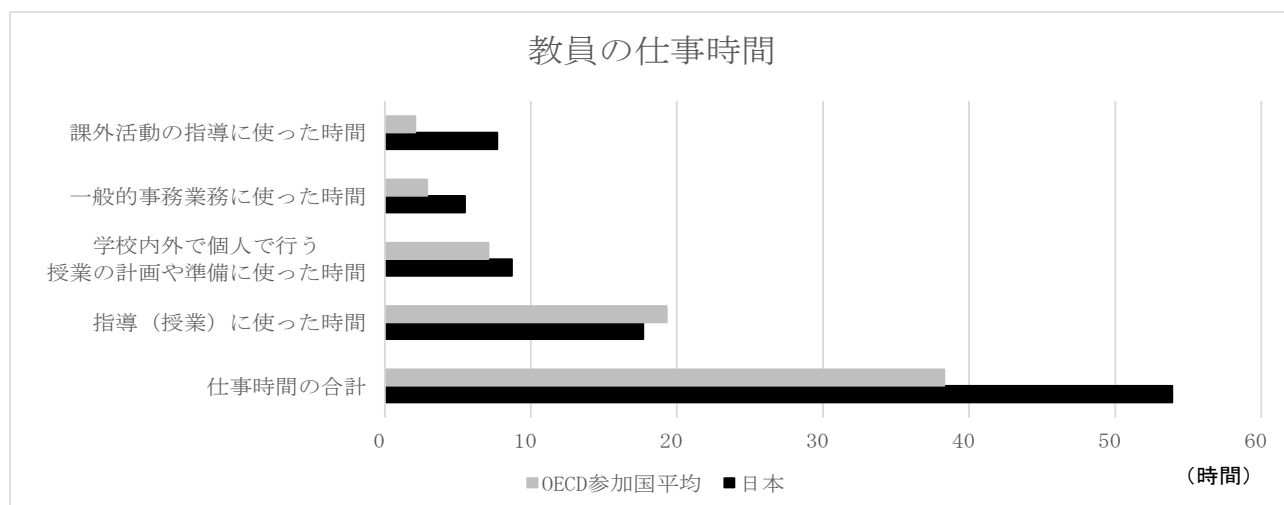
○ 市における暴力行為発生件数



(出所：いずれも第2期未来をつくる堺教育プランより抜粋)

⑤ 教員の負担

教育振興基本計画において、学校に求められる役割が増大し、教員に負担がかかっていることが指摘されている。OECDの調査では、我が国の中学校教師の授業時間は調査参加国の平均を下回っている一方、勤務時間は上回っている。質の高い学校教育を持続発展させるために、従来の学校の組織体制を改革する必要があるといえる。



(出所：OECD 国際教員指導環境調査結果 (TALIS2013))

(2) 国の教育振興計画について

教育振興基本計画は、我が国を取り巻く状況を踏まえ、教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため国が策定する計画である。

教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）は、以下の 4 つの基本的方向性を示している。

◇4 つの基本的方向性

1. 社会を生き抜く力の養成
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
3. 学びのセーフティネットの構築
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

「1. 社会を生き抜く力の養成」では、多様で変化の著しい社会の中で生き抜くための主体的・能動的な力を獲得するための学力向上、いじめ、不登校、高校中退者の状況改善、「自立」「協働」「創造」の 3 つの理念の実現に向けた、生涯学習社会の構築等を目標としている。

「2. 未来への飛躍を実現する人材の養成」ではグローバル人材の育成のため、英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加等を目標としている。

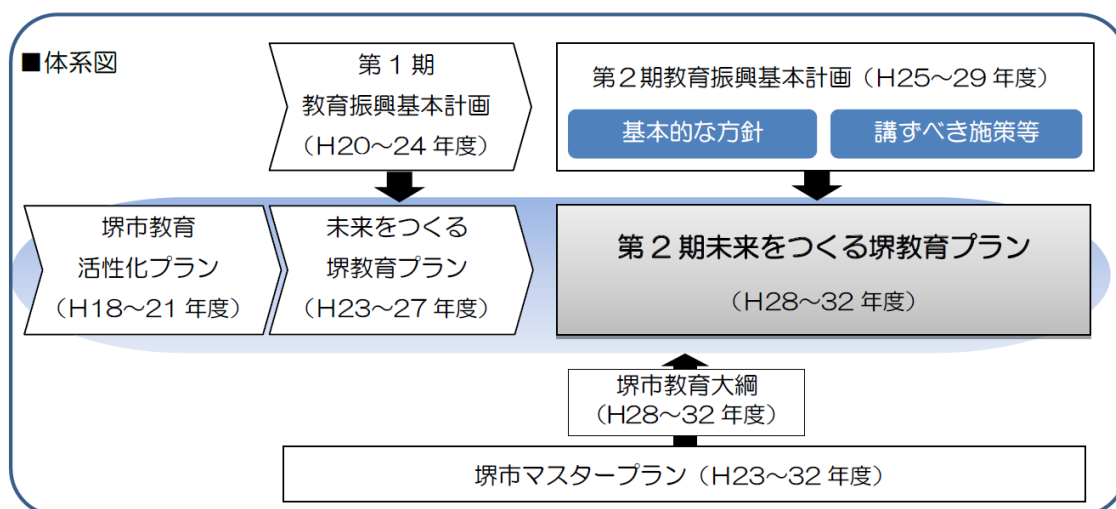
「3. 学びのセーフティネットの構築」では経済状況によらない意欲ある全ての者への学習機会の確保や、安全・安心な教育研究環境の確保等を目標としている。

「4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成」では学校と地域の連携・協働体制（活力あるコミュニティ）を構築すること、全学校における運営状況の評価実施等を目標としている。

(3) 市が策定する教育に係る各種計画について

市では、まちづくりの基本的な方向性と取組を示す計画として、「堺市マスタープラン」を策定している。また、国の教育基本計画及び教育行政の動向、社会経済情勢の変化、多様化する市民ニーズなどを勘案した上で、教育分野における目標と重点方針として、「堺市教育大綱」を策定している。

教育委員会は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定することが求められており、第 2 期教育振興計画に対応する計画として「第 2 期未来をつくる堺教育プラン」を策定している。「第 2 期未来をつくる堺教育プラン」は、市政全般の基本方針である「堺市マスタープラン」、「堺市教育大綱」との整合性を図っている。



(出所：第2期未来をつくる堺教育プラン)

① 第2期未来をつくる堺教育プラン

「第2期未来をつくる堺教育プラン」では、市の教育理念、教育像の実現をめざして、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの市の教育の基本的な方向性を定めている。

本プランでは、5つの基本的方向性に基づく13の基本施策を掲げ、施策の展開を示している。

◇5つの基本的方向性

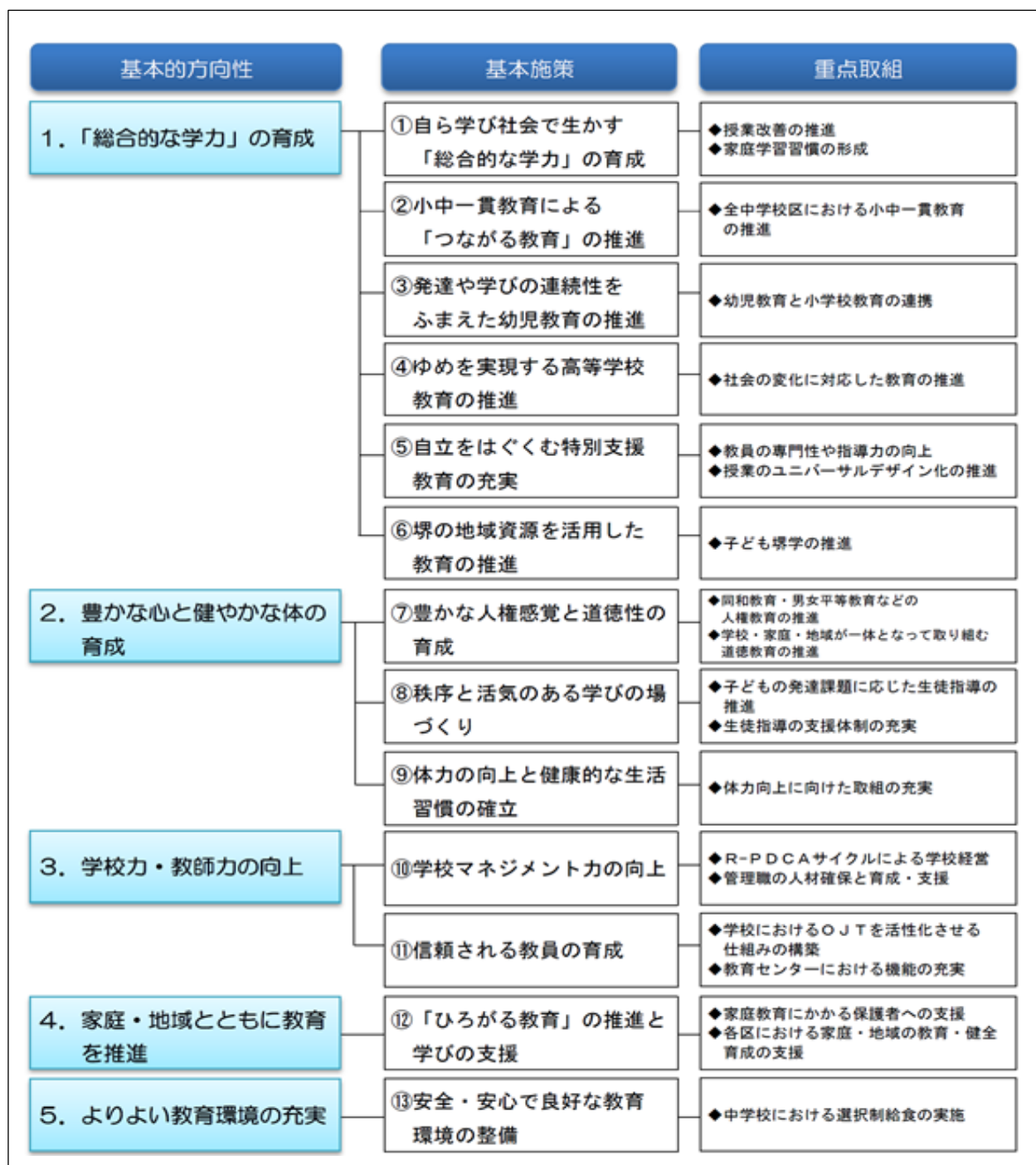
基本的方向性1	「総合的な学力」の育成
基本的方向性2	豊かな心と健やかな体の育成
基本的方向性3	学校力・教師力の向上
基本的方向性4	家庭・地域とともに教育を推進
基本的方向性5	よりよい教育環境の充実

◇13の基本施策

基本施策（1）	自ら学び社会で生かす「総合的な学力」の育成
基本施策（2）	小中一貫教育による「つながる教育」の推進
基本施策（3）	発達や学びの連続性をふまえた幼児教育の推進
基本施策（4）	ゆめを実現する高等学校教育の推進
基本施策（5）	自立をはぐくむ特別支援教育の充実
基本施策（6）	堺の地域資源を活用した教育の推進
基本施策（7）	豊かな人権感覚と道徳性の育成
基本施策（8）	秩序と活気のある学びの場づくり
基本施策（9）	体力の向上と健康的な生活習慣の確立
基本施策（10）	学校マネジメント力の向上

基本施策（11）	信頼される教員の育成
基本施策（12）	「ひろがる教育」の推進と学びの支援
基本施策（13）	安全・安心で良好な教育環境の整備

5つの基本的方向性と13の基本施策の関連は以下の通りである。



（出所：第2期未来をつくる堺教育プラン）

② 堺市マスタープラン

市では、平成 13 年 2 月にまちづくりの長期的指針となる総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」を策定している。この総合計画の基本構想のもと、市民・子ども・産業・まちが元気で、堺市が将来にわたり発展を続けるための都市経営の基本戦略として、平成 23 年 3 月に「堺市マスタープラン」を策定し、取り組むべき政策の方向性を示している。

本マスタープランでは、市政を取り巻く中長期的な動向を見据えたうえで、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 10 年間の、まちづくりの方向性を示している。

教育は基本政策の 1 つに位置付けられており、「基本政策 3 次代を担う子どもを健やかにはぐくみます」に各施策が記載されている。

◇7 つの基本政策

基本政策 1	暮らしの確かな安全・安心を確保します
基本政策 2	誰もが幸せで、暮らしの質の高いまちを実現します
基本政策 3	次代を担う子どもを健やかにはぐくみます
基本政策 4	産業を振興し、地域の持続的発展を支えます
基本政策 5	持続可能な環境共生都市を実現します
基本政策 6	まちの魅力向上と、賑わいと交流のまちづくりを進めます
基本政策 7	地域主権を確立し、真の自治都市を実現します

◇基本政策 3 の施策

施策 3-1	子育て世帯への支援と負担の軽減
施策 3-2	社会全体で子どもをはぐくむ仕組みづくり
施策 3-3	学ぶ力・生きる力の育成
施策 3-4	教育・生活環境の充実

③ 堺市教育大綱

「堺市教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき、地方公共団体の長が策定する大綱として位置づけられるもので、堺市総合教育会議における協議・調整を経て平成 28 年 2 月に策定している。

目標（すべての堺っ子が尊重され、ゆめに挑戦できる教育）の実現をめざし、重点的に取り組む基本的な方向性として 4 つの重点方針を示している。

◇4つの重点方針

重点方針1	悠久の歴史の中で受け継がれた「堺3つの遺伝子（自由・挑戦・匠）」を開花させる教育
重点方針2	社会で生き抜く「人間力」をはぐくむ教育
重点方針3	家庭、地域、学校、行政が連携し、支え合う教育システムの強化
重点方針4	堺っ子の成長を支える良好な学校教育環境の確立

3. 堺市の教育関連事業の概要

(1) 第2期未来をつくる堺教育プラン実施プログラムと教育関連事業について

「第2期未来をつくる堺教育プラン」に掲げた施策の効果的かつ着実な推進のために、「第2期未来をつくる堺教育プラン実施プログラム」を定め、策定期間において取り組む主な事業を明らかにしている。

「基本的方向性1 『総合的な学力』の育成」では、学力（教科学力）育成を中心とした事業（「基本施策1 自ら学び社会で生かす『総合的な学力』の育成」）や、学びの基礎力をはぐくむ幼児教育、小中一貫教育・高等教育までの各段階の教育の充実に関する事業（「基本施策2 小中一貫教育による『つながる教育』の推進」、「基本施策3 発達や学びの連続性をふまえた幼児教育の推進」、「基本施策4 ゆめを実現する高等学校教育の推進」）、障害のある子どもたちへの支援充実に関する事業（「基本施策5 自立をはぐくむ特別支援教育の充実」）、堺の地域資源を活用した「子ども堺学」（「基本施策6 堺の地域資源を活用した教育の推進」）を実施する。

「基本的方向性2 豊かな心と健やかな体の育成」では、人権・道徳教育事業（「基本施策7 豊かな人権感覚と道徳性の育成」）、教育にまつわる相談や指導に関する事業（「基本施策8 秩序と活気のある学びの場づくり」）、部活動を含めた体力向上や食育に関する事業（「基本施策9 体力の向上と健康的な生活習慣の確立」）を実施する。

「基本的方向性3 学校力・教師力の向上」では、学校力・教師力の向上として、外部人材による管理職支援等（「基本施策10 学校マネジメント力の向上」）、教職員研修等に関する事業（基本施策11 信頼される教員の育成）を実施する。

「基本的方向性4 家庭・地域とともに教育を推進」では、保護者や地域に対する支援、放課後等の児童健全育成のための事業、図書館に関する事業（「基本施策12 「ひろがる教育」の推進と学びの支援」）を実施する。

「基本的方向性5 よりよい教育環境の充実」では、中学校給食に関する事業、ICT化推進事業、学校規模の適正化・施設整備に関する事業（基本施策13 安全・安心で良好な教育環境の整備）を実施する。

「第2期未来をつくる堺教育プラン実施プログラム」に記載される事業名と市が業務を実施する主な事務事業単位との関連性を次のように整理している。

「第2期 未来をつくる堺教育プラン」実施プログラムの事業内容	事業名
--------------------------------	-----

【基本的方向性1】「総合的な学力」の育成

基本施策（1）自ら学び社会で生かす「総合的な学力」の育成

（1）－ ① 学力向上推進事業	小中一貫教育・学力向上推進事業
（1）－ ② 英語教育推進事業	英語教育推進事業
（1）－ ③ キャリア教育推進事業	子ども堺学推進事業
（1）－ ④ 学校図書館教育推進事業	学校図書館教育推進事業
（1）－ ⑤ 科学教育推進事業	科学教育推進事業
	理科実験準備等支援事業
（1）－ ⑥ 堺マイスタディ事業	堺マイスタディ事業

基本施策（2）小中一貫教育による「つながる教育」の推進

（2）－ ① 小中一貫教育推進事業	小中一貫教育・学力向上推進事業
-------------------	-----------------

基本施策（3）発達や学びの連続性をふまえた幼児教育の推進

（3）－ ① 幼児教育推進事業	幼児教育推進事業
	幼児教育充実事業

基本施策（4）ゆめを実現する高等学校教育の推進

（4）－ ① ゆめをはぐくむ高等学校教育推進事業	夢をはぐくむ高校教育推進事業
--------------------------	----------------

基本施策（5）自立をはぐくむ特別支援教育の充実

（5）－ ① 特別支援教育環境整備事業	特別支援教育環境整備事業
（5）－ ② ユニバーサルデザインスクール事業	ユニバーサルデザインスクール事業
（5）－ ③ 特別支援教育推進事業	特別支援教育推進事業

基本施策（6）堺の地域資源を活用した教育の推進

（6）－ ① 子ども堺学の推進	子ども堺学推進事業
-----------------	-----------

【基本的方向性2】豊かな心と健やかな体の育成

基本施策（7）豊かな人権感覚と道徳性の育成

（7）－ ① 人権教育の推進	人権教育推進事業
	人権学習推進事業
（7）－ ② 道徳教育の推進	豊かな心の育成事業
（7）－ ③ 堺・スタンダードの推進	子ども堺学推進事業

基本施策（8）秩序と活気のある学びの場づくり

（8）－ ① 生徒指導の推進と生徒指導の支援体制の充実	生徒指導支援事業
	スクールサポート事業
	スクールカウンセラー配置事業
（8）－ ② 教育相談事業	教育相談事業

基本施策（9）体力の向上と健康的な生活習慣の確立

（9）－ ① 体力向上推進事業	体力向上推進事業
（9）－ ② 食育推進事業	食育推進事業
	学校給食における地産地消推進事業
（9）－ ③ 部活動推進事業	部活動推進事業

「第2期 未来をつくる堺教育プラン」実施プログラムの事業内容	事業名
--------------------------------	-----

【基本的方向性3】学校力・教師力の向上

基本施策（10）学校マネジメント力の向上

(10)－① 学校マネジメント支援事業	学校管理職支援事業
	労働安全衛生委員会運営事業
(10)－② 堺版 コミュニティ・スクール推進事業	堺版コミュニティ・スクール推進事業

基本施策（11）信頼される教員の育成

(11)－① 教職員研修事業	教職員研修事業
(11)－② 教職員採用事業・人事配置	教職員採用事業
	堺・教師ゆめ塾

【基本的方向性4】家庭・地域とともに教育を推進

基本施策（12）「ひろがる教育」の推進と学びの支援

(12)－① 家庭教育をはじめとした保護者への支援や 地域での子どもの健全育成に対する支援	親育ち支援事業
	社会教育関係団体支援事業
(12)－③ 堺版コミュニティ・スクール推進事業（再掲）	堺版コミュニティ・スクール推進事業
(12)－④ 放課後等の健全育成事業	放課後児童対策事業
	放課後児童対策事業用施設整備事業
	放課後ルーム事業
	放課後子ども総合プラン事業
(12)－⑤ 地域の知の拠点としての図書館の充実	図書館管理運営事業
	図書館電算事業
	地域情報活用支援事業
	図書館整備事業

【基本的方向性5】よりよい教育環境の充実

基本施策（13）安全・安心で良好な教育環境の整備

(13)－① 中学校給食事業	中学校給食事業
	中学校給食施設等整備事業
	中学校夜間学級給食運営事業
(13)－② 学校教育ICT化推進事業	学校教育ICT化推進事業
(13)－③ 学校の教育環境の充実	学校規模の適正化事業
	小学校施設等整備事業
	小規模再編整備事業
	小学校普通教室への空調整備事業
	中学校施設等整備事業
	高等学校施設等整備事業
	幼稚園施設等整備事業
	小学校施設等整備事業（他局分）
	中学校施設等整備事業（他局分）
	特別支援学校施設等整備事業

（出所：第2期未来をつくる堺教育プラン 実施プログラム、及び教育委員会からの情報をもとに監査人が作成）

(2) その他の主な教育関連事業について

「第２期未来をつくる堺教育プラン」及び「第２期未来をつくる堺教育プラン実施プログラム」には示されていないものの、教育委員会事務局で実施している主な業務としては、学校園の学校評価方法の指導、学校園の業務改善に関する指導、学校園の危機管理に関する指導、学校園に対する事務監査指導の実施、学校の再編整備の検討、未利用地等の利用方法の検討等がある。

4. 監査対象

(1) 監査対象の基本的な考え方

監査の対象範囲については、教育委員会事務局にて実施している業務を抽出し、業務ごとに分類を行ったうえで、主な業務に関する財務事務の執行を監査の対象範囲としている。

ただし、主として学校教育を対象としていることから、教育委員会事務局にて実施している業務のうち一部の業務を監査対象範囲から除外している。

除外した主な業務	除外の理由
社会教育、人権教育、図書館、美原こども館に関する業務	主として学校教育を対象としているため。 ただし、放課後児童対策事業、放課後ルーム事業、放課後子ども総合プラン事業に関する業務については、学校教育との関連性の視点から今回の監査の対象範囲に含めている。

(2) 監査対象とした業務

教育委員会事務局が実施している業務のうち下記事項を監査対象とした。

業務	主な内容
教育委員会事務局の全 般業務関係	組織体制、過年度監査対応
学校経営管理関係	第2期未来をつくる堺教育プランにおける R-PDCA サイクルの実施、 学校力向上プラン（学校評価書）による学校評価、 学校園に対する指示事項の設定および遵守、 学校園に対する事務監査指導の実施、 学校園における危機管理、 学校園における業務改善、 学校園における外部人材の活用、 学校の再編整備に係る取組、 学校園跡地の活用方針
教育関連事業関係	各事業の契約事務、学校施設管理事業、学校給食事業、 学校給食における地産地消推進事業、食の安全事業、 小学校給食調理場整備事業、放課後等の健全育成に関する各事業、 小学校教育振興事業、学校管理職支援事業、 教育相談事業、教職員研修事業、堺・教師ゆめ塾事業、 生徒指導支援事業、スクールカウンセラー配置事業、 スクールソーシャルワーカー活用事業、 英語教育推進事業、学校図書館教育推進事業、 堺マイスタディ事業、 小中一貫教育・学力向上推進事業、地域人材活用事業、 部活動推進事業、幼児教育充実事業、 特別支援教育環境整備事業、特別支援教育推進事業
資産管理関係	教育委員会事務局及び学校園の物品・現金管理、 学校園における学校徴収金管理
施設設備管理関係	学校園の施設設備管理
教職員の勤怠管理関係	教職員の勤怠管理
情報システム管理及び 個人情報管理関係	教育に係る情報システム管理、 学校園における情報セキュリティ・個人情報管理、 ICT の活用

第3 監査の実施方法

1. 監査の主な視点及び実施した手続

次の(1)から(7)の各業務に関して、教育委員会事務局及び6 学校園（熊野小学校、安井小学校、鳳小学校、中百舌鳥小学校、鳳中学校、中百舌鳥中学校を対象学校園として抽出）に対して関係者への質問（書面調査を含む）、関係書類・帳票類等の閲覧・突合、現地視察等を実施し、その実態を調査・検討した。

(1) 教育委員会事務局の全般業務関係

監査の視点	・適切な組織体制の整備がなされているか ・学校教育に関連する全般的な業務にはどのような課題があり、それに対しどのような取組が実施されているか ・政令市として大阪府から移管された業務は適切に実施されているか ・監査委員監査への対応は適切に実施されているか 等
対象部署	総務課、教育政策課、教職員企画課、学校総務課
実施した手続	・関係者への質問（書面調査を含む） ・学校教育に関連する全般的な業務の課題や解決方法について質問 ・大阪府からの移管業務に関する関係書類・帳票類等を閲覧・突合 ・過去の監査委員監査での指摘事項と措置状況について質問

(2) 学校経営管理関係

① 堺教育プランにおける R-PDCA サイクル

監査の視点	・「第2 期未来をつくる堺教育プラン」の目標は適宜見直しが実施されているか ・各業務は適切に計画され、配分された予算に基づき適切に実施されているか ・事務事業の総点検における評価指標が適切か、実施結果は適切に作成されているか、評価指標は適宜見直されているか 等
対象部署	教育政策課、各事業の所管課
実施した手続	・関係者への質問（書面調査を含む） ・「第2 期未来をつくる堺教育プラン」、「第2 期未来をつくる堺教育プラン実施プログラム」、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書」等の関係書類・帳票類等を閲覧・突合 ・事務事業の総点検における評価指標、実施結果に対する質問及び検証

② 学校園における学校評価、学校園に対する指示事項

監査の視点	・学校園の評価システムとして実施している自己評価、学校関係者評価が適切に実施されているか ・学校園に対する第三者評価は適切に実施されているか ・「学校園に対する指示事項」は適切に遵守されているか 等
対象部署	学校指導課
実施した 手続	・関係者への質問（書面調査を含む） ・学校評価ガイドライン、学校評価書等の関係書類・帳票類等を閲覧・突合

③ 学校園に対する事務監査指導

監査の視点	・事務監査指導が効果的かつ効率的に実施されているか ・事務監査指導が計画通り実施されているか ・事務監査指導の実施頻度、実施内容は十分か ・事務監査指導の事後フォローは適切にされているか 等
対象部署	学校総務課
実施した 手続	・関係者への質問（書面調査を含む） ・事務監査指導結果等の関係書類・帳票類等を閲覧・突合

④ 学校園における危機管理

監査の視点	・学校園で「学校園における危機管理」を適切に作成し活用しているか ・学校園で「堺市学童集団下痢症に係る健康管理基本方針」を適切に遵守しているか ・「安全安心メール」が適切に活用されているか 等
対象部署	学校教育部（危機管理担当）、生徒指導課、保健給食課
実施した 手続	・関係者への質問（書面調査を含む） ・危機管理に関するマニュアル等関係書類・帳票類等を閲覧・突合

⑤ 学校園の業務改善

監査の視点	・各学校園で「堺市立学校園 取り組み実践事例冊子（業務改善について）」に基づき改善取組が実施されているか 等
対象部署	教職員企画課
実施した 手続	・関係者への質問（書面調査を含む） ・業務改善に関する関係書類・帳票類等を閲覧・突合

⑥ 学校園における外部人材の活用

監査の視点	・ 外部人材を有効に活用できているか ・ 外部人材の管理が適切にできているか ・ 外部人材の活用により部活動が効果的に実施されているか 等
対象部署	総務課、学校指導課、支援教育課、生徒指導課
実施した 手続	・ 関係者への質問（書面調査を含む） ・ 外部人材に関する関係書類・帳票類等を閲覧・突合

⑦ 学校の再編整備、学校園跡地の利活用

監査の視点	・ 学校の再編整備の検討が適時適切に行われているか ・ 学校園跡地が未利用地のまま放置されている場所はないか 等
対象部署	施設課、教育環境整備推進室
実施した 手続	・ 関係者への質問（書面調査を含む） ・ 再編業務、未利用地利用の検討資料等の関係書類・帳票類等を閲覧・突合

(3) 教育関連事業関係

① 契約事務

監査の視点	・ 委託業務の発注方法の見直し検討が適切に実施されているか ・ 委託業務において契約手続きは適正に行われているか ・ 委託業務において履行確認は適正に行われているか ・ 主要な事務事業が効率的、効果的に実施されているか 等
対象部署	総務課、施設課
実施した 手続	・ 関係者への質問（書面調査を含む） ・ 契約事務等の関係書類・帳票類等を閲覧・突合

② 教育関連事業の業務の見直し等

監査の視点	・ 各事業において事務処理が適切に実施されているか ・ 事業の有効性の検証がなされているか ・ 事業の経済性及び効率性に問題はないか ・ 事業の計画、予算執行、事業評価が適切になされているか 等
対象部署	総務課、教育政策課、学校指導課、各事業の所管課
実施した 手続	・ 関係者への質問（書面調査を含む） ・ 各事業に関する関連資料の閲覧（歳出決算書より検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）

(4) 資産管理関係

監査の視点	・ 物品、現金等は適切に管理されているか ・ 現金出納簿は適切に作成されているか ・ 備品、消耗品は適切に管理されているか ・ 備品台帳は適切に作成されているか ・ 使用されなくなった備品は適切に廃棄され、備品台帳から削除されているか ・ 学校徴収金は適切に管理されているか ・ 前渡資金について、規則に沿った手続きが行われているか ・ 現金、その他重要書類等を保管する金庫は適切に管理されているか ・ 公印等の印鑑は適切に管理されているか 等
対象部署	総務課、教育政策課、学校総務課、学校指導課、保健給食課、施設課、学校園
実施した 手続	・ 関係者への質問（書面調査を含む） ・ 現金、備品、金庫、公印等の管理状況の検討（対象部署、学校園より検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合するとともに実地確認を実施） ・ 学校徴収金の管理状況の検証（学校園より検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合するとともに実地確認を実施）

(5) 施設設備管理関係

監査の視点	・ 学校園の各種点検等は適切に実施されているか ・ 学校園の各種点検結果に基づき適切な改修・修繕計画が策定されているか ・ 改修、修繕工事が適切な手続によって実施されているか（予算見積もり、発注、検収など） 等
対象部署	施設課
実施した 手続	・ 関係者への質問（書面調査を含む） ・ 学校園の施設設備管理に関する支出業務の検証（歳出決算書から検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）

(6) 教職員の勤怠管理関係

監査の視点	・教職員に対し勤務時間外業務時間は適切に把握されているか ・常勤職員等について時間管理は適切にされているか ・部活動の指導管理は適切に実施されているか 等
対象部署	教職員企画課、教職員人事課
実施した 手続	・関係者への質問（書面調査を含む） ・勤務時間外業務時間の管理状況の検証（学校園において検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）

(7) 情報システム管理及び個人情報管理関係

監査の視点	・情報システムが適切に活用されているか ・情報セキュリティが適切に整備され運用されているか 等
対象部署	学校指導課、教育センター
実施した 手続	・関係者への質問（書面調査を含む） ・情報セキュリティの整備・運用状況についての検証（対象部署より検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）

2. アンケートの実施

(1) アンケートの実施方法

学校園 149 校中 24 校園を調査対象として抽出し、アンケートを実施した。

① アンケートの目的

現地調査を行った学校以外の各学校園の状況を追加的に把握することで、現地調査で確認した事項の補完を行う。

② アンケートの内容

学校園の取組についての状況、地域連携・人事関連に対する現状、学校財務事務（資金管理、備品管理、公金外現金管理）が適切に行われているかどうか及び教育委員会への要望事項などについてアンケート方式により調査を実施した。

③ アンケートの対象

地域や規模に偏りが出ないように対象学校園を監査人が抽出した。

種類	校数	対象学校園
小学校	13 校	榎、大仙西、東深井、深阪、日置荘、野田、美木多、竹城台東、原山ひかり、金岡、新金岡東、平尾、八上
中学校	7 校	月州、陵西、深井中央、野田、上野芝、三原台、原山台
高等学校	1 校	堺
特別支援学校	2 校	上神谷、百舌鳥
幼稚園	1 園	八田荘
合計	24 校園	

④ アンケートの方法

各校園長に対して E メールにより配信

配信日 8 月 22 日

回答期限 9 月 6 日

⑤ アンケート項目

アンケートは以下の 39 項目について実施した。

なお、アンケートの集計結果及び回答率については、「第 5 監査の実施結果」の各アンケート項目と関連する箇所において記載するとともに、必要に応じて集計結果をもとにした考察等を記載している。

アンケート項目	
1	学校閉庁日の設定、実施状況
2	定時退勤日の設定、実施状況
3	ノークラブデーの設定、実施状況
4	「堺市立学校園取り組み実践事例冊子」のチェックリストの活用状況
5	学校力向上プラン（学校評価書）や重点課題の達成に関する進捗管理
6	学校運営、教育活動に関する期待、希望等
7	学校経営に関する今後の課題
8	部活動指導員の活用状況
9	スクールサポーターの活用状況
10	校務・教務サポーターの活用状況
11	部活動指導員やサポーター活用状況
12	スクールカウンセラー配置状況
13	スクールカウンセラーの出勤管理状況
14	スクールカウンセラー未配置校の場合、スクールカウンセラーの来校状況
15	スクールカウンセラー未配置校の場合、スクールカウンセラーの来校希望状況
16	栄養教諭・学校栄養職員の配置状況
17	栄養教諭配置校の場合、現在の栄養教諭の活用状況 未配置校の場合、活用希望状況
18	栄養教諭未配置の場合、栄養教諭の支援状況
19	栄養教諭未配置校の場合、栄養教諭の来校希望状況
20	現金（公金）の保有状況
21	公金現金もしくは公金外現金の年度末残高の状況
22	校長名義の預金口座の保有状況（公金及び学校徴収金除く）
23	学校管理の預金口座の保有状況及び使用状況
24	切手の現有状況
25	金庫内保管物一覧表の作成状況
26	定期的な金庫内保管物のチェック状況
27	学校購入備品の定期的な現物確認の実施状況
28	学校購入備品の現物確認について、手順書の作成状況
29	学校購入備品の現物確認について、実施結果の文書化状況
30	廃棄申請済の備品について、廃棄漏れの状況

アンケート項目	
31	貸与機器の定期的な現物確認の実施状況
32	学校徴収金の種類について
33	学校徴収金の管理帳簿について、通帳残高との確認実施状況
34	現金徴収の学校徴収金について、学校保管の保有日数・金額状況
35	学校徴収金の未納状況
36	現金徴収の学校徴収金について、未納通知書の記載金額チェック状況
37	現金徴収の学校徴収金について、領収書への記載金額チェック状況
38	部活動費の集金・管理状況
39	部活動費について、関係帳簿や収支報告書に対する検査の状況

(2) アンケート対象学校園からの意見

アンケートにおいて、学校運営、教育活動を進めるにあたり、教育委員会に期待することや、改善を望むことを確認したところ、以下のような意見が得られた。

- ・仕事量、文書量の削減、学校に対する調査文書の削減
- ・教職員、講師、サポーター等の有能な人材確保
- ・教員の定数増と質の向上等教育予算の増加
- ・教職員の資質を向上させるための研修の実施
- ・人事異動の活性化
- ・教育環境（空調）の整備
- ・支援学級運営における生徒へのバックアップ体制 他

（ポイント）

働き方改革を進めていることもあり、仕事量や文書量の削減、教職員等の増員や有能な人材確保を期待する声があった。また現在の教職員の資質向上ができるよう研修の実施、人事異動の活性化を期待する声があった。その他、空調整備等の施設面の改善を期待する声があった。

また、校園長が学校園運営で不安に思われていること、今後の課題として考えられていることを確認したところ、以下のような意見が得られた。

- ・ 地域の教育力向上、若手教員の育成
- ・ 休日や課業時間外等といった学校管理外で起きた生徒間トラブルの対応
- ・ 病休者の発生と代替講師の確保
- ・ 質の高い初任者の確保の困難さ、中堅教員に対する質の高い指導体制が不足
- ・ 講師の同一校任用期間満了による交代、校務分掌の引継ぎ
- ・ 少子化による学校の小規模化、高等学校における受験者数の減少
- ・ 新高等学校学習指導要領の改訂への対応、大学入学者選抜試験への対応
- ・ 特別支援学校としての専門性の継承と向上、必要な人材の確保及び育成 他

(ポイント)

教職員の若年化が進む中、有能な若手教員の獲得や育成、中堅教員への指導体制の充実、学校現場の専門性の継承等が課題との声があった。また、多忙な学校現場の状況から教職員に欠員が生じた場合や、講師の交代が生じた場合に不安があるとの声があった。その他、少子化による小規模化への不安、学習指導要領の改訂への対応等についても不安があるとの声があった。

第4 監査の実施結果に関する総括

1. 監査の結果の区分

本報告書での結果の取扱は、「指摘事項」「意見」に区分している。

報告書上の区分	主な内容
指摘事項	・法令、基準等に違反していると認められるもの ・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

2. 監査の実施結果の総括

指摘事項・意見の詳細は「第5 監査の実施結果」に記載している。

当該事項のうち、主な事項を以下(1)～(10)に記載するとともに、それ以外の事項について「(11)その他」として表形式で記載している。

(1) スクールカウンセラーの勤怠管理について

「勤務条件通知書」によれば、スクールカウンセラー（当指摘事項において「SC」という。）の報酬は1時間当たり5,200円という時間単価で決定されており、また、所定時間を超える勤務時間がある旨記載されている。しかし、SCの勤怠管理は日次の出欠状況が記載される「出勤簿」のほか、緊急対応における「スクールカウンセラー相談記録報告書」及び「旅行命令書兼承認書（スクールカウンセラー用）」のみであり、勤務時間及び所定外労働時間の把握が厳密にできておらず、給与支払いの根拠となる時間の記録が残されていなかった。また、生徒指導課に確認したところ、平成29年度の緊急対応以外の所定外労働時間に関する報酬支払実績はないとのことであった。

この点、実際に月次で学校園を通じて提出される「スクールカウンセラー相談記録報告書」をサンプルで閲覧したところ、カウンセリング時間が中学校における所定時間（6時間）を超える案件が識別された。生徒指導課に確認したところ、このような緊急対応以外の所定外労働に対しては校園長とSC本人との合意のもと通常勤務日（時間）の振替で対応する方針であるが、勤務日（時間）の振替状況については生徒指導課では把握していないとのことであった。

生徒指導課において勤務時間の把握が適切に行われていないと、超過勤務手当等の支払うべき報酬が適切に支払われないおそれがある。また、勤務日（時間）の振替を進めていたとしても、所定外労働の発生や勤務日（時間）の振替状況が適切に把握できていない状況から、労働者が取得可能な代休取得の権利行使ができていないおそれがある。

学校園は、SCの勤務時間を把握し記録に残すとともに、所定外労働時間が発生した場合には、超過勤務手当を支払う、もしくはSC本人との合意のもと勤務日（時間）の振替を行う等の手続を行い、生徒指導課に報告すべきである（指摘事項1：118ページ参照）。

また、生徒指導課は、勤務時間が把握できるような「出勤簿」の様式を作成し、学校園においてSCの勤務時間や所定外労働時間、勤務日（時間）の振替状況を正確に把握し記録することができる体制を整えるとともに、学校園が適切に勤怠管理を実施しているかを適時に確認すべきである（指摘事項1続き：118・119ページ参照）。

(2) 「スクールソーシャルワーカー従事報告書」に対する校園長の承認について

生徒指導課ではスクールソーシャルワーカー(当指摘事項において「SSW」という。)の日次の活動場所を「スクールソーシャルワーカー従事報告書」に記載、報告を受けることとしている。また、「スクールソーシャルワーカー従事報告書」は活動状況の把握に加え、謝礼金計算の基礎としても使用される重要な報告資料であり、生徒指導課はSSWに対して、学校園訪問の際に活動した学校園名の記入に加えて校園長より印を受領するよう指示している。

しかし、平成29年度の「スクールソーシャルワーカー従事報告書」を閲覧したところ、校園長印の受領がないまま生徒指導課に提出・生徒指導課にて保管されている案件が見受けられた。

校園長印の受領がなければ、校園長がSSWの活動を把握し管理責任を果たしているか明確でなく、また、「スクールソーシャルワーカー従事報告書」の確認を行っていないければ、SSWが学校における活動日の記載を誤るなどの状況があっても、誤った活動状況が学校園において修正されないまま、生徒指導課にて謝礼金計算・支払が行われる可能性がある。

生徒指導課はSSWに対し、学校園訪問の際の「スクールソーシャルワーカー従事報告書」への校園長印受領を徹底するよう指導し、事後的にチェックを行うべきである(指摘事項2:124・125ページ参照)。

(3) 教育情報ネットワークの保守管理委託業務の履行確認について

教育情報ネットワークの保守管理業務委託の履行確認の際に用いる委託業務成績表には、委託に関する仕様書に記載されているサービス内容の一部のみが記載されている状況であった。この状況では、仕様書に記載されているサービス内容が適切に実施されたかどうかを委託業務成績表において網羅的に評価できず、十分な役務提供を受けていないにも関わらず支払が行われるおそれがある。

仕様書のうち保守マネジメントやハードウェア故障修理、ソフトウェア故障修理は委託業務成績表において評価対象として記載されているが、予防保守(ハードウェアの定期点検の実施の有無)や、データ復旧(バックアップデータ復元が実施されたか)などの仕様書項目が成績表に網羅的に記載されておらず、評価対象となっていない。仕様書に記載されているサービス内容については全て委託業務成績表の評価対象に追加すべきである(指摘事項10:189・190ページ参照)。

(4) 情報セキュリティ監査の実施について

堺市立学校電子計算機管理運用規程第13条(監査の実施等)第1項において、「情報システムによって処理する事務が、情報セキュリティポリシーを遵守して適正になされているか否かについて監査するため、情報セキュリティ監査統括責任者を置く。」

とあり、第3項において、「情報セキュリティ監査統括責任者は、第1項の規定による監査について、その期日、手法その他必要な事項を定め、年1回以上実施しなければならない。」とされている。

しかし、この規程に基づく監査計画の立案及びその実施は行われていなかった。そのため、当該規程の遵守状況（外部からの不正アクセスや不正改ざん、個人情報漏洩や不正利用等への対応等）が適正かどうか判断できないおそれがある。

当該規程の遵守状況の適正性を判断し、事故の発生を未然に防止するためにも、情報セキュリティ監査の実施要領等を策定し規程に基づく監査を実施すべきである（指摘事項11：190ページ参照）。

なお、教育センターでは情報セキュリティ監査項目を検討し、平成30年度中に監査を開始する予定とのことであるため、確実に実施いただきたい。

(5) 学校の再編整備に関する標準ロードマップ管理について

学校の再編整備を行うにあたって、教育環境整備推進室では学校へのヒアリングや地域住民、保護者の代表からの意見聴取等を重ね、保護者や地域住民等の十分な理解を得る活動を実施してきている。これらの活動から、教育環境整備推進室では再編整備を行うにあたりどのような事項をどのタイミングで実施するかを経験を得て、十分かつスムーズな取組が実施できる状況にあるものと思われる。

ただし、現時点ではこうした経験を踏まえた再編整備を行う際の、標準的なロードマップや留意点等を整理した資料は作成されていない。

このため、教育環境を整備しつつ保護者や地域住民等の理解を得られるような今までの取組経験が活かされず、再編整備の取組に関する進捗確認が不十分となり、教育環境の向上が見込まれる学校の再編整備が適時に実施できないおそれがある。

教育環境の向上を適時に実現しつつ、保護者や地域住民のニーズを踏まえた再編を実施できるよう、今までの取組経験や課題への対応実績を活かした再編整備に関する標準ロードマップの作成や留意点等の整理、およびロードマップに基づいた進捗管理の徹底による適時な取組実施の推進が望まれる（意見6：73ページ参照）。

(6) 栄養教諭未配置校におけるアレルギー対応への体制の充実について

食物アレルギーを有する児童生徒数は増加しているとの文部科学省の全国実態調査がある中、学校園における食物アレルギー対応の必要性は増加しているものと考えられる。食物アレルギーを有する児童生徒の対応を行うためには、学校の教職員全員の共通理解が必要であり、校園長のリーダーシップのもと、各教職員が役割を担う必要があり、給食等の際の児童生徒の食物アレルギー対応については、学級担任が中心となって行っている。

栄養教諭（学校栄養職員を含む。当意見において同じ。）配置校では栄養教諭が、給食場で、マニュアルや個別のプランに基づき、除去食の調理・配膳作業の管理を行う等、食物アレルギー対応に関与している。一方、栄養教諭未配置校においては、給食主任や学級担任が中心となって確認を行う中で、栄養教諭配置校に比べて、専門家である栄養士のサポートを受けにくい状況にある。

食物アレルギーを有する児童生徒数が増加している状況において、学校園における食物アレルギーの問題は、対応を誤れば命に関わる危険があり、リスク管理上極めて重要である。保健給食課の管理栄養士が訪問指導するなど、栄養教諭未配置校が栄養士のサポートを受けられるよう保健給食課でも対応しているところであるが、例えば栄養教諭配置校の栄養教諭が未配置校を定期または不定期に訪問し、食物アレルギー対応に関する助言を行うなど、食物アレルギー対応に対するさらなるサポートの充実を図れる体制の構築について検討することが望まれる（意見 11:87・88 ページ参照）。

(7) 全児童対策事業である放課後子供教室のあり方検討について

堺っ子くらぶ設置校 21 校については、「のびのびルーム」と「すくすく教室」の両方のサービスが提供されている。

一方、堺っ子くらぶが設置されていない堺市放課後児童対策事業「のびのびルーム」設置校においては、一部の学校に高学年の児童に対し学習活動等の放課後における居場所の提供を行う「堺市放課後ルーム」が設置されているものの、低学年に対しては学習活動等の放課後における居場所の提供がなされていない状況である。

また、「堺市放課後ルーム」が設置されていない学校では、就労支援を重視する「のびのびルーム」のみが設置され、学習活動等の放課後における居場所の提供を行うサービスが高学年・低学年ともに提供されていない状況である。

堺っ子くらぶの「すくすく教室」には、教育職員免許状所持者等専門的な知識や経験を有する「主任学習アドバイザー」等が配置され、宿題等の自主学習及び活動への支援を行う役割がある。こうした教室が開催されている学校とそうでない学校があり、提供されるサービスに差が生じている。

現在、「堺教育プラン」において、「堺市放課後ルーム」は、堺市放課後児童対策事業「のびのびルーム」に統合し、また、平成 32 年度末を目安に、全児童対策事業である放課後子供教室のあり方についても検討するという方針となっている。

放課後子供教室のあり方については、学習活動等の放課後の居場所の提供を行うサービスとして全小学校での提供が可能となるよう、その内容について検討を進めることが望まれる（意見 15 : 103 ページ参照）。

(8) スクールサポーターのサポーター登録について

学校園においてスクールサポーターの外部人材管理システムへの登録状況を確認したところ、複数名の堺マイスタディスタッフについてサポーター登録がなされていない事案があった（鳳小学校）。スクールサポーター制度は有償を前提としている制度であり、外部人材登録は謝礼金支払のために実施しているとのことである。

学校園に確認したところ、当該サポーターらに対して登録依頼は行ったものの、謝礼金及び登録の辞退があったとのことである。別の登録済サポーターからの紹介であり身元に一定の信頼性はあると考えたこと、スクールサポーターの登録に関する市の規程や要綱等の定めはなく、登録は強制ではないとの認識から、結果的に登録が行われていなかったとのことであった。

学校現場で発生した事故等に関しては、有償・無償に関わらず保険の補償範囲内であるとのことであるが、たとえ保険により補償が得られるような状況だったとしても、外部人材登録がなされていない人材が、学校内でサポーター活動を行い、仮に事故が発生した場合、市や学校園における、混乱の原因ともなる。

学校園の中で活動し、児童生徒と密接にかかわるスクールサポーターについては、学校園における管理上人材登録を行わせるのが望ましく、規程等を整備した上で、外部人材管理システムへの登録を原則とすべきである。また、スクールサポーターのシステムへの登録を不要とした場合でも、安全管理上からも、無償ボランティアとして、教育委員会事務局の所管部署や学校園は各サポーターの氏名や連絡先等の情報の記録を徹底するよう、記録方法の明確化と記録の実施徹底が望まれる（意見 27：139 ページ参照）。

(9) 学校徴収金の未納対策について

各学校園に対する監査人によるアンケートの結果、平成 30 年 8 月末時点において学校徴収金の未納を認識しているかとの質問に 24 校中 22 校が学校徴収金の未納を認識しており、1 校が未納を認識していない、1 校が未回答という状況で、ほとんどの学校園で学校徴収金の未納を認識しているとの回答が得られた。

未納を認識していると回答した学校園のうち 18 学校園から未納件数とその金額の回答を得ており、ほとんどの学校では、未納の件数が 40 件以下となっていたが、1 校においては未納件数 163 件であり、金額は 705,920 円にも及んでいた。

【アンケート結果（学校徴収金の未納件数及び未納金額 18 学校園より回答有）】

未納件数	校園数	未納金額(円)
0～3 件	7 校園	0 円～65,095 円
7～19 件	6 校園	28,000 円～770,000 円
33～40 件	4 校園	142,810 円～516,000 円
163 件	1 校園	705,920 円

これらの未納については小学校では 3 月末には、中学校では卒業時には回収により解消するとの説明を受けている。

各学校徴収金の教育委員会事務局における所管部署において、各学校園で発生している学校徴収金の未納件数や未納金額について、正確な数字は把握できていないとのことである。学校徴収金の未納に対しては各学校園で対策を講じているものの、当該業務は本来的な教育業務への専念の妨げとなっているおそれがある。

こうした未納対策については学校園にノウハウが少ない可能性もあることから、各学校徴収金の教育委員会事務局における所管部署は、学校園の学校徴収金の未納状況を適時に把握し助言できる体制を整えるとともに、未納時における学校徴収金の回収体制（回収責任者の決定を含む）を明確にして、未納金への対応の在り方を現行マニュアル等に盛り込むなど、未納の発生防止、発生した未納の回収促進策について、学校園と連携して、継続的な取組を進めることが望まれる（意見 45：177・178 ページ参照）。

(10) 事務事業総点検シートに関する気づき事項について

各教育関連事業を監査する際に利用した「事務事業総点検シート」を閲覧する中で、事業の効果を測定する根拠となる活動指標、成果指標の設定が適切でなく、事業の効果を適切に評価できなくなる可能性がある事例が見受けられる。こうした状況では、予算編成の資料としても十分に機能しないこととなるとともに、事業評価の評価結果が不適切ではないかとの誤解を市民に与えるおそれがある。

適正な事業評価、効果的な予算編成を実施し、また事業評価結果を適切に外部に公表するためには、適切な指標設定は重要であり、設定内容を見直すことが望まれる（意見 30：155～158 ページ参照）。

(11) その他

「教育関連事業（主として学校教育）に関する財務事務」に関する上記以外の監査の実施結果については下記の表のとおりである。なお、これらの詳細は「第5 監査の実施結果」に記載している。

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見の内容
1. 学校経営管理に関する事項			
59	意見 1	(4) 学校園に対する事務監査指導の実施	学校園の適切な事務執行の確保の観点からは事務監査指導が担う役割は大きく、事務監査指導の目的や位置づけ並びに具体的な手続を明確にするよう要領等を整備することが望まれる。 また、具体的な手続の見直し方法（重点的な取組項目の設定など）についても要領等を含めることが望まれる。
60	意見 2	(4) 学校園に対する事務監査指導の実施	各所管課の事務監査指導の実施計画をとりまとめる担当課を定め、所管課間で連携して効果的な事務監査指導を実施できるような体制の整備を検討することが望まれる。
60	意見 3	(4) 学校園に対する事務監査指導の実施	事務監査指導における指摘事項に対し、学校園で十分な対応が行われたかを確認するフォローアップ体制を整備することが望まれる。
63	意見 4	(5) 学校園における危機管理	緊急対応マニュアルが各学校園の実態に応じて実効性があり活用できるものとなっているか、予防的取組が実施されているかについて、危機管理に関する知見を有する危機管理担当が確認を行うことが望まれる。
65	意見 5	(6) 学校園における業務改善	各学校園の実情に配慮しつつ教職員全員に「業務改善のためのチェックシート」の活用を促すことにより、管理職や衛生委員会担当者以外の教職員に業務改善の意識の向上を図ることが望まれる。
74	意見 7	(8) 学校の再編整備に係る取組	再編整備懇談会前に再編整備の意義や他の事例の紹介を保護者や地域住民向けに行うなど、理解醸成を図る手法の検討が望まれる。また、こうした理解醸成を図る手法の1つとして、中立公正な立場からの意見を得られるよう外部専門家（学校教育、学校経営の専門の大学教授など）が参画した保護者や地域住民向け説明も有用と考えられるため、併せて検討することが望まれる。

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見の内容
74	意見 8	(8) 学校の再編整備に係る取組	小規模中学校についても校区の状況に応じながら、適正規模化に向けた検討を引き続き進めることが望まれる。
2. 主な教育関連事業に関する事項			
80	意見 9	(2) 学校施設管理事業（小学校）	総務課により作成される委託契約の成績表について、日報の確認等、実質的な履行確認を行っているのは学校であるため、総務課による確認が形式面にとどまっているが、総務課による十分な履行確認と成績評価の実施が必要と考えられる。具体的には、現状委託業者から学校と総務課にそれぞれ送付されている月次の業務完了報告書について、一旦委託業者が学校の責任者の確認・押印を受けた後、それを総務課に送付して、総務課でも学校の履行確認の状況を月次でモニタリングする等の対応が望まれる。
81	意見 10	(2) 学校施設管理事業（小学校）	校務・教務サポーターについて、学校園のニーズに合った人材配置が行えるよう、総務課にて積極的な人材確保に向けた方策の検討を進めることが望まれる。
88	意見 12	(4) 小学校給食事業	食の指導や食育の授業等のさらなる充実のためにも、例えば栄養教諭（学校栄養職員を含む。当意見において同じ。）配置校の栄養教諭が未配置校を定期または不定期に訪問し、食の指導や食育の授業等をサポートしやすい体制の構築について検討することが望まれる。
94	意見 13	(6) 食の安全事業	月 2 回の保健給食課における会議の議事録等を作成し、会議内容の後日の確認や巡回栄養士が入れ替わった際の会議内容の引継ぎに活用するとともに、指導内容の共有等により職員の専門性の向上に役立てることが望まれる。
102	意見 14	(8) 放課後等の健全育成に関する各事業	受益者負担割合が国の考え方と乖離してきた際に負担金改定検討等をスムーズに行えるよう、予算要求の際に放課後子ども支援課として負担割合を算出し検討した結果を、記録として残すことが望まれる。
107	意見 16	(11) 教育相談事業	面接相談において、相談者から相談対応者の対応状況について意見を収集する仕組みの導入を検討し、相談対応の見直し等の方策を講じられる仕組みの整備が

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見の内容
			必要と考える。
108	意見 17	(11) 教育相談事業	電話相談の委託業者の選定について、24 時間 365 日体制という相談時間の設定もあり受託業者が見つかりにくい状況で、一般競争入札において 1 社のみの応募となっている。事業内容の質を確保できる範囲で仕様内容や公募期間の見直しを検討するなど、受託できる業者の幅を広げられないか検討することが望まれる。
110	意見 18	(12) 教職員研修事業	基礎知識関連の研修や集合研修の事前学習、研修欠席者に向けたフォロー研修については E ラーニングやビデオ研修で十分効果があると考えられ、今後こうした E ラーニングやビデオ研修を充実させ教職員に知識習得等の機会を増やすことを検討することが望まれる。
112	意見 19	(13) 堺・教師ゆめ塾	ゆめ塾卒業生のうち市の教員採用試験を受験した人数の割合を指標として設定する等、優秀な人材を市に輩出できているかといったゆめ塾事業の効果を測る指標設定の見直しが望まれる。
119	意見 20	(15) スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラー(当意見において「SC」という。)未配置校において、生徒指導上の問題への SC の活用や、SC の有する専門的知見の共有といったメリットを踏まえ、生徒指導課において SC 未配置校のニーズに応じ、近隣の SC 配置校からの SC の積極的な訪問が望まれる。
125	意見 21	(16) スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカー(当意見において「SSW」という。)への相談件数が近年急激に増加しており、現状の SSW の要員では、相談の解消率が今後も低下し、児童生徒の抱える課題への対応が遅れることとなる。SSW の質については十分に留意したうえで、国の目標であるすべての中学校区への SSW の配置に向けて方策を検討することが望まれる。
129	意見 22	(17) 英語教育推進事業	英語教育推進業務(ネイティブスピーカー派遣事業)は、プロポーザルで選定された業者と、5 月から翌年 3 月までの単年度契約を締結している。ネイティブスピーカーの配置はその後となるため、1 学期から派遣

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見の内容
			を行うことが困難となっており、ネイティブスピーカー派遣期間は契約期間のうち2・3学期（8月～3月）となっている。 優秀な人材の確保による英語教育充実及び契約事務の効率化の観点から、当該事業の複数年度契約への変更を検討することが望まれる。
129	意見 23	(17) 英語教育推進事業	市における、英検準1級もしくはTOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上のいずれかを達成する中学校英語教員の割合は国の求める水準や全国平均に比べると低い水準であることを勘案し、教育委員会は、中学校英語教員の外部試験の資格取得率の向上に努めることが望まれる。
138	意見 24	(21) 地域人材活用事業	スクールサポーターの活動記録簿について、1人のサポーターが同じ月に複数のサポーター活動を行った場合や、1日に2回活動をした場合に対応できるよう、学校指導課より学校園において使用しやすくかつ正確な記入が可能な活動記録簿を例示することが望まれる。
139	意見 25	(21) 地域人材活用事業	複数のスクールサポーターについて活動管理簿が作成されていなかった。活動管理簿が作成されないと、活動の根拠資料がなく、事後的にスクールサポーターの活動状況が確認できないため、活動管理簿の作成を徹底し管理することが望まれる。
139	意見 26	(21) 地域人材活用事業	学校園においてスクールサポーターの活動管理簿のボールペン等による記載や、校園長の確認を徹底することが望まれる。
146	意見 28	(22) 部活動推進事業	ノークラブデー設定の達成状況が客観的に確認できるよう、ノークラブデーの設定に関する統一的な基準を検討し、生徒指導課が現在策定中の「運動部活動の方針」等で例示することが望まれる。
146	意見 29	(22) 部活動推進事業	ノークラブデーの設定状況を把握できるよう、全ての部活動からノークラブデーの設定予定を含む部活動の予定表が管理職に提出されるよう徹底することが望まれる。

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見の内容
3. 資産管理に関する事項			
160	意見 31	(1) 教育委員会事務局各部署における物品・現金管理	古いワープロやノートパソコンなど、現在使用しておらず今後も使用見込みのない備品については、適切に廃棄物として処分を行い、管理コストの削減及びスペースの有効活用を図ることが望まれる。
163	指摘事項 3	(2) 各学校園における物品・現金管理	エクセルの出納簿を廃止し、手書きの現金出納簿による整理を徹底するとともに、現金出納簿の記載様式に従い、現金出納簿を校長が確認したことを示す押印を徹底すべきである。
163	指摘事項 4	(2) 各学校園における物品・現金管理	学校園は、現金出納簿への記帳の際に、学校総務課から示されている様式に基づき受入れ、払出し、資金残高等の正しい記載を徹底すべきである。
163	意見 32	(2) 各学校園における物品・現金管理	学校園で適切に現金出納簿が作成できるよう、学校総務課において現金出納簿の様式の説明を充実させることが望まれる。 また、学校総務課は事務監査指導で現金出納簿をチェックする際に、現金出納簿が正しく作成されているかを確認し指導を行うことが望まれる。
164	意見 33	(2) 各学校園における物品・現金管理	前渡資金が学校園の口座に入金された際に、学校園では適時に渡すべき教職員に渡すことを徹底するとともに、現金出納簿の残高が年度末には 0 円になっていることを管理職が確認、0 円になっていない場合にはその原因を追求し不明金が生じないよう対応することが望まれる。 また、学校園で管理している預金口座で不明金が発生した場合には、発生した原因を調査し適切に返金等の処理を行うとともに、今後は発生した都度適時に原因を追究し不明金が生じないよう対応することが望まれる。
165	意見 34	(2) 各学校園における物品・現金管理	各学校園において、管理職が定期的に口座の使用状況を確認し、使用見込みのない口座は早期に解約し、不要な口座は保有しないように徹底することが望まれる。 また、各公金外現金の教育委員会事務局における所管部署では、学校園が保有している口座を網羅的に把握

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見の内容
			するとともに、学校園に対し長期不使用で使用見込みのない口座は早期に解約し、不要な口座は持つべきではないとの指導を徹底することが望まれる。 さらに、事務監査指導の際に長期不使用となっている口座の有無の確認は有用と考えられるため、事務監査指導における実施項目への追加を行うことを検討することが望まれる。
165・166	意見 35	(2) 各学校園における物品・現金管理	金庫内保管物一覧表を作成及び定期的に更新するとともに、定期的に金庫内保管物一覧表と現物のチェックを行うことが望まれる。 また、事後的にチェックの有無を事務監査指導等で確認できるようチェックの証跡を残すことが望まれる。
166・167	意見 36 意見 37	(2) 各学校園における物品・現金管理	管理事務の負担軽減や、予算の適正執行の観点から、適正な数量を超える切手等は早期に使用または処分することが望ましく、必要としている他の学校園や教育委員会事務局各部署での使用や、郵便窓口における切手での支払いに利用するなど、積極的に使用または処分する方法の検討が望まれる。 また、学校園単独での処分等が難しい場合も考えられるため、施設課で回収し、教育委員会事務局各部署や他の学校園での使用も検討することが望まれる。
167	意見 38	(2) 各学校園における物品・現金管理	施設課で全学校園のはがきの保有状況について調査し、使用しないと見込まれるはがきについては回収を進め、教育委員会事務局各部署での使用、もしくは交換手数料は生じるものの切手に交換して再利用を進めるなど、資産の有効活用を検討することが望まれる。
168	指摘事項 5	(2) 各学校園における物品・現金管理	物品事務処理提要に基づき年 1 回の備品の現物確認の実施を徹底すべきである。
169	意見 39	(2) 各学校園における物品・現金管理	廃棄物品の早期廃棄を徹底するとともに、物品出納伺書で申請された廃棄物品が適時に廃棄されているかを管理職が定期的にチェックし、未了の場合は適時に廃棄するよう指示を行うことが望まれる。

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見の内容
174	指摘事項 6	(3) 各学校園における学校徴収金管理	学校徴収金の収支には教員分を含めるべきではないため、執行伺書の支出金額には教員分の金額を含めず記載する、もしくは学校徴収金対象額と教員分の金額を分けて記載するなど、執行伺書の記載について金銭出納簿との不一致が生じないよう整合を図るべきである。
174	意見 40	(3) 各学校園における学校徴収金管理	金銭出納簿と執行伺書等の関係書類の金額が一致していることを、金銭出納簿記録者だけでなく、校長や教頭等の第三者がチェックできる体制を整え、校長や教頭等が金銭出納簿と執行伺書等の関係書類の金額の一致を確認する体制を設けることが望まれる。
174	指摘事項 7	(3) 各学校園における学校徴収金管理	堺市立学校(園)徴収金事務取扱要領に基づき、学年末だけでなく学期末においても金銭出納簿と預金通帳との一致を確認すべきである。
174	意見 41	(3) 各学校園における学校徴収金管理	金銭出納簿の様式に会計担当者だけでなく校長や教頭等がチェックする欄を設け、その証跡を残すことが望まれる。
176	指摘事項 8	(3) 各学校園における学校徴収金管理	現金受領時の現金保管台帳への正確な記載を徹底すべきである。
176	意見 42	(3) 各学校園における学校徴収金管理	現金保管台帳に記載する際に、記載担当者以外の第三者がチェックできる体制を整えることが望まれる。
176・ 177	意見 43 意見 44	(3) 各学校園における学校徴収金管理	学校徴収金の定期的な口座入金を計画し現在より回数を増やし、学校徴収金として受領した現金をなるべく早めに銀行口座に入金する体制を整えることが望まれる。 また、多額の学校徴収金を学校園で保有しないよう、各学校徴収金の教育委員会事務局における所管部署が主導となって学校園全体の方針やチェックの方法等を検討することが望まれる。
178	意見 46	(3) 各学校園における学校徴収金管理	会計担当者以外の学級担任等が学校徴収金に関する未納額通知書や領収書の内容を確認するなど、第三者によるチェックが行われる体制の構築が望まれる。

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見の内容
179	指摘事項 9	(3) 各学校園における学校徴収金管理	学校（園）徴収金事務取扱マニュアルに従い、学校園において複数見積をとった際には、採択した業者以外の比較業者の見積書等についても、執行何を含む積立金管理簿等に添付して保管すべきである。
180	意見 47	(3) 各学校園における学校徴収金管理	部活動顧問等や教員が立替払いし、後日現金等で支払が行われている場合、部活動顧問等や教員からの受領印等がある現金受領証の入手を徹底することが望まれる。
4. 施設設備管理			
184	意見 48	(1) 学校園の施設設備管理	安全点検表の項目や点検方法（目視・打音・振動・負荷・作動等）について、施設課から専門的なアドバイスを実施することが望まれる。 また、現状保健給食課がヒヤリハット情報を収集し、学校における安全教育・安全管理について、学校園に情報発信を行っているが、施設課でも保健給食課で収集している情報を共有し、安全点検表（様式）へ反映する体制を整えておくことが望まれる。
184	意見 49	(1) 学校園の施設設備管理	老朽化等による遊具の劣化による事故を防ぐために、専門業者による学校園の遊具の点検実施を計画的実施できるよう、市として学校園の遊具の点検に関する中期的な実施計画を定め計画的に実施することが望まれる。
5. 教職員の勤怠管理			
188	意見 50	(1) 教職員の勤怠管理	平成 29 年度の健康相談実績を 6 つの学校園について確認したところ、うち 2 つの学校園について医師の出勤日と本人の業務都合が合わず、管理職と医師の間の相談となったという例が見られた。学校園においては適時に本人と産業医の面談を行わせることを徹底し、また教職員企画課においては対象者の健康相談が適切に行われているかについて事後的に確認することが望まれる。
6. 情報システム管理及び個人情報管理			
191	意見 51	(2) 情報セキュリティ	学校園の情報システムのパスワード設定について、堺市立学校園における個人情報及び電子データ取扱要領に基づき、システム上定期的にパスワードの変更を

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見の内容
			求めるような仕組みの導入を検討することが望まれる。
192	意見 52	(3) 個人情報管理	学校園において、個人情報を含む電子データをメールで取り扱うことは原則禁止されているが、個人情報を含む電子データがメールで取り扱われていないかをチェックする方法が確立されていなかった。個人情報の漏洩防止の強化策の 1 つとして、メールのチェック方法の確立が望まれる。
195	意見 53	(3) 個人情報管理	堺市立学校園における個人情報及び電子データ取扱要領において、読み手が誤った認識を抱かないよう、「成績の一覧表またはそれに類するもの」や「テスト類」の内容を例示するなど明確化することが望まれる。

第5 監査の実施結果

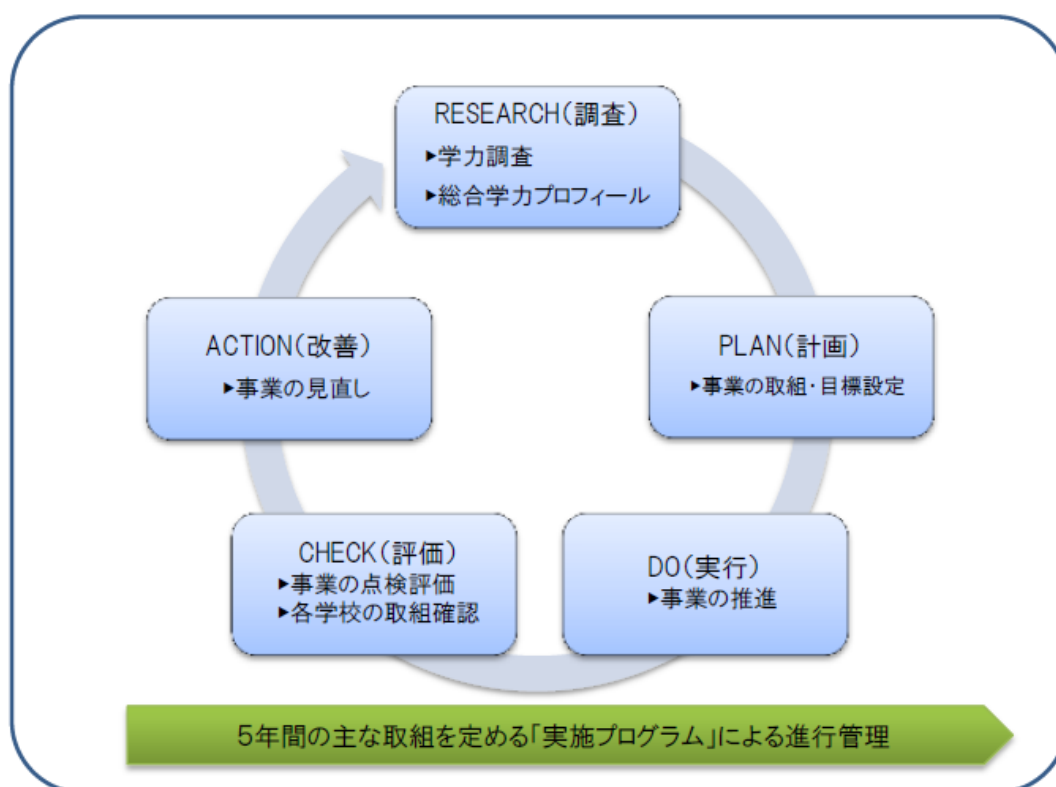
1. 学校経営管理に関する事項

(1) 第2期未来をつくる堺教育プランにおける R-PDCA サイクルの実施

① 教育関連事業の R-PDCA サイクルの概要

堺市マスタープランでは、施策・事業を効率的・効果的に推進していくため、戦略的な計画立案(PLAN)、最適な資源配分・執行管理(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)からなる PDCA マネジメントサイクルを実践する旨を掲げている。

さらに、「第2期未来をつくる堺教育プラン」(以下「堺教育プラン」という。)では、プラン推進の基本的視点として、PDCA サイクルに R (RESEARCH=調査) を加えた、R-PDCA サイクルの確立を定めており、各種調査により、子どもの実態分析と把握に基づく継続的な検証改善サイクル (R-PDCA サイクル) の実現に努めることとしている。



(出所:「堺教育プラン」)

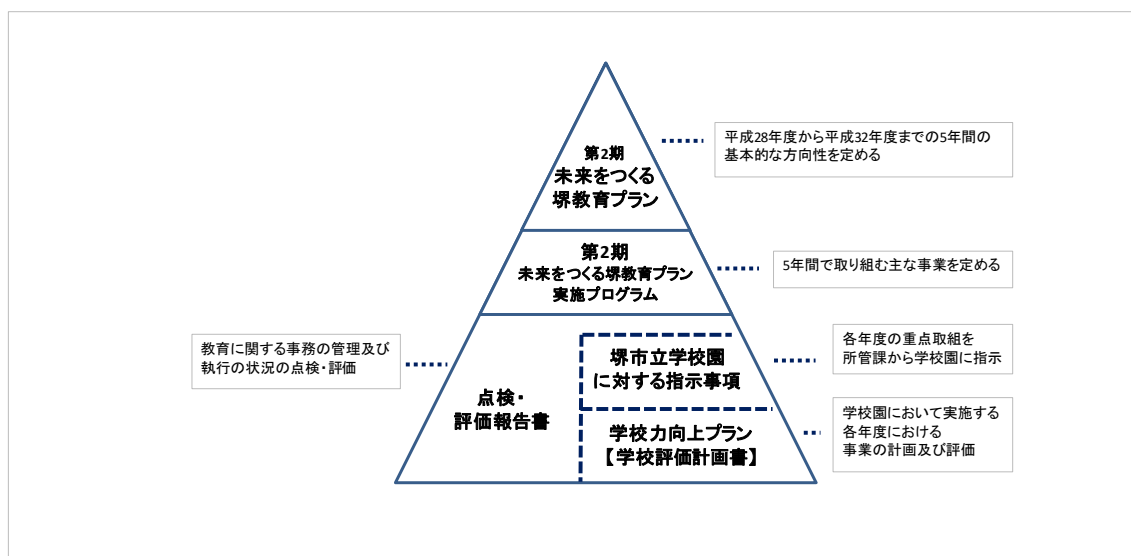
R-PDCA サイクルの流れは、各事業分野に関する調査研究(調査-RESEARCH)に基づき適切な成果指標を設定し(計画-PLAN)、その達成のために事業を進行(実行-DO)、事業進行管理を行うとともに、行政の具体的な活動である事業およびその事業の目的となる施策ごとの評価を実施し(評価-CHECK)、そこから導かれる課題を

もとに、必要に応じて次年度以降の施策および事業の目標や実施手法等について改善策を講じる（改善-ACTION）ことにある。さらに、計画の進捗状況や成果指標の状況、評価・検証の結果などについては、市民に分かりやすく公表することとしている。

市では、教育関連事業の計画として、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の基本的な方向性を定める「堺教育プラン」、5 年間で取り組む主な事業を定める「第 2 期未来をつくる堺教育プラン実施プログラム」（以下「実施プログラム」という。）を策定するとともに、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書」（以下「点検・評価報告書」という。）を用いて各年度の個別の事業の計画・評価を行っている。

また、各学校園で行う事業については、1 年間の重点取組事業を具体化した「堺市立学校園に対する指示事項」を各学校園に対して通知し、各学校園ではこれを受けて各年度の計画・評価を行う「学校力向上プラン【学校評価計画書】」を作成している。

R-PDCA サイクルを通じて所管課や学校園で行う事業評価の結果やそこから導かれた課題は、必要に応じて次年度以降の施策および事業の目標や実施手法等についての改善策として計画に生かされ、事業の継続的な改善・見直しに活用することとなる。「点検・評価報告書」「学校力向上プラン【学校評価計画書】」をホームページ上で公表し、教育行政活動の透明性を確保することとしている。



（出所：「堺教育プラン」等をもとに監査人が作成）

② 教育関連事業の監査における「事務事業総点検シート」の利用

堺市マスタープラン後期実施計画では、堺市マスタープランが掲げるめざすべき堺の将来像である「未来へ飛躍する自由・自治都市」の実現に向け、7つの基本政策と37施策の政策・施策体系のもと、約1,000ある事務事業の中から199を主な事務事業と位置付けて取り組むこととしている。事務事業については、各事業所管課が「事務事業総点検シート」を作成、評価を実施し、PDCAマネジメントサイクルを実践している。

「実施プログラム」で計画されている教育関連事業については、多数が堺市マスタープラン後期実施計画に基づく事務事業と関連しているため、教育関連事業を監査するにあたり関連する事務事業の「事務事業総点検シート」を利用して監査を実施した。

③ 第2期未来をつくる堺教育プランにおけるR-PDCAサイクルの実施に関する監査の実施結果

「堺教育プラン」に係る資料閲覧やヒアリングの中では、指摘事項や意見につながる事項は発見していないが、「事務事業総点検シート」における事務事業の評価（指標設定など）に係る課題については、関連する各事業の監査の実施結果にまとめて記載している。

(2) 学校力向上プラン（学校評価書）による学校評価

① 学校評価の概要

学校評価の位置づけについては、文部科学省が作成している「学校評価ガイドライン」において、以下のとおり説明されている。

学校評価に関する規定

○学校評価については、学校教育法に次のように規定されている。

○学校教育法

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※ 幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

○「文部科学大臣の定めるところ」の内容については、学校教育法施行規則に次のように規定されている。

○学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※ 幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

○これにより、各学校は法令上、

- ① 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、
- ② 保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するように努めること、
- ③ 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること、が必要となる。

（出所：文部科学省 学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕）

この学校評価ガイドラインを受け、市では「確かな学びと豊かな心・健やかな体をはぐくむ 学校力向上プラン【学校評価書】」（以下「学校力向上プラン」という。）を各学校園で作成し、学校評価を行っている。

② 「学校力向上プラン」の内容

『堺教育プラン』10. 学校マネジメント力の向上」において、R-PDCA サイクルによる学校経営を重点施策として、学力や体力向上などに向けて各学校が学校評価計画を策定し、取組の検証・改善をもとに、保護者や地域住民の意見を生かした学校経営を推進することをめざしている。これを受け、「堺市立学校園に対する指示事項（平成 29 年度）」において、社会に開かれた学校運営・教育課程の推進を重点取組とし、「学校力向上プラン」を核とした学校経営を行うこととしている。

昨年度の成果と課題（R）から、「確かな学び」「豊かな心・健やかな体」の育成における本年度の具体的な目標・評価項目等を組織的に設け（P）、「学校力向上プラン」として教職員全員でその実現に取り組む。（D）
また、年度末には、その結果について教職員で協議等することにより成果と課題を明らかにし、学校関係者評価を実施（C）することで、学校改善につなげるとともに評価内容を積極的に公開する。（A）

（出所：堺市立学校園に対する指示事項（平成 29 年度））

「学校力向上プラン」において、年度当初に具体目標や評価項目、評価方法・判断基準、評価方法、評価時期を定め、年度末に自己評価と学校関係者評価を行っており、年度末の評価結果を翌年度の「学校力向上プラン」に反映している。また「学校力向上プラン」は学校園のホームページに公表し、社会に開かれた学校運営を推進している。

様々な学びと豊かな心・健やかな体をはぐくむ 学校力向上プラン【学校評価書】

平成29年度 重点目標
児童の安全・安心を基盤とし、全職員が一致して「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」のバランスのとれた育成を行い、一人一人の児童が、意欲的に学び楽しい学校づくりをめざす。

大項目	中項目	具体目標	評価項目（取組、成果、状態）	評価方法・評価基準 (評価のもの)	評価方法	評価時期	達成状況		
							自己評価	学校関係者評価	
児童の心身の健康	健康づくりの向上	健康的・協力的な学習を通して、 学びが深まる授業を行う。	・授業態度が整っている。	・学習の成果等が評価されている。 ・教室の整理整頓ができています。	授業観察 アンケート	学期ごと 年度末	B	・教室の整理整頓はもとより、学習のプロセスも提示して可視化するなど、学習意欲を高める環境づくりが多く見られた。 ・学びが深まるノートづくりの取組により、自分の考えを書ける児童が増え、友達同士で話し合いもスムーズにできるようになっている。 ・考えを深められるように、児童が考える場面にむいた学習形態やノートの使い方に工夫が必要である。	
			●教科書や指導書の使い方を工夫して、児童の学習意欲を高め、主体的な学習活動を行っている。	・教科書の活用 ・児童の成長が評価されている。	授業観察・ノート アンケート	学期ごと 年度末		A	・学校全体で学習環境を整えようと努めていることがよくわかる。 ・前向きに学習する姿勢ができており、そのスタイルが学力向上につながっている。
			●書く活動や運動を通して、思考力・表現力を養っている。	・自分の考え、友達の考えが書かれている。 ・学びの記録「活用」正答率70%以上	授業観察・ノート 学びの記録	学期ごと 年度末			
児童の心身の健康	基礎・基本	学習の基礎・基本を習得している。	・各教科の基礎的な学習が理解できている。	・学びの記録「基礎」正答率60%以上	テスト・ノート 学びの記録	学期ごと 年度末	B	・学習の記録「基礎」の正答率はほぼ80%以上で90%超えの成果もあり、基礎的な学習の理解ができています。 ・国語の成績は年間を平均して95%を超えており、基礎学習の定着が評価されている。 ・国語の成績が向上している。 ・国語	

なお、監査人による学校園へのアンケート（24 学校園を対象）の結果、ほとんどの学校園で学校力向上プラン（学校評価書）や重点課題について年度末総括以外に評価機会を設けているとの回答を得ている。評価の実施状況は以下の状況であり、毎学期ごともしくは前期後期に分けて中間評価を実施している事例が多数見受けられた。

【監査人による学校園アンケート結果からの抜粋】

- ・学期ごとに各委員会で総括
- ・毎学期各組織で進捗状況等を確認し、職員会議で報告している
- ・主たる取り組みごとに教職員への「ふりかえり」「アンケート」等を実施・分析
- ・定期的に評価委員会や学力向上委員会を実施
- ・年間 3 回の学校協議会で意見聴取
- ・毎学期末ごとに、個人評価、学校組織評価を教職員にて記入し集計
- ・前期終了時に校内で開催の企画調整会議にて確認

③ 「学校力向上プラン」による学校評価に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(3) 学校園に対する指示事項の設定および遵守

① 各学校園に対する指示事項の概要

教育委員会事務局では、市の教育理念「ひとづくり・まなび・ゆめ」の実現に向け策定した「堺教育プラン」の達成をめざし、各学校園で取り組む事項を「堺市立学校園に対する指示事項」（以下「指示事項」という。）に毎年まとめ、各学校園に示している。

「指示事項」では学校園が取り組む「重点取組」、「具体的な取組事項」、「学校指標」を示しており、各学校園においては、「指示事項」の内容を十分に理解のうえ、校園長のリーダーシップのもと、社会や地域とのつながりを意識した、創意工夫ある教育活動の一層の充実に努めていくことを期待している。

平成 29 年度は「チーム力による深い学びの創造」を市教育重点目標とし、言語活動の充実や「堺版授業スタンダード」等を活用した 1 時間 1 時間の授業改善、家庭学習習慣の定着への取組等を図っている。平成 30 年度は「生きる力につながる探究的な学びの実現」を市教育重点目標とし、子どもたちが社会とつながり、未来を切り拓くために必要となる資質・能力を一層確実に育成するためには、これまでの授業改善で培ってきた習得・活用の学習過程に加えて、「探究的な学び」をさらに充実させることが重要との考えを示している。

目 次

第1章 第2期「未来をつくる堺教育プラン」について

第2期「未来をつくる堺教育プラン」(抜粋)・・・・・・・・・・	1
---------------------------------	---

第2章 平成30年度 堺市教育重点目標等 ・・・・・・・・・・ 3

第3章 平成30年度 堺市立学校園において重点とする取組

1 自ら学び社会で生かす「総合的な学力」の育成・・・・・・・・	6
〈資料〉総合的な学力について ・・・・・・・・・・	9
2 小中一貫教育による「つながる教育」の推進・・・・・・・・	11
3 発達や学びの連続性をふまえた幼児教育の推進・・・・・・・・	12
4 ゆめを実現する高等学校教育の推進・・・・・・・・・・	13
5 自立をはぐくむ特別支援教育の充実・・・・・・・・・・	14
6 堺の地域資源を活用した教育の推進・・・・・・・・・・	15
7 豊かな人権感覚と道徳性の育成・・・・・・・・・・	16
8 秩序と活気のある学びの場づくり・・・・・・・・・・	17
〈資料〉堺市いじめ防止基本方針概要 ・・・・・・・・	21
9 体力の向上と健康的な生活習慣の確立・・・・・・・・・・	22
10 学校マネジメント力の向上・・・・・・・・・・	24
11 信頼される教員の育成・・・・・・・・・・	25
〈資料〉個人情報徹底管理 9のポイント ・・・・・・・・	28
12 「ひろがる教育」の推進と学びの支援・・・・・・・・・・	30
13 安全・安心で良好な教育環境の整備・・・・・・・・・・	31
〈資料〉自然災害発生時の学校園の対応について ・・	33

第4章 教育課程の編成と指導の重点

1 幼稚園・・・・・・・・・・	35
2 小学校、中学校・・・・・・・・・・	36
3 高等学校・・・・・・・・・・	43
4 支援学校・・・・・・・・・・	44

第5章 学習指導要領改訂等について ・・・・・・・・・・ 46

第6章 指導の具体的事項

1 平和教育の推進・・・・・・・・・・	51
2 人権教育の推進・・・・・・・・・・	51
3 部活動の充実・・・・・・・・・・	54
4 学校における調理実習の留意点(平成30年度版)・・・・・・・・	55

家での7つのやくそく・・・・・・・・・・ 57

スマホ・ネット ルール5 “まもるんやさかい” ・・・・・・・・ 58

「0157堺市学童集団下痢症を忘れない日」の制定について ・・ 59

(出所：平成30年度 堺市立学校園に対する指示事項)

② 各学校園における「指示事項」の実施結果の確認について

「指示事項」の実施状況や「学校指標」の達成にむけた各学校園の取組状況について、各事業等の所管課において随時指導助言を行うとともに、年に2回程度、各学校担当指導主事が各学校園に対して行うヒアリングの際に、必要に応じて指導助言を行っている。各学校園における達成状況を所管課で点検・評価し、未達成部分については各学校園にフィードバックを行うとともに、「堺教育プラン」の「実施プログラム」に掲げる事業検証に利用し、教育政策課がとりまとめている「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書」に反映される。

③ 各学校園に対する指示事項に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(4) 学校園に対する事務監査指導の実施

① 事務監査指導の実施概要

学校園の適正な事務執行のため、各所管課担当者が現地へ出向き、あらかじめ指定した事務書類が適正に処理されているかの確認を行っている。毎年度、約 20 学校園ずつ事務監査を実施、全学校園が 7 年から 8 年ごとに事務監査指導を受けることとしている。

実施方法としては、事務監査指導の対象となる書類を学校園に通知し、日程を決めて各所管課担当者が対象学校園に出向き、現地で当該書類の確認を行っている。不明点は現地で確認するとともに、必要な修正等を指示したのち、当日に各所管課の結果報告をまとめて校長園に通知している。

② 事務監査指導の結果のフィードバックについて

各所管課担当者がそれぞれ所管事務について確認した内容を、学校総務課において取りまとめている。対象学校園に対するフォローアップとしては、現地での事務監査指導において不明点や修正点を直接、確認・指導するとともに、当日に各所管課の結果報告を校園長に書面で提示している。

他の学校園も含めた全体へのフィードバックとして、対象校での指導内容を各所管課ごとにまとめた報告書を、学校総務課で集約し、全学校園に通知している。

③ 学校園に対する事務監査指導に関する監査の実施結果

ア 事務監査指導の位置づけについての意見

学校園に対する事務監査指導は過去から継続して実施されているが、事務監査指導の実施について取り決めた要領等が整備されておらず、実施目的や実施内容が明確となっていない状況であり、事務監査指導の品質が保たれず十分に効果が発揮できないおそれがある。

学校園は監査委員監査の対象となっており、学校園に対する監査自体は実施されている。一方、学校園の適切な事務執行の確保の観点からは事務監査指導が担う役割は大きく、事務監査指導の目的や位置づけ並びに具体的な手続を明確にするよう要領等を整備することが望まれる（意見 1）。

この際、事務監査指導の内容については社会情勢や過去の指摘の状況等を勘案したより実効性の高い事項を重点的に実施することが求められるため、具体的な手続の見直し方法（重点的な取組項目の設定など）についても要領等を含めることが望まれる（意見 1 続き）。

イ 事務監査指導の実施計画事項の網羅的な把握についての意見

事務監査指導の対象とする書類や、その書類をどのような観点で閲覧するかといった実施計画は各所管課で策定されている。事務監査指導の対象とすべき書類の漏れや実施内容のばらつき、重複が生じるなど、事務監査指導を効果的に実施できないおそれがあるため、各所管課の実施計画をとりまとめる担当課を定め、所管課間で連携して効果的な事務監査指導を実施できるような体制の整備（前述した要領等の整備を含む）を検討することが望まれる（意見 2）。

ウ 事務監査指導の実施結果のとりまとめについての意見

事務監査指導の実施結果については、事務監査指導の実施当日に校園長に結果報告を行うとともに、指導内容を各所管課ごとにまとめた報告書を学校総務課で集約し、全学校園に通知しフィードバックを行っている。事務監査指導における指摘事項等については、各学校園で適切に対応し、その結果は各所管課で適時に把握しているとのことであるが、事務監査指導で発見されたすべての指摘事項に対し十分な対応が行われたかについて、学校総務課でのモニタリングは行われていない。

したがって、学校園や各所管課が指摘事項に対して未対応だったとしても未改善の状況が継続されてしまうおそれがあるため、事務監査指導における指摘事項に対し、学校園で十分な対応が行われたかを確認するフォローアップ体制を整備することが望まれる（意見 3）。例えば、事務監査指導の実施後に、指摘事項に対する対応状況を学校園から報告を受けるとともに担当指導主事が訪問時に対応状況を確認する等の方法が考えられるため、検討されたい。

(5) 学校園における危機管理

① 「学校園における危機管理マニュアル」の概要

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、文部科学省ホームページによると、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、学校保健安全法第 29 条に基づき、全ての学校において作成が義務付けられている。文部科学省では、事件や事故、自然災害への対応に加えて、近年の学校や児童生徒等を取り巻く様々な安全上の課題や「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月）、「第 2 次学校安全の推進に関する計画」（平成 29 年 3 月閣議決定）等を踏まえ、従前の参考資料をもとに、「学校の危機管理マニュアル」に基本的な対応方法や留意点等を大幅に追記して改訂を行った「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を作成している。

平成 30 年 2 月に文部科学省から掲示された「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（以下「手引き」という。）を参考に、学校教育部（危機管理担当）では「学校園における危機管理」マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、各学校園に配布している。学校園では、それをもとに学校園の実情や地域の実態などを踏まえた緊急対応マニュアルを作成し、子どもの安全確保や学校園の安全管理に努めている。

「マニュアル」に記載されている事故や事件への具体的な対応例としては①学校生活②学校保健③学校管理④教職員⑤家庭生活⑥新たな危機事象の 6 つに分類されている。以下にその詳細を示す。

[①学校生活]
1. いじめの訴え
2. 生徒間暴力
3. 水泳指導中の事故
4. 校内でのケガ（前歯の破折）
5. 自殺を予告する電話
6. 妊娠しているとの相談を受けた場合
7. 児童虐待
8. 校外における不審者による被害
9. 帰宅途中に行方不明になった場合
10. 校内に侵入した不審者
11. 園児への脅迫文
12. 学級がうまく機能しない状況（学級崩壊）

13. 保護者からの無理難題や理不尽な要求への対応
14. 「ネットいじめ」への対応
15. 「デートDV」への対応
16. 性暴力被害への対応
[②学校保健]
1. 食中毒または伝染性感染症様症状等による欠席者増加
2. アドレナリン自己注射薬を所持する生徒が気分不良を訴えた
[③学校管理]
1. サッカーゴール転倒による事故
2. 投石によるガラス破壊
3. 地震・津波災害 気象災害
4. 理科実験中のガスもれによる負傷事故
5. 校園内で不審火が発生した場合
6. 個人情報の漏えい・紛失事象が発生した場合
[④教職員]
1. 生徒への性的な発言
2. 教職員の不適切な言動に対する訴え
[⑤家庭生活]
1. ドメスティック・バイオレンス（DV）
[⑥新たな危機事象]
1. ミサイルが発射された際の対応

（出所：「学校園における危機管理マニュアル」をもとに監査人が作成）

前述のとおり、文部科学省が「手引き」の改訂を行ったことにより学校教育部（危機管理担当）においても従前の「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」の内容を加味して「マニュアル」を改訂し、平成30年7月に学校園に配布している。この改訂では、事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定した具体的な対応や、新たな危機事象への対応として「ミサイルが発射された際の対応」、「アドレナリン自己注射薬を所持する生徒が気分不良を訴えた」等の項目が追加されている。

② 学校園における緊急対応マニュアルに関する監査の実施結果

ア 学校園における緊急対応マニュアルについての意見

学校教育部（危機管理担当）では各学校園で作成された緊急対応マニュアルが実態に応じた形で作成されているか、緊急対応マニュアルに沿って実際の危機対応や危機に備えた避難訓練等の予防的取組が行われているか、といった確認はできていない状況であった。

緊急対応マニュアルが各学校園の実態に応じて実効性があり活用できるものとなっているか、予防的取組が実施されているかについて、危機管理に関する知見を有する危機管理担当が確認を行うことが望まれる（意見 4）。

なお、学校教育部（危機管理担当）では、今後、担当指導主事又は事務監査指導において、各学校園における緊急対応マニュアルの内容及び活用状況の把握を進める予定とのことであるため、適切に実施いただきたい。

(6) 学校園における業務改善

① 各学校園における業務改善の取組の概要

教職員企画課では、教職員の業務負担を軽減し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、健康を保持することを目的に、平成 25 年 3 月に実施した学校園での業務改善の取組事例アンケート結果をもとに、平成 26 年 3 月に「堺市立学校園 取り組み実践事例冊子～業務改善について～」(以下「取り組み実践事例冊子」という。)を作成、学校園に配布している。

目次
1：朝の打ち合わせについて
2：会議・委員会等について
3：情報化推進について
4：時間管理について
5：校務分掌について
6：学校行事について
7：部活動について
8：まとめ
9：業務改善のためのチェックシート

(出所：堺市立学校園 取り組み実践事例冊子 平成 26 年 3 月)

堺市立学校園において実際に取り組まれている事例をまとめたものであり、取組事例を全市的に展開することで教職員の多忙化解消と時間外勤務の縮減につなげることを目的としている。また、「業務改善のためのチェックシート」(参考例)を掲載し、各学校園において開催されている衛生委員会等において、現状の確認と、業務改善に向けた教職員の意識高揚への活用を推進している。具体的には、平成 28 年度にチェックシートによる点検活用を学校園の衛生委員会担当者に依頼し、学校園での活用を促進している。

なお、平成 30 年 7 月に「取り組み実践事例冊子」を改訂し、最新事例の追加を行っている。チェックシートの内容も更新する予定である。

9：業務改善のためのチェックシート

No.	項 目	改善事例	チェック欄			
			◎	○	△	×
1	朝の打ち合わせ	①打ち合わせを毎日行うのではなく、曜日を決めて行うなど、頻度について工夫している。				
		②連絡黒板、SSAの活用など、打ち合わせの内容に関することの伝達について工夫している。				
		③打ち合わせの終了時刻を厳守し、児童生徒との朝の時間を確保できている。				
		④打ち合わせの内容を精選し、進め方について工夫している。				
		⑤朝の打ち合わせを行わない時間を「朝読書」「あいさつ運動」「校内巡視」など、児童生徒にかかわる時間に替えることができている。				
		⑥連絡事項の伝達状況に滞りがないかどうかを、日々チェックしたり、改善したりして、円滑な業務ができています。				
2	会議・委員会	①情報伝達・交換のみの会議や委員会は他の手段により代替し、会議を削減することができている。（SSAの活用や資料の回覧などで代替）				
		②あいさつや司会者復唱の省略、資料の事前提供などにより、会議や委員会の時間をできるだけ短縮している。				
		③資料は、要点を整理したシンプルなものでよいとしている。				
		④配布資料に提案事項と検討事項の違いを明記したり、検討事項や昨年度との変更点などにはアンダーラインやゴシック等で強調するなどの工夫がなされている。				
		⑤会議や委員会の参加者を必要最低限としている。				

（出所：堺市立学校園 取り組み実践事例冊子 平成 26 年 3 月）

② 各学校園における業務改善の取組に関する監査の実施結果

ア 「取り組み実践事例冊子」のチェックシート活用についての意見

「取り組み実践事例冊子」に掲載されているチェックシートについては、管理職もしくは衛生委員会担当者がチェックを行うのみである。このため、冊子において実施することが推奨されている事項を実践できているかの確認が十分に行われず、冊子の活用が不十分となるおそれがある。

学校園によっては校園長主導で業務改善を行う方がスムーズに進められるとの意見もあるが、教職員一人ひとりが意識を高めることで業務改善が進むことも考えられるため、各学校園の実情に配慮しつつ教職員全員にチェックシートの活用を促すことにより、管理職や衛生委員会担当者以外の教職員に業務改善の意識の向上を図ることが望まれる（意見 5）。

なお、監査人による学校園へのアンケート（24 学校園を対象）の結果、チェックシートを活用している学校園は 14 校程度（約 58%）であり、アンケート対象学校園のうち 6 割程度の活用にとどまっているとの回答結果となっている。またアンケートでは学校園で取り組んでいる業務改善例として以下の回答が得られている。

【監査人による学校園アンケート結果からの抜粋】

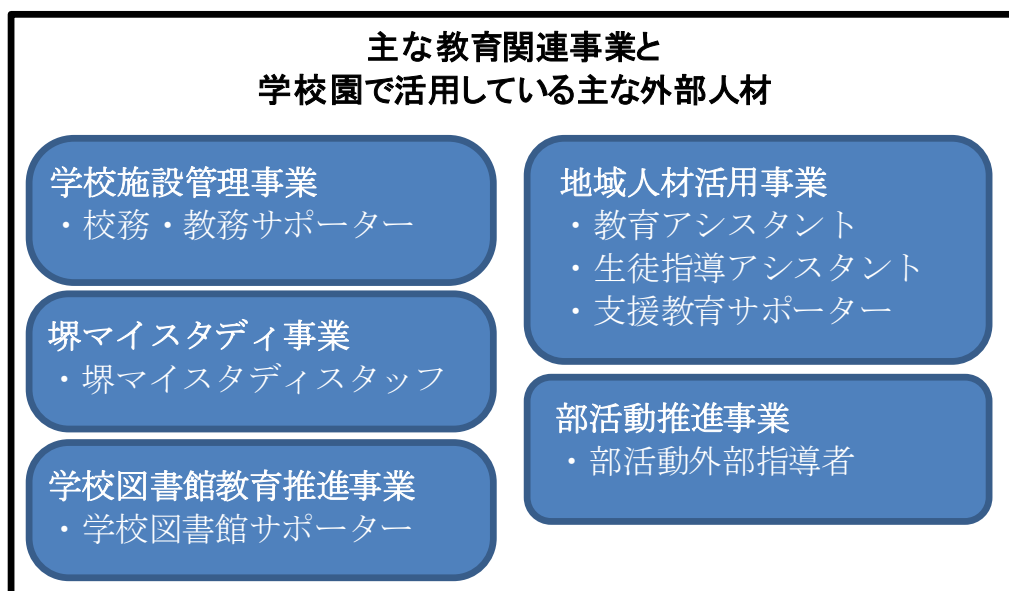
- ・会議におけるペーパーレス化 ・会議の厳選、短縮
- ・会議、研修資料の事前配布 ・業務量の分担、声かけの徹底
- ・サポーター制度の活用 ・朝礼の回数削減、夕方の連絡会議への変更
- ・校内掲示板の活用
- ・ポスターの掲示 ・定時退勤の啓発

こうした意見を踏まえ、より多くの学校園で「取り組み実践事例冊子」が活用され業務改善につながるよう、学校園からの情報収集等に努めていただきたい。

(7) 学校園における外部人材の活用

① 学校園で活用している外部人材の概要

教職員の働き方改革を進めながら、行政の限りある経営資源をもとに多種多様な教育課題に的確に対応するためには、外部人材をいかに活用するかが重要となる。市では、現在学校園における教育活動の支援として、校務・教務サポーターや堺マイスタディスタッフ、生徒指導アシスタント、支援教育サポーター、教育アシスタント等（以下「スクールサポーター等」という。）等の募集を行い、外部人材を活用している。（外部人材の活動内容については、「2. 主な教育関連事業に関する事項」の各事業で説明している。）



② 学校園における外部人材の活用状況

監査人による学校園へのアンケート（24 学校園を対象）において、各学校園でスクールサポーター等の活用状況を確認したところ、24 学校園すべてで活用しているとの回答を得た。

このうち 19 学校園で具体的な活用方法の回答があり、以下のとおり主に生徒・生活指導や学習指導、特別支援教育において活用しているとの回答を得た。

【スクールサポーター等の主な活用方法についてのアンケート結果

(19 学校園より回答入手、複数回答有)】

活用内容	活用学校園数
生徒・生活指導	14 学校園
学習指導補助	11 学校園
特別支援教育	11 学校園
クラブ活動	3 学校園
堺マイスタディ	3 学校園
日本語指導	2 学校園

活用頻度については毎日活用している学校園から、週 1 回程度、月 1 回程度と学校園によって回答が分かれており、学校園により活用頻度に差が生じている状況が見受けられた。

また、アンケートにおいて、スクールサポーター等及び部活動指導員（「2. 主な教育関連事業に関する事項（22）部活動推進事業」参照）の各活用事業について、回数上限が増加した場合に活用頻度を増やしたいかの質問については、24 学校園中 22 学校園で活用頻度を増やしたいとの回答があり、多くの需要があるように見受けられた。

このうち活用を増やしたいと考えている具体的分野について、18 学校園より回答があり、主に以下のような内容であった。

＜増やしたい分野＞

- ・生徒指導 ・特別支援 ・授業サポート ・部活動指導
- ・堺マイスタディ、放課後学習 ・校舎修繕、維持管理 他

＜増やしたい理由＞

- ・回数不足 ・より細やかな指導の徹底 ・子どもの安全確保
- ・教職員の負担軽減 ・部活動で活用したい 他

こうした学校園のニーズに応えられるよう、引き続き外部人材の活用を増やせる環境整備に努めていただきたい。

③ 外部人材の活用に関する課題と対応について

各サポーター制度を整備し地域人材の活用を進めている中で、いくつか課題が把握されている。

例えば、「② 学校園における外部人材の活用状況」における学校園アンケート結果にあるように、学校によって外部人材の活用状況や頻度に差が生じており、外部人材の活用を増やしたいと考えている学校園が多数ある。また、外部人材の獲得についても十分とはいえない状況である。

市では「新しい公共ガバナンス推進会議」を開催し、より効果的な外部人材の活用施策について議論を行っており、多様化・高度化する教育課題に対し、教育の質を高めるための議論を進めているところである。

会議の中では、例えば、外部人材の活用推進のため、制度設計に際して、教育委員会事務局各部署や校園長等の意見に加え、現場の教職員の意見を特に積極的に取り入れる機会を設けることで、必要な分野に外部人材を配置することができると考えられるのではないかと、また、外部人材の活用を阻害する要因に、適する外部人材の不足がある場合には、サポーターが行うことができる業務の細分化を行うことにより、人材の発掘を進めることが考えられるのではないかと等の議論が行われている。

また、外部人材の獲得に向けた人材発掘の方法について、現在は学校園から外部人材への直接の声かけが中心であり、十分な外部人材の情報が得られていない学校園があるものと考えられることから、教育委員会事務局、第三セクター、NPO 等の中間支援団体が外部人材と学校園とのマッチングを行う、または民間人材派遣会社に委託を行うといった第 2、第 3 の選択肢を増やすことで、適切な人材を発掘し、適材適所で登用することが考えられるといった議論が行われている。

このように、市で実施する外部人材活用のための新しい取組を検討することはとても重要であり、今後も継続的に検討することが求められる。

④ 学校園における外部人材の活用に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(8) 学校の再編整備に係る取組

① 学校の再編整備に係る取組の概要

ア 学校の再編整備の取組

小規模校の再編整備については、「堺教育プラン」において「学校規模として 11 学級以下（支援学級を除く）の小学校については、児童数の推移などを勘案しながら、すべての学年でクラス替えが可能となるよう再編整備を進めます。」とあり、市では小規模小学校の再編整備について、平成 17 年以降に 4 事例実施している。

【学校の再編整備の実施状況】

開校時期	再編対象校	再編対象校	再編新校
平成 17 年 4 月	晴美台小学校	晴美台東小学校	はるみ小学校
平成 19 年 4 月	湊小学校	湊西小学校	新湊小学校
平成 25 年 4 月	高倉台小学校	高倉台西小学校	泉北高倉小学校
平成 30 年 4 月	原山台小学校	原山台東小学校	原山ひかり小学校

（出所：教育環境整備推進室からの情報をもとに監査人が作成）

一方、平成 30 年 5 月時点で、11 学級以下の小学校は 25 校あり、長期間 11 学級以下となっている小学校も存在する。小規模小学校は、今後少子化の影響により増加する見込みとのことである。

【11 学級以下の小学校数（平成 30 年 5 月時点）】

規模 区	6 学級	7 学級	8 学級	9 学級	10 学級	11 学級	計 (校)
堺区	2	1	1	--	1	--	5
中区	1	--	1	--	--	1	3
東区	--	--	--	--	--	1	1
西区	1	--	--	--	1	1	3
南区	2	1	1	--	2	--	6
北区	2	1	--	--	1	--	4
美原区	--	--	1	--	1	1	3
計 (校)	8	3	4	0	6	4	25

（出所：教育環境整備推進室からの情報をもとに監査人が作成）

また、教育環境整備推進室では小規模校の特徴を整理しており、「学校規模の適正化事業（小規模校の再編）」として平成 27 年度みんなの審査会（平成 27 年 7 月 5 日）において、次のとおり説明している。

【小規模校におけるメリットと考えられるもの】

- ・一人一人の発表や活躍の場が多くなる
- ・学校一斉での活動に取り組みやすい
- ・教職員間のコミュニケーションや連携がとりやすく、保護者や地域との関係が深まりやすい

【小規模校におけるデメリットと考えられるもの（児童）】

- ・クラス同士で切磋琢磨する教育活動ができない
- ・多様な意見や考え方に接する機会が少ない
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団活動の実施に制約が生じる
- ・運動会、文化祭等の集団活動・行事の教育効果が下がる

【小規模校におけるデメリットと考えられるもの（教職員）】

- ・一人あたりの校務負担が重く、教科研究や校内研修の時間が確保しにくい
- ・教職員の経験年数、専門性、男女比等のバランスがとりにくい
- ・グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが難しい

（出所：平成 27 年度みんなの審査会（学校規模の適正化事業）資料を監査人が加工）

小規模校の再編の効果については、上記のデメリットの解消が進められるとともに、施設面では集約化により効率的・効果的な学校運営と施設整備が図られ教育環境の改善が見込まれる部分がある。また、小規模校では教員一人当たりの児童数が少なくなることで、きめ細やかな指導が実施できると考えられる反面、限られた予算の中での教員配置という観点からは効率的な予算執行につながっていない部分も生じるものと考えられる。

こうした状況を踏まえ、教育環境整備推進室では、児童数の将来推計を勘案した上で、各学校の持つ地域的意義や小規模校の特性も踏まえ、保護者や地域住民の意見を丁寧に聞きながら、再編整備に関する取組を慎重に進めている。

課題から生じる懸念

人間関係や相互の評価が固定化

多様なものの見方や考え方、
表現の方法等に触れることが難しい

社会性やコミュニケーション能力が
身につきにくい

切磋琢磨する環境が作りにくく、
意欲や成長が引き出されにくい



学校規模の適正化によって……

- ★人間関係に配慮した学級編制
- ★多様な意見に触れ、新たな人間関係を構築する力を育成
- ★切磋琢磨する環境による意欲の喚起
- ★教員の役割分担により多様な指導形態が可能

など

(出所：平成 27 年度みんなの審査会（学校規模の適正化事業）資料)

イ 再編整備懇談会の実施

再編整備懇談会は、再編整備の方針決定後、事業を円滑に推進するために、主に保護者や地域住民の代表、学校及び行政関係者で構成し開催されている。再編整備懇談会では、主に校名、校歌・校章、施設設備の整備、通学路等に関することや、学校の取組、児童同士の交流に関することについて意見交換が行われ、再編整備事業が完了するまでの数年間実施される。

例えば、原山ひかり小学校への再編（平成 30 年 4 月）にあたっては、原山台小学校と原山台東小学校の再編整備方針（平成 28 年 3 月）を踏まえ再編整備懇談会を開催、再編新校地決定（平成 28 年 7 月）、再編新校名「原山ひかり小学校」に決定（平成 29 年 3 月）といったスケジュールで進められ、再編整備完了まで実施される。

ウ 再編整備に関する課題

小規模小学校は、平成 30 年 5 月時点で 25 校あるものの、再編整備実施事例については、前述のとおり平成 17 年以降 4 事例にとどまっている。

学校は、地域に根づいたコミュニティの核であり、防災や交流の機能等まちづくりに密接にかかわる場所であるため、地域住民にとって学校の再編は、学校の

伝統や歴史が失われることへの懸念や生活・活動環境の変化が生じ、また子どもたちや保護者にとっても、通学距離が遠くなることや安全面に対する不安などが生じる。

再編整備においては、これらの多様な状況を受け止め十分な理解や協力を得ながら進める必要があるため、調整に多くの時間を要することが課題となっている。

また、再編に向けて順次学校へのヒアリングを進めながら地域の状況把握を行っているが、対応する職員も限られており、対象とする学校を絞って実施している状況がある。特に平成 29 年度は、平成 30 年 4 月の原山ひかり小学校開校に向けた様々な対応や準備等があり、他の小規模小学校に対する追加のヒアリングは実施できていなかったとのことであり、体制整備も課題の 1 つとなっている。

② 学校の再編整備に係る取組に関する監査の実施結果

ア 学校の再編整備に関する標準ロードマップ管理についての意見

学校の再編整備を行うにあたって、教育環境整備推進室では学校へのヒアリングや地域住民、保護者の代表からの意見聴取等を重ね、保護者や地域住民等の十分な理解を得る活動を実施してきている。これらの活動から、教育環境整備推進室では再編整備を行うにあたりどのような事項をどのタイミングで実施するか of 経験を得て、十分かつスムーズな取組が実施できる状況にあるものと思われる。

ただし、現時点ではこうした経験を踏まえた再編整備を行う際の、標準的なロードマップや留意点等を整理した資料は作成されていない。

このため、教育環境を整備しつつ保護者や地域住民等の理解を得られるような今までの取組経験が活かされず、再編整備の取組に関する進捗確認が不十分となり、教育環境の向上が見込まれる学校の再編整備が適時に実施できないおそれがある。

教育環境の向上を適時に実現しつつ、保護者や地域住民のニーズを踏まえた再編を実施できるよう、今までの取組経験や課題への対応実績を活かした再編整備に関する標準ロードマップの作成や留意点等の整理、およびロードマップに基づいた進捗管理の徹底による適時な取組実施の推進が望まれる（意見 6）。

イ 再編整備に関する保護者や住民等からの意見聴取についての意見

再編整備を進めるにあたり、教育環境整備推進室では学校ヒアリングのほか、主に地域住民、保護者の代表から意見聴取などを行っている。確かに地域住民や保護者の意見を代表者が取りまとめて意見交換を行う方が進めやすい反面、団体の加入率が低い場合、限定された関係者からの意見聴取にとどまり、地域の理解

につながらないおそれがある。

例えば、再編整備懇談会前に再編整備の意義や他の事例の紹介を保護者や地域住民向けに行うなど、理解醸成を図る手法の検討が望まれる。また、こうした理解醸成を図る手法の1つとして、中立公正な立場からの意見を得られるよう外部専門家（学校教育、学校経営の専門の大学教授など）が参画した保護者や地域住民向け説明も有用と考えられるため、併せて検討することが望まれる（意見7）。

ウ 小規模中学校の再編についての意見

小規模中学校については、クラス替えができない5学級以下の中学校を再編整備の検討対象としており、平成30年5月現在で、5学級以下になっている中学校は2校（さつき野中学校、大泉中学校）ある。さつき野中学校は平成24年度より、大泉中学校は平成25年度より「小中一貫教育モデル校」として取組を進めている。現在は、生徒数の推移を観察しながら、属する小学校も含め小規模小学校の再編整備の検討を優先的に進めているとのことである。

今後の少子化を見据えると、さつき野校区や大泉校区においても生徒数の減少が見込まれ、学校における人間関係の固定化、多様なものの見方や考え方等に触れることが難しくなるなど、様々な課題が生じることが懸念される。

小中一貫教育モデル校としての役割はあるものの、小規模校の再編整備と小中一貫教育の推進は目的の異なる取組であり、小規模中学校についても校区の状況に応じながら、適正規模化に向けた検討を引き続き進めることが望まれる（意見8）。

(9) 学校園跡地の活用方針

① 学校園跡地の有効活用についての概要

以前は学校園として利用していたものの、現在は利活用できていない、もしくは学校園以外の目的で利活用している土地は以下のとおりである。

未利用地場所	未利用の状態 となった年度	未利用後の活用状況
福泉南中学校	平成 10 年度	中学校移転に伴い発生 現在も未利用であり利活用方法について 継続して検討中
大泉小学校	平成 30 年度	一部は市道拡幅用地として活用を検討中 一部は別用途での活用、売却も含め利活用 方法を検討中
元英彰幼稚園	平成 7 年 3 月	幼稚園廃園に伴い発生 英彰校区自治連合会に貸付し地域コミュ ニティの醸成に寄与
元金岡幼稚園	平成 7 年 3 月	幼稚園廃園に伴い発生 堺市金岡町自治連合会に貸付し地域コミュ ニティの醸成に寄与
元南八下幼稚園	平成 7 年 3 月	幼稚園廃園に伴い発生 平成 24 年度まで旧園舎の一部を南八下校 区自治連合会に貸付 平成 28 年 3 月末に旧園舎解体 土地については現在利活用について財産 活用課や関係部署と継続して調整

(出所：施設課及び教育環境整備推進室からの情報をもとに監査人が作成)

福泉南中学校の未利用地については、中学校移転に伴い移転前の土地が平成 10 年度から未利用となったものであり、現在の中学校から道路を隔てた場所にあり活用しづらい一方、池が隣接しており売却に向かない立地となっていることから、方針が立てられていない状況とのことである。

当未利用地の早期の活用が望まれ、教育委員会事務局各部署のみならず、財産活用課や関係部局との一層の連携により、教育施設にとらわれない活用方法を検討するなど、未利用地の有効活用についてさらなる工夫、検討を進めていただきたい。

② 学校園跡地の有効活用についての監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

2. 主な教育関連事業に関する事項

(1) 教育関連事業の契約事務

① 教育関連事業の契約事務の概要

市が発注する委託業務（工事に関する設計、測量等の委託業務及び訴訟等に係る委任契約を除く。）については、各事業所管課で契約している。

業務委託については、電子入札を調達課が執行し、紙入札は予算をもつ担当課において執行している。なお、入札案件（電子入札を含む）に係る契約締結事務及び随意契約手続（見積合せ、プロポーザル、一者随意契約）は、全て担当課で行っている。

業務委託に関する契約方法は、おおむね次のとおりである。

【契約方法】

契約の種類	内容
一般競争入札	・ 予定価格 100 万円を超える案件（WTO の適用を受ける案件を含む。）は、原則一般競争入札を行う。また、一般競争入札については、電子入札による執行を原則とする。 ・ WTO の適用を受ける案件以外は、基本的に「制限付一般競争入札」として、一般的な参加資格のほかに追加的な参加資格（例：市内業者であること）も設定する。
指名競争入札	入札案件のうち、地方自治法施行令第 167 条各号に該当するものは、指名競争入札を行う場合がある。指名競争入札についても、基本的に市内業者を優先して指名する。
見積合せ	予定価格 100 万円以下の案件は、複数業者から見積書を徴し、競争により契約の相手方及び契約金額を決定する見積合せを行う。
プロポーザル方式	業務委託契約のうち、価格競争のみで相手方を決定することが適当でない案件は、価格以外の要素も審査の対象とし、契約の相手方を決定するものもある。なお、プロポーザル方式では、案件によって、公募型プロポーザル方式と指名型プロポーザル方式があり、原則は公募により行う。
一者随意契約	電算システムの保守など、契約の相手方が特定される案件などについては、一者との随意契約を行うことがある。この場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに該当する必要がある。また、一者との随意契約による場合でも、市の積算による予定価格の範囲内での契約を行う。

（出所：堺市ホームページより監査人が加工）

② 教育関連事業の契約事務の履行確認について

委託業務の適正な履行を確保し、履行完了の確認を行うため、堺市委託業務監督検査要綱において委託業務の監督及び検査について必要な事項を定めている。

【市による委託業務の履行確認と成績表の作成】

(検査の方法)

第 8 条 検査員は、必要に応じて次の方法により検査を行うことができる。

- (1) 立会検査 検査員が、監督員及び受注者を立ち合わせ、必要に応じてこれらの者に対し、事実の説明その他必要な措置を求める検査をいう。
- (2) 理化学試験等による検査 理化学試験、分析試験、破壊試験その他特別な試験又は試運転を必要とする検査をいう。
- (3) 抽出検査 納入物の数量が多量であるなど契約の性質又は目的により履行の全部について検査することが容易でない場合で、履行の全部を確認しなくても検査の実施に支障がないと認めるときに、履行の一部を抽出して行う検査をいう。
- (4) 書面等による検査 検査の対象とするものに外部から確認できない部分がある場合又は当該契約の性質によりその履行場所において確認できない場合で、検査の実施に支障がないと認められるときに、写真、日誌その他契約の履行を確認し得る記録をもって行う検査をいう。

(成績表の作成)

第 10 条 担当課長は、検査を実施するときは、次に掲げる事項について考査項目を定め、委託業務成績表（様式第 1 号。以下この項及び次条において「成績表」という。）に記入した上で、監督員にこれを送付しなければならない。ただし、契約金額が 1,000,000 円以下の委託契約であって、良好に業務が履行されていると認められるときは、成績表の作成を省略することができる。

- (1) 履行体制に関すること。
- (2) 受注者の勤務態度に関すること。
- (3) 履行状況に関すること。
- (4) その他特に必要と認めること。

（出所：堺市委託業務監督検査要綱）

③ 教育関連事業の契約事務に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(2) 学校施設管理事業（小学校）

① 学校施設管理事業（小学校）の概要

事業名	学校施設管理事業（小学校）	所管課	総務課
事業概要 これまで用務担当職員が行ってきた人的施設管理のうち、用務担当職員の不配置により生じる業務の一部について、業務委託、外部人材の活用を行う。 主な事業内容は以下の通り。 ・ 施設管理業務のアウトソーシング ・ 消耗品費、修繕料等の予算配当 ・ 外部人材（校務・教務サポーター）の活用 ・ 中学校配置職員による指導助言制度の実施			
マスタープランの位置づけ	施策3-4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	なし

○予算・決算の状況（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	379,859	364,126	400,164	327,384
決算額	376,886	358,787	367,465	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
施設管理業務委託校数	93校	93校	93校□	施設管理委託実施校数を記載
外部人材（校務・教務サポーター）の活用回数	21,278回	21,762回	21,374回	学校園から活用回数を記載した報告書をもとに算出

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
なし	—	—		—

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び総務課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

なお、平成27年度、平成28年度は新しい学校管理システム事業として実施、平成30年度は学校園維持管理事業（小学校）に名称変更、また外部人材（校務・教務サポーター）の活用に伴う報償費については、H29年度までは本事業に含まれていたが、H30年度以降は『地域人材活用事業（総務課）』で計上）

② 学校施設管理事業（小学校）の業務委託について

ア 学校施設管理事業（小学校）の内容

業務区分	業務の具体的な内容	実施頻度
業務内容A	玄関・昇降口等の清掃	毎日
	学校施設内の巡回、点検	
	ごみの収集・一般廃棄物の計量等	
	高等学校（定時制）生徒の給食に関する業務（補食給食実施日等）	補食給食実施日
	動植物の飼育・栽培	長期休業中を中心に毎日
	窓ガラスの清掃	年1回
	児童・生徒用トイレ等の清掃	年6回
	樹木剪定	年2回
	除草	年4回
	プール清掃等	年1回
	空気清浄機の清掃等	年3回
	フロン排出抑制法に基づく簡易点検の実施	年4回
	緊急時における措置	臨時
	報告	-
業務内容B	管理諸室の清掃	毎日
	登・下校時における児童・生徒の安全の確保	
	来客・職員用トイレの清掃	週1回
	冷暖房設備等の清掃等	年1回
	学校行事開催時における措置	月1回程度
	病虫害の駆除・防除のための薬剤散布	随時
	その他の定例的な業務	-

（出所：堺市立学校（29-7 区）施設管理業務仕様書）

学校施設管理事業（小学校）については、総務課において、委託内容、委託期間、委託金額について、経済的かつ効果的な方法を検討している。複数年契約での発注についても、民間業者にとっては継続して業務に従事することによる契約事務の効率化やノウハウの蓄積等が期待でき、また市にとっても民間業者のノウハウ蓄積による委託業務の質の向上や、事務処理の効率化が期待できるといったメリットを考慮し、選択肢の1つとして検討を進めている。

イ 学校施設管理事業（小学校）の履行確認の方法

堺市立学校（29-7 区）施設管理業務仕様書において、堺市委託業務監督検査要綱を踏まえた内容が規定されており、履行確認は次のとおり規定されている。

従事者は、日々の業務終了に当たっては「業務完了確認書（日報）」を作成の上、責任者に提出すること。

- ① 責任者は、日々の業務終了後、当日のうちに「業務完了確認書（日報）」を学校長に提出し、業務の確認を受けること。ただし、学校行事等の理由により、当日のうちに業務の履行確認を受け難い場合は、学校長があらかじめ指定する日時に業務の確認を受けること。
- ② 学校長は、手直し又はやり直し等改善の必要があると判断したときは、責任者に申し出ることとし、責任者はこれを認めたときは、従事者に指示して手直し又はやり直しの改善の措置を早急に講じること。
- ③ 従事者は、手直し又はやり直しを終えたときは、再度責任者に申し出て業務の確認を受けること。この場合において、②を準用する。
- ④ 手直し又はやり直しにより増加した経費は、受注者が負担すること。
- ⑤ 責任者は、毎月の業務報告として「業務完了届」（月報）を作成し、翌月 5 日（その日が業務日でないときは、その次の業務日）までに学校長及び担当課に提出すること。

（出所：堺市立学校（29-7 区）施設管理業務仕様書をもとに監査人が作成）

③ 学校施設管理事業（小学校）に関する監査の実施結果

ア 学校施設管理業務の外部委託契約における成績表についての意見

総務課により作成される委託契約の成績表について、現状委託業者からの月次の業務完了届を確認すること、委託業者から契約書第 13 条（臨機の処置）、第 34 条（協議）の規定に基づく特別な報告がないこと等、形式的な確認のみで作成されている。

日報の確認等、実質的な履行確認を行っているのは学校であるため、総務課による確認が形式面にとどまる場合、委託業者に対する実態にあった成績評価がなされず業務の改善が進まないおそれがあるとともに、施設管理業務の履行状況を総務課が十分把握できず、業者に対するモニタリングやけん制機能が有効に機能しないおそれがある。

このため、月次で成績表を作成する際に、総務課による十分な履行確認と成績評価の実施が必要と考えられ、具体的には、現状委託業者から学校と総務課にそれぞれ送付されている月次の業務完了報告書について、一旦委託業者が学校の責任者の確認・押印を受けた後、それを総務課に送付して、総務課でも学校の履行確認の状況を月次でモニタリングする等の対応が望まれる（意見 9）。

イ 校務・教務サポーターの人材の確保についての意見

学校園において、校務・教務サポーターを含む外部人材に対する需要は非常に高い状況であるが、地域によっては外部人材の確保が難しく、また施設の簡単な修繕を実施できる人材等、必要な技術を有する人材の確保が十分できていない学校があるとのことである。

近隣の学校園に外部人材の派遣について積極的に働きかけたり、学校園のニーズ分析を進め、必要な技術をより具体的に把握した上で、その技術を有する人材の確保を優先して進める等、校務・教務サポーターについて、学校園のニーズに合った人材配置が行えるよう、総務課にて積極的な人材確保に向けた方策の検討を進めることが望まれる（意見 10）。

なお、監査人による学校園へのアンケート（24 学校園を対象）において校務・教務サポーターの活用状況を確認したところ、回答のあった 21 学校園のうち 17 学校園で活用しているとの回答を得た。このうち 12 学校園から具体的な活用方法について、主に以下のような回答を得ている。こうした学校園のニーズに合わせてよりきめ細やかな人材募集を行うことで、人材の確保が十分に行えていない学校園の助けとなる可能性があるため、検討を進めていただきたい。

- ・ 事務作業全般、教材作成、印刷、データ入力
- ・ 校内整備、校舎保全、修繕業務、除草や剪定等学校環境の整備
- ・ 校外学習の引率補助
- ・ 教務主任や教頭の業務補助、養護教諭の補助 等

(3) 中学校給食事業

① 中学校給食事業の概要

市では、文部科学省の実施基準に基づき、完全給食（主食・副食・牛乳）を実施している。小学校給食については全児童への提供を原則としているのに対し、中学校給食については生徒（保護者）が利用の可否を選択できる選択制となっている。

堺市の中学校給食について

- 生徒（保護者）が、利用するかしないかを選ぶことができる学校給食です。予約は1か月単位です。
- 給食は、民間調理場で調理し、お弁当箱形式で各学校へ配送します。
- 献立は、中学校の栄養教諭と市の栄養士が作成します。
- 主食、副食（おかず3～4品）に牛乳がつきます。
- 主食は、3つのサイズ（標準・大盛・小盛）から選ぶことができます。
- 保温カートを使用し、温かいものは温かい状態で提供します。
- 急に弁当が持参できない時、当日申し込みができるランチサポートミニ（250円）も実施いたします。詳しくは、堺市教育委員会ホームページをご覧ください。



学校給食の内容

- ・給食費は食材の購入費としてのみ使用し、次のサイズ別金額が保護者の負担となります。
- ・給食費は一食、標準 310 円・大盛 330 円・小盛 300 円です。（主食の量が違います。）（社会経済状況の変化によって金額を変更する場合があります。）



主食（ごはん・パン）…標準・大盛・小盛のサイズがあります。
牛乳（200ml）…良質なたんぱく質・カルシウムをとることができます。
副食…温かいおかず 2 品・冷たいおかず 2 品または温かい汁物（マグカップ）



■ 土曜日の献立例
● 石狩汁（北海道）
● かぼちゃのグラタン
● 豚肉の味噌煮



■ 生徒に人気の献立例
● キーマカレー
● いかのフリッター
● 小豆粥
● フルーツコンポート

「おはし・スプーン」は毎日、各自で持参をお願いします

■ 中学生の学校給食摂取基準

エネルギー (Kcal)	たんぱく質 (g)	脂 質 (%)	食塩相当量 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				食物繊維 (g)
						A (μgRE)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C (mg)	
820	30 (25～40)	摂取エネルギー の25～30	3未満	450	4.0	300	0.5	0.6	35	6.5

※標準サイズのエネルギーは約820kcalです。

■ アレルギー対応

- ・除去食や代替食の対応はできません。献立表等でアレルギーの情報をご確認ください。予約のキャンセルをお願いします。
- ・中学校給食で使用する食材については、中学校給食予約システムの献立表示画面および堺市教育委員会のホームページにアレルギー情報を掲載しております。
- ・牛乳アレルギーや乳糖不耐症で、牛乳を飲用できない方については、医師の診断に基づき牛乳を除去します。その場合の給食費は牛乳代を除いた金額となります。「堺市中学校給食飲用牛乳除去申出書」を学校に提出してください。

（出所：堺市ホームページ）

事業名	中学校給食事業	所管課	保健給食課
事業概要 ・これまで基本としてきた家庭弁当の意義や役割と、学校給食に求められているニーズや役割が共存可能であり、双方の良さを活かすことが可能な選択制給食を平成28年11月から全校で実施した。 ・堺市立中学校において、家庭弁当の良さと学校給食の良さの双方を活かすことができる選択制での学校給食を、民間調理場を活用したデリバリー方式で実施し、生徒に提供する。			
マスタープランの位置づけ	施策3-4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	基本施策（13）安全・安心で良好な教育環境の整備

○予算・決算の状況	(単位：千円)			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	90,420	504,288	549,310	482,645
決算額	41,118	408,163	442,830	

○目標設定
 <事務事業の総点検>

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
実施中学校数	43校	43校	43校	給食を実施している中学校数を記載
喫食率	8%	20%	8%	選択制給食喫食者数÷全給食対象者数

<堺教育プラン>

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
中学校給食実施校	—	全中学校		給食を実施している中学校数を記載

(出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び保健給食課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成)

② 学校別の喫食率の推移

保健給食課では、平成 28 年度に中学校に選択制給食を導入するに当たり、事前に実施したアンケート調査で、約 25%の方が給食を利用したいとの回答があったことから、喫食率 20%程度を想定している。

平成 28 年度の中学校給食の喫食率実績は約 8%であり、想定値を大幅に下回っている。予約システムへの登録や給食費の払込みなどを含む予約方法の煩わしさ、生徒や保護者への周知が十分でなかったこと等が原因であると分析されている。

選択制中学校給食の利用状況

(%)

区	28年度 【全体】	29年度 (4月)	29年度 (5月)	29年度 (6月)	29年度 (7月)	29年度 (9月)	29年度 (10月)	29年度 (11月)	29年度 (12月)	29年度 (1月)	29年度 (2月)	29年度 (3月)	29年度 【全体】	30年度 (4月)	30年度 (5月)	30年度 (6月)	30年度 (7月)
堺	7.1	8.5	8.5	8.6	9.3	8.0	7.7	8.1	8.3	7.6	8.1	8.2	8.2	8.0	7.6	8.2	8.5
中	5.9	5.1	5.9	5.8	5.8	5.2	7.2	7.2	6.9	6.5	6.8	7.2	5.4	6.7	6.3	6.8	6.5
東	7.9	6.7	7.4	7.5	6.8	6.5	6.6	6.4	6.3	6.0	6.5	7.3	6.7	6.1	6.2	6.7	6.8
西	7.6	7.9	7.2	7.4	7.4	6.8	7.2	7.2	6.9	6.5	6.8	7.2	7.1	6.7	6.3	6.8	6.5
南	9.1	9.3	10.0	9.7	10.1	9.1	9.2	9.3	9.8	8.9	9.2	9.0	9.4	8.2	9.1	9.1	9.4
北	8.2	9.0	8.9	9.0	8.5	8.0	8.1	8.2	8.5	7.8	8.4	7.9	8.4	7.9	8.8	8.7	8.6
美原	6.3	6.9	6.9	6.4	7.5	6.1	6.4	6.4	6.3	5.7	5.4	6.3	6.3	6.0	5.8	6.9	6.6
全体	7.6	7.8	8.1	8.0	8.1	7.3	7.5	7.5	7.5	7.0	7.4	7.5	7.6	7.1	7.2	7.4	7.6

※28年度(全体)は、試行期間(9・10月)を含む。

(出所：保健給食課より入手した資料)

喫食率が伸びない要因の一つである予約システム使用の煩わしさについて、保健給食課では、中学校給食の利用者に対するアンケート結果から以下の課題を認識しており、平成 30 年度にシステム変更を実施して、改善していく方針である。

- ・予約システムはインターネットを利用しており、PC やスマートフォンを使用しない保護者には使いづらさがある（マークシートによる登録も可能である）。
- ・予約が 1 か月単位で前月の 20 日までに翌月分の予約を入力する必要がある。
- ・キャンセルは可能だが、予約システム上、1 か月分すべてキャンセルとなる。

ただし、喫食率は学校ごとによりばらつきが見られるため、必ずしも予約システム使用の煩わしさだけが喫食率が低水準にありかつ伸びない要因とはならないと考えられ、保健給食課では喫食率が伸びない要因の把握と改善について検討を進めている。

③ 中学校給食事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(4) 小学校給食事業

① 小学校給食事業の概要

事業名	小学校給食事業	所管課	保健給食課
事業概要 ・ 当事業は学校給食法に基づき実施しており、堺市立小学校・支援学校において給食を児童生徒に提供している ・ 給食調理業務は百舌鳥支援学校分校を除くすべての給食実施校において民間委託しており、主な事業は、献立作成・物資調達・学校給食調理施設や設備の維持管理、給食用食器等・消耗品の調達、食材の検査や調理場内の衛生検査、食材の空缶・段ボール・牛乳パックのリサイクル等である。			
マスタープランの位置づけ	施策3-4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	なし

○予算・決算の状況 (単位：千円)

平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度

予算額 1,685,540 1,724,444 1,742,288 1,752,701

決算額 1,689,404 1,691,924 1,728,636

○目標設定

〈事務事業の総点検〉

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
在籍数に対する給食提供数	45,673食	44,851食	44,807食	—
給食申込みに対して給食提供ができなかった数	0食	0食	0食	—

〈堺教育プラン〉

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
なし	—	—		—

(出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び保健給食課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成)

② 栄養教諭の意義とその配置状況について

栄養教諭は、「栄養に関する専門性をもち、児童・生徒に対して食に関する指導と給食の管理を行う教諭（三省堂 大辞林より）」である。食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行された。

栄養教諭の職務内容は、文部科学省のホームページによると、以下のとおりである。

(1) 食に関する指導

- ① 肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導を行う。
- ② 学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携して、集団的な食に関する指導を行う。
- ③ 他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整を行う。

(2) 学校給食の管理

また市における栄養教諭・学校栄養教員数の推移は以下のとおりである。

【過去5年間の栄養教諭・学校栄養職員数の推移】

校種	職種	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	栄養教諭	44	43	43	40	40
	学校栄養職員	7	7	6	8	6
中学校	栄養教諭	0	0	3	3	3
特別支援学校	栄養教諭	2	2	1	1	2
	学校栄養職員	1	1	2	2	1

【新規採用栄養教諭数の変遷】

校種	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	1	4	1	0	1
中学校	0	0	2	0	0
特別支援学校	0	0	0	0	1
計	1	4	3	0	2

（出所：平成30年度教育要覧をもとに監査人が作成）

なお、監査人が実施した学校園アンケートの対象先のうち栄養教諭（学校栄養職員を含む。以下同じ。）配置校は8校、栄養教諭未配置校は12校であった。この栄養教諭未配置校について、他校の栄養教諭の支援を受けているという回答の学校はなかった。また、他校の栄養教諭の来校希望の有無について以下のとおり、12校中9校で来校を希望しているとの回答を得ており、こうした状況を踏まえて栄養教諭未配置校に対するサポート体制の構築について検討を進めていただきたい。

【アンケート結果（他校の栄養教諭の来校希望の有無 未配置12校が対象）】

希望内容	学校数
定期的な来校を希望	5校
不定期でも来校を希望	4校
来校希望なし	3校

また、栄養教諭の活用例について、アンケートでは以下のような意見があったため、参考にされたい。

【監査人による学校園アンケート結果からの抜粋】

- ・食育の充実、健康教育の充実 ・給食指導
- ・食に関する保護者への啓発
- ・除去食の対応、除去食指導の徹底のためのマニュアル作りと点検活動
- ・給食場の衛生管理や調理員への指導 等

③ 小学校給食事業に関する監査の実施結果

ア 栄養教諭未配置校におけるアレルギー対応への体制の充実についての意見

食物アレルギーを有する児童生徒数は増加しているとの文部科学省の全国実態調査がある中、学校園における食物アレルギー対応の必要性は増加しているものと考えられる。食物アレルギーを有する児童生徒の対応を行うためには、学校の教職員全員の共通理解が必要であり、校園長のリーダーシップのもと、各教職員が役割を担う必要があり、給食等の際の児童生徒の食物アレルギー対応については、学級担任が中心となって行っている。

栄養教諭配置校では栄養教諭が、給食場で、マニュアルや個別のプランに基づき、除去食の調理・配膳作業の管理を行う等、食物アレルギー対応に関与している。一方、栄養教諭未配置校においては、給食主任や学級担任が中心となって確認を行う中で、栄養教諭配置校に比べて、専門家である栄養士のサポートを受けにくい状況にある。

食物アレルギーを有する児童生徒数が増加している状況において、学校園における食物アレルギーの問題は、対応を誤れば命に関わる危険があり、リスク管理上極めて重要である。保健給食課の管理栄養士が訪問指導するなど、栄養教諭未配置校が栄養士のサポートを受けられるよう保健給食課でも対応しているところであるが、例えば栄養教諭配置校の栄養教諭が未配置校を定期または不定期に訪問し、食物アレルギー対応に関する助言を行うなど、食物アレルギー対応に対するさらなるサポートの充実を図れる体制の構築について検討することが望まれる（意見 11）。

なお、食物アレルギー対応の増加に伴い、栄養教諭の各校への配置の必要性を市として認識しており、増員を国に要請している。市として予算上の問題から、現状では栄養教諭の全校配置は困難な状況とのことであるが、前述のとおり食物アレルギーの問題はリスク管理上極めて重要であり、事故を未然に防止するためのさらなる取組の強化が必要と考える。

イ 栄養教諭未配置校における食の指導や食育の授業等への栄養教諭の参加についての意見

食の指導や食育の授業等については、学級担任が中心となって児童生徒への指導を行っている。加えて、栄養教諭配置校では、栄養教諭が学級担任や教科担任等と連携して関連教科において、食の指導や食育の授業等をサポートしている。一方、栄養教諭未配置校においては、栄養教諭が作成した資料集等を活用しているものの、授業等における栄養教諭のサポートは受けられていない状況にある。

児童生徒にとって食の指導や食育は大変重要であり、食の指導や食育の授業等を学級担任や教科担任等が中心となって実施する中で、専門的知識を有する栄養教諭が積極的にサポートすることで、より効果的な実施が期待できる。食の指導や食育の授業等のさらなる充実のためにも、例えば栄養教諭配置校の栄養教諭が未配置校を定期または不定期に訪問し、食の指導や食育の授業等をサポートしやすい体制の構築について検討することが望まれる（意見 12）。

(5) 学校給食における地産地消推進事業

① 学校給食における地産地消推進事業の概要

事業名	学校給食における 地産地消推進事業	所管課	保健給食課
事業概要 ・学校給食の地産農作物の利用については、食育基本法の食育推進基本計画において、国として推進が図られているとともに、学校給食法第8条「学校給食実施基準」で学校給食で地場産物を積極的に取り入れることとされている。 ・食育基本法、学校給食法に基づいた地場産物の活用を行うことができ、児童が生産者や地域の自然などに対する関心と理解を深め、感謝の念をはぐくむ教育的効果をもたらし、学校における食育の推進を図ることができる。			
マスタープランの位置づけ	施策3-4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	基本施策（9）体力の向上と健康的な生活習慣の確立

○予算・決算の状況（単位：千円）

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
予算額	38,000	38,000	38,000	38,000
決算額	37,996	37,998	37,826	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28 年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
学校給食用地場産米購入量	100t	—	99t	—

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26 年度	平成32 年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
なし	—	—		—

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び保健給食課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

（５）地産地消の推進、環境に配慮した食育の推進、食文化の継承

①施策の方針

市民に安全・新鮮な食料を供給し、より多くの市民の方に堺産農産物の良さを知ってもらい、消費者と生産者の相互理解を深め、地域農業の活性化につなげることを目的に地産地消を推進します。

また、地域の食生活を守り育てるため、環境に配慮した食育を推進するとともに、食文化の継承として、堺ならではの「食」を伝えていきます。

②現状と課題

地産地消について

堺市の農業は、農地面積、農家数において大阪府全体の約１割を占め、大阪府１位です。堺の農産物はしゅんぎく、小松菜などの軟弱（葉物）野菜を中心に府内有数の生産量を誇っています。

平成20年７月に市、生産者、消費者、流通関係者、ＪＡ、学識経験者等で構成する「堺市地産地消推進協議会」を設立し、地産地消を推進するための具体的な取り組みを行っています。

平成22年２月に公募により堺産農産物の愛称を「堺のめぐみ」と決定し、同年11月からしゅんぎく、小松菜などの葉物野菜５品目を「堺のめぐみ」としてハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」などで販売を開始し、順次、品目の拡大（平成27年度末で42品目）を行うとともに、取扱店などの拡大を図っています。

この他、（１）小学校給食などへの堺産農産物の利用促進、（２）堺産農産物を使った料理講習会の開催や小学校での農業体験学習、（３）市内の農産物直売所や「堺のめぐみ」取扱店などの情報発信、食育パネル展での地産地消のＰＲ、（４）農業祭などのイベントを通じた「堺のめぐみ」の普及促進などを行っています。

環境に配慮した食生活について

我が国は戦後の高度経済成長により、国民の生活水準が著しく向上し、食べ残しや食品廃棄物の増大が問題となるいわゆる「飽食」の時代を迎えています。

加えて、食料を海外に大きく依存する我が国において、大量の食品廃棄物を発生させ、環境への負荷を生じさせていることから、生産から消費に至るまで食の環境を意識し、食品ロスの削減等、環境にも配慮する必要があります。

世界の食料事情は、現在、約８億人の人々は飢餓や栄養不足で苦しんでいることを始めとして、楽観視できない状況にあります。このような世界の厳しい状況を理解し、食事ができることに感謝の念を持ちつつ、国内では大量の食料が食べられないまま廃棄されているという食料資源の浪費や環境への負荷の増加にも目を向ける必要があります。これらを踏まえ、「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減に取り組むことが求められています。

（出所：堺市食育推進計画（第３次）基本施策（５））

② 学校給食における地産地消推進事業の教育現場への活用

保健給食課では、地場産米を使用した給食の提供について、学校から家庭に配付する食通信（保健給食課作成の食に関するお便り）や学校給食献立表に掲載し、地場産米についての記事を記載し、児童生徒や保護者に情報を発信している。

また、学校園では地域の学習の際に地場産米を取り上げ、子どもたちに地域に対する関心と理解を深めるよう授業の工夫を図っている。

こうした児童生徒や保護者への発信、授業での活用などにより、児童生徒が地場産米の生産者や地域の自然などに対する関心と理解を深め、感謝の念をはぐくむ教育的効果をさらに効果的に得られるよう保健給食課や各学校園を中心としてさまざまな取組が行われている。

③ 学校給食における地産地消推進事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(6) 食の安全事業

① 食の安全事業の概要

事業名	食の安全	所管課	保健給食課
事業概要 ・平成8年の学校給食による学童集団下痢症発生の反省に立ち、またその教訓を風化させないため、学校給食における安全性の向上が必要である。 主な実施内容は以下の通り。 ・「堺市学校給食安全衛生推進専門家会議」を組織し、市関係者とは異なる衛生と経営の専門家や保護者の視点から学校給食調理場等の実地調査を行う。 ・学校給食調理業務委託校において栄養士が仕様書に基づき学校給食調理業務委託の履行確認を行う。			
マスタープランの位置づけ	施策3-4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	なし

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
予算額	44,240	43,692	43,290	43,991
決算額	29,225	28,057	26,692	

○目標設定

<事務事業の総点検>

採用している指標	平成28 年度 実績	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
		目標	実績	
栄養士が巡回指導する学校数	39校	44校	44校	—
栄養士の巡回指導により指摘された事項の改善を行った校数	39校	44校	44校	—

<堺教育プラン>

採用している指標	平成26 年度 実績	平成32 年度 目標		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
なし	—	—		—

(出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び保健給食課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成)

安全で安心な学校給食ができるまで

【献立作成】

- ◆リスク低減のため堺市内を6区域に分けて、栄養教諭・学校栄養職員が献立原案を作成します。
- ◆献立区域ごとに献立委員会を開催し、献立原案を基に、学校関係者や保護者代表が意見を交換して、実施される献立を審査します。また、各区域で同じ日に同一食材にならないようにします。

【食材選定・発注】

- ◆学校給食で使用する食材は、各献立区域の学校関係者や保護者代表、保健所の職員が参加する物資選定委員会において、献立区域ごとに安全な物資を選んでいます。
- ◆使用する食材は事前にO157などの細菌検査を行います。放射能については、震災以後出荷制限されたことのある産地の農産物等を使用する場合に検査を行い、安全性を確認しています。
- ◆食品専用の冷凍車・冷蔵車・保冷車で配送しています。
- ◆学校納入時に、随時抜き取り検査（細菌検査・理化学検査等）を行っています。



【各校の調理場】

- ◆調理担当者が、納品される食材の期限表示や包装状態、品質などを確認する検収を行い、相互汚染のないように、冷蔵庫・冷凍庫などで保管します。
- ◆学校給食衛生管理基準に基づき、堺市学校給食衛生管理手引を作成しています。調理担当者の健康管理や手洗い・消毒などの衛生管理、食材の十分な加熱調理などを徹底し、調理を行い、提供します。
- ◆食材や調理済食品は、保存食用冷凍庫で-20℃で2週間以上保存しています。万一、食中毒やその疑いが発生した場合に発生原因調査のために使用します。

【検食】

- ◆児童が給食を食べる30分前までに、校長が検食を行い、異物の混入がないか・熱が十分通っているか・異味異臭がないか・量や味付けが適切であるかなどを確認します。

【給食実施】

(出所：堺市ホームページ)

② 小学校給食調理業務委託業者の選定方法

小学校給食調理業務を委託する業者については、保健給食課が堺市学校給食調理業務委託審査委員会を開催し、指名競争入札により選定している。

③ 小学校給食調理業務委託業者が実施した内容の履行確認

給食業者が実施した調理等の内容に対して、栄養教諭もしくは学校栄養職員の配置校はいずれかが履行確認を行っている一方、未配置校については栄養士が巡回で履行確認を実施している。巡回栄養士については、未配置校すべてを巡回できるようシフトを組んで履行確認を行っている。

こういった巡回栄養士は、平成30年7月時点で非常勤職員7名と短期臨時職員15名程度で構成している。このうち短期臨時職員については、契約は半年更新であり、最長1年間である。

月 2 回、保健給食課では巡回栄養士を集め、巡回校の指摘事項について情報共有を行い、後日改善状況について確認する等、未配置校の調理業務の品質維持を図っている。また、巡回栄養士については契約の更新による人の入れ替わりもあり、常勤の栄養教諭に比べて、履行確認を確実にを行うために専門性の向上を図る必要があることから、履行確認業務経験が長い巡回栄養士や保健給食課の管理栄養士が研修や指導を行っている。

④ 食の安全事業に関する監査の実施結果

ア 巡回栄養士との会議における議事録等の作成についての意見

保健給食課では、巡回栄養士との情報共有のため月 2 回巡回栄養士を集めて、問題意識の共有や保健給食課の管理栄養士による指導を実施しているが、当会議における議事録等が残されていなかった。

巡回栄養士は常勤の職員ではなく、契約も半年で更新されるため入れ替わる可能性もある。そのため、常勤の栄養教諭に比べて情報連携の必要性は高く、こういった問題点が指摘され、それに対しどういった指導を行ったのか会議内容を記録として残し今後の指導につなげることは一定の意義があると考ええる。

月 2 回の保健給食課における会議の議事録等を作成し、会議内容の後日の確認や巡回栄養士が入れ替わった際の会議内容の引継ぎに活用するとともに、指導内容の共有等により職員の専門性の向上に役立てることが望まれる（意見 13）。

(7) 小学校給食調理場整備事業

① 小学校給食調理場整備事業の概要

事業名	小学校給食調理場整備事業	所管課	保健給食課
事業概要 ・現在、小学校および支援学校の給食調理場は、建築基準法上いわゆる旧基準に該当するもの（昭和40年代～昭和56年）が約3分の1、いわゆる新基準に該当するが築20年以上経過しているもの（昭和57年～平成4年）が約3分の1、築20年未満のものが約3分の1となっており、全体として老朽化が進んでいる。また、平成9年に示された学校給食衛生管理基準により、学校給食調理場では衛生・機能面で優れたドライシステムを導入することとなっている。 ・学校給食調理場の老朽化に対応して、建築・設備を考慮して建替えや大規模改修を実施し、その際にドライシステム方式を導入する。			
マスタープランの位置づけ	施策3-4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	なし

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	566,808	648,897	1,157,668	509,854
決算額	424,292	386,794	1,033,180	

○目標設定
 <事務事業の総点検>

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
なし	—	—	—	—

<堺教育プラン>

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
なし	—	—		—

(出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び保健給食課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成)

② 小学校給食調理場整備事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(8) 放課後等の健全育成に関する各事業

① 放課後等の健全育成に関する各事業の概要

ア 堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）の実施目的

小学校に就学している児童（1～6年生）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者等の放課後等における健全な育成と子育て支援を図るため、適切な遊び及び生活の場を主とする活動の場を提供することを目的としている。

イ 放課後ルーム事業の実施目的

小学校 4～6 年生までの児童を対象に、放課後、週末等に小学校の施設等を利用して、学習活動を中心に様々な体験活動、交流活動等の場を提供することにより、自ら学び、考え、判断し、及び行動する能力の発達を支援することを目的としている。

ウ 堺市放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）の実施目的

堺っ子くらぶではのびのびルームとすくすく教室の両方を設置している。

のびのびルームについては、小学校 1～6 年生の就労家庭児童等を対象に放課後などにおける児童の健全育成と子育て支援を図るため、児童の安全確保を図り、自主性・社会性・協調性を養うことを目的としている。

すくすく教室については、小学校 1～6 年生の希望する全ての児童を対象に魅力ある体験プログラム等を行い、総合的な思考力・判断力・表現力を養うことを目的としている。

エ 放課後等の健全育成に関する各事業に関する実施事業の比較

のびのびルーム 設置校 59箇所		のびのびルーム 設置校 12箇所		堺っ子くらぶ 設置校 21箇所	
高学年	のびのびルーム	放課後ルーム	すくすく教室	のびのびルーム	
低学年					
事業名 (通称)	のびのびルーム	放課後ルーム	堺っ子くらぶ すくすく教室	堺っ子くらぶ のびのびルーム	
開始年度	平成9年度	平成17年度	平成23年度		
関係省庁	厚生労働省	文部科学省	文部科学省	厚生労働省	
対象児童	1年～6年 放課後ルーム実施校 は1年～3年 就労等家庭優先	4年～6年 全児童対象	1年～6年 全児童対象	1年～6年 就労等家庭限定	
負担金	8,000円/月	4,000円/月 8月のみ6,000円/月	4,000円/月 8月のみ6,000円/月	8,000円/月	
時間延長 減免	あり	あり	なし	あり	
運営主体	【プロポーザル】 (平成29年度～平成31年度) ・(公財)堺市教育スポーツ 振興事業団 59箇所 ・(株)CLC 12箇所	【プロポーザル】 ・(株)CLC 10箇所 【随意契約】 ・白鷺小学校放課後ルーム 運営委員会 1箇所 ・新湊小学校放課後ルーム 運営委員会 1箇所	【プロポーザル】 ・(公財)堺市教育スポーツ振興事業団 5箇所 (平成30年度～平成32年度契約) ・(株)CLC 5箇所(平成30年度～平成32年度契約) ・(株)セリオ 10箇所 (平成28年度～平成30年度契約 5箇所、 平成29年度～平成31年度契約 5箇所) 【随意契約】 ・NPO法人 ピュア・ハート御池 1箇所		

※平成30年4月時点

(出所：放課後子ども支援課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成)

なお、『堺教育プラン』12.『ひろがる教育』の推進と学びの支援」において、放課後等の健全育成事業を以下のとおり拡充する方針が示されている。(以下抜粋)

■放課後等の健全育成事業の充実【拡充】

放課後等の健全育成事業については、学校との連携を図りながら、子どもたちが様々な体験や人との関わりの中で健やかに成長し、安心して過ごせる場となるよう充実に努めます。

- ・国の子ども・子育て支援新制度の施行にともない、市で定めた設備や運営に関する基準を維持するため、活動場所や指導員を確保します。
- ・待機児童の解消や配慮を要する児童の受け入れ促進などの課題や保護者ニーズへの対応策を検討し、就労支援事業である放課後健全育成事業を基本とした制度の統一化を図ります。
- ・全児童対策事業である放課後子供教室については、今後の国の動向をふまえ、実施のあり方について検討します。

事業名	放課後児童対策事業（のびのびルーム）	所管課	放課後子ども支援課
事業概要 ・保護者が就労している世帯が増加するなど社会情勢の変化により、主に就労世帯における児童の安心・安全を確保するため、平成9年度からのびのびルームを小学校内で実施している。 ・実施校数：71校（平成30年4月時点） ・開設時間：月曜日～金曜日（放課後～午後6時30分）、土曜日・長期休業中（夏季休業中含む）（午前8時～午後6時30分）（利用時間延長制度利用者のみ、午後7時まで延長） ・負担金：月額8,000円（利用時間延長制度利用者は、時間延長一部負担金として、別途月額1,000円）（ともに減免制度あり）			
マスタープランの位置づけ	施策3-1 子育て世帯への支援と負担の軽減	堺教育プランとの関係	基本施策（12）「ひろがる教育」の推進と学びの支援

○予算・決算の状況（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	1,107,143	1,161,899	1,359,627	1,293,757
決算額	1,165,894	1,189,386	1,232,576	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
利用児童数	6,593人	—	7,087人	平成32年度をめどに、留守家庭待機児童の解消を目標としているが、利用児童数についての具体的な数値目標は設定していない。
待機児童数	0人	—	0人	平成32年度をめどに、留守家庭待機児童の解消を目標としているが、年度ごとの数値目標は設定していない。
要配慮児童受入数	280人	—	305人	平成32年度をめどに、留守家庭待機児童の解消を目標としているが、要配慮児童受入数についての具体的な数値目標は設定していない。

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
待機児童数の解消	待機児童数 122人	待機児童数 0人		—

事業名	放課後ルーム事業	所管課	放課後子ども支援課
事業概要 ・高学年児童を対象に安全・安心な居場所の提供と多様な体験プログラムの実施により、放課後における健全育成を支援するとともに、高学年の待機児解消を図るために実施している。 ・実施校数：12校（平成30年4月時点） ・開設時間：「月曜日～金曜日（放課後から午後6時）、土曜日・長期休業期間（午前9時～午後6時）、夏季休業中（午前8時30分～午後6時。利用時間延長制度利用者のみ、午後7時まで延長）」 ・負担金4,000円（8月のみ6,000円）、減免制度なし			
マスタープランの位置づけ	施策3-1 子育て世帯への支援と負担の軽減	堺教育プランとの関係	基本施策（12）「ひろがる教育」の推進と学びの支援

○予算・決算の状況（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	141,394	134,098	139,973	127,100
決算額	130,514	133,937	136,623	

○目標設定

<事務事業の総点検>

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
利用児童数	622人	—	624人	平成32年度をめどに、待機児童の解消を目標としているが、利用児童数についての具体的な数値目標は設定していない。
待機児童数	15人	—	0人	平成32年度をめどに、待機児童の解消を目標としているが、年度ごとの数値目標は設定していない。
要配慮児童受入数	39人	—	35人	平成32年度をめどに、待機児童の解消を目標としているが、要配慮児童受入数についての具体的な数値目標は設定していない。

<堺教育プラン>

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
待機児童数の解消	待機児童数 122人	待機児童数 0人		—

事業名	放課後子ども総合プラン事業	所管課	放課後子ども支援課
事業概要 堺市の放課後施策としては主に留守家庭の児童を対象とした「のびのびルーム」を実施しており、平成9年度の事業開始以来、利用希望者は増加し、児童の活動場所の確保と待機児童の解消が課題となっている。 また、社会情勢の変化により保護者ニーズも多様化してきている。これらに対応するため、平成23年度から、のびのびルームと全児童対策事業の双方の機能を併せもった事業を実施し、のびのびルームの課題解消及び新たな放課後施策の構築に努めている。 実施校数：21校（平成30年4月時点） ・のびのびルーム（厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」） 開設時間：月曜日～金曜日（放課後～午後6時30分）、土曜日・長期休業中（午前8時～午後6時30分）（利用時間延長制度利用者のみ、午後7時まで延長） 負担金：月額8,000円、（利用時間延長制度利用者は、時間延長一部負担金として、別途月額1,000円）（ともに減免制度あり） ・すくすく教室（文部科学省所管の「放課後子供教室」） 開設時間：月曜日～金曜日（放課後～午後5時）、土曜日・長期休業中（午前9時～午後5時） 負担金：月額4,000円（8月のみ6,000円）（減免制度あり）			
マスタープランの位置づけ	施策3－1 子育て世帯への支援と負担の軽減	堺教育プランとの関係	基本施策（12）「ひろがる教育」の推進と学びの支援

○予算・決算の状況（単位：千円）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	546,381	478,676	526,255	546,915
決算額	527,378	486,669	495,429	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している 指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集 計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
利用児童数	3,098人	—	3,310人	平成32年度をめどに、留守家庭待機児童の解消を目標としているが、利用児童数についての具体的な数値目標は設定していない。
待機児童数	6人	—	0人	平成32年度をめどに、留守家庭待機児童の解消を目標としているが、年度ごとの数値目標は設定していない。
要配慮児童 受入数	133人	—	120人	平成32年度をめどに、留守家庭待機児童の解消を目標としているが、要配慮児童受入数についての具体的な数値目標は設定していない。

＜堺教育プラン＞

採用している 指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集 計対象・集計方法）
	実績	目標		
待機児童数の 解消	待機児童数 122人	待機児童数 0人		—

（出所：3事業とも事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び放課後子ども支援課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

オ 放課後等の健全育成に関する各事業の運営委託方法

放課後等の健全育成に関する各事業の運営について、原則として公募プロポーザルを導入している。具体的には、利用児童及び保護者に、安全で安心して利用してもらう観点から、事業者におけるこれまでの実績や管理運営の信頼性、職員の確保・育成、事業計画・プログラム、利用児童の安全対策等の企画内容の提案を審査した上、事業者を選定しており、価格のみで事業者を決定することがないよう配慮している。

一方で御池台校区については、校区にある NPO 法人と、契約施設は 1 箇所単位、契約期間 1 年間で、例外的に随意契約を締結している。

当該 NPO 法人は、「御池台校区の自治会役員や校区在住者等から構成され、子育て支援、安全活動等の地域福祉活動を実施している」団体であり、「地域の実情に応じて地域社会及び学校と連携した児童の健全育成活動を実施することができる」点を、随意契約の理由として挙げている。地域住民、子育て支援に関わる NPO 法人等、地域人材・団体による参画も含め、地域とのつながりは重要と考えられ、市としても地域との連携を重視しているところである。

この点、文部科学省・厚生労働省が作成している「放課後子ども総合プラン」(平成 26 年 7 月 31 日)においても、「地域住民等の一層の参画促進を図るとともに、これらの人材に加え、大学生や企業退職者、地域の高齢者、子育て・教育支援に関わる NPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの人材の参画を促進していくことも望まれる」と示されている。

② 放課後等の健全育成に関する各事業に関する監査の実施結果

ア 堺市放課後児童対策事業の負担金割合の検討結果の記録についての意見

堺市放課後児童対策事業について、平成 9 年度の事業開始以来、負担金の改定が行われていない。

「事務事業総点検シート」投入量によれば、平成 27 年度決算では事業費 1,165 百万円に対して受益者負担金 419 百万円 (35.9%)、平成 28 年度決算では事業費 1,189 百万円に対して受益者負担金 458 百万円 (38.5%)、平成 29 年度決算では事業費 1,232 百万円に対して受益者負担金 493 百万円 (40.0%) である。ただし減免分を考慮すると、受益者負担割合は、概ね 50%に近い水準となっている。

放課後児童クラブ運営費負担については、国では保護者の運営費負担割合を概ね 1/2 とする旨の考え方が示されている。負担金の見直しについて検討が行われないことで運営費の負担の考え方との乖離が生じ、受益者負担割合が過大もしくは過少となるおそれがある。

現状、負担金の減免分を考慮すれば受益者負担割合は概ね 50%超で推移しており、概ね国の考え方に近い状況にはあるとのことであるが、受益者負担割合の確認は担当者が実施しているものの、検討結果としての記録は残せていない状況とのことである。受益者負担割合が国の考え方と乖離してきた際に負担金改定検討等をスムーズに行えるよう、予算要求の際に放課後子ども支援課として負担割合を算出し検討した結果を、記録として残すことが望まれる (意見 14)。

イ 全児童対策事業である放課後子供教室のあり方検討についての意見

堺っ子くらぶ設置校 21 校については、「のびのびルーム」と「すくすく教室」の両方のサービスが提供されている。

一方、堺っ子くらぶが設置されていない堺市放課後児童対策事業「のびのびルーム」設置校においては、一部の学校に高学年の児童に対し学習活動等の放課後における居場所の提供を行う「堺市放課後ルーム」が設置されているものの、低学年に対しては学習活動等の放課後における居場所の提供がなされていない状況である。

また、「堺市放課後ルーム」が設置されていない学校では、就労支援を重視する「のびのびルーム」のみが設置され、学習活動等の放課後における居場所の提供を行うサービスが高学年・低学年ともに提供されていない状況である。

堺っ子くらぶの「すくすく教室」には、教育職員免許状所持者等専門的な知識や経験を有する「主任学習アドバイザー」等が配置され、宿題等の自主学習及び活動への支援を行う役割がある。こうした教室が開催されている学校とそうでない学校があり、提供されるサービスに差が生じている。

現在、「堺教育プラン」において、「堺市放課後ルーム」は、堺市放課後児童対策事業「のびのびルーム」に統合し、また、平成 32 年度末を目安に、全児童対策事業である放課後子供教室のあり方についても検討するという方針となっている。

放課後子供教室のあり方については、学習活動等の放課後の居場所の提供を行うサービスとして全小学校での提供が可能となるよう、その内容について検討を進めることが望まれる（意見 15）。

(9) 小学校教育振興事業

① 小学校教育振興事業の概要

事業名	小学校教育振興事業	所管課	学務課
事業概要 ・ 経済的理由によって、就学困難と認められる児童の保護者に対して、就学に必要な費用を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。 ・ 経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な費用（学用品費、給食費、修学旅行費等）の一部を援助。			
マスタープランの位置づけ	施策3-1 子育て世帯への支援と負担の軽減	堺教育プランとの関係	なし

○予算・決算の状況 (単位：千円)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	505,647	487,765	488,622	496,422
決算額	458,780	434,784	435,361	

○目標設定 <事務事業の総点検>

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
なし	—	—	—	—

<堺教育プラン>

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
なし	—	—		—

(出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び学務課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成)

② 小学校教育振興事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(10) 学校管理職支援事業

① 学校管理職支援事業の概要

事業名	学校管理職支援事業	所管課	教職員人事課
事業概要 ・ 静謐な教育環境づくりなど学校運営上での諸課題に取り組む学校管理職の支援を行うことを通じて、円滑な学校運営と教育課題の解決に資する。 ・ 学校からの要請に基づき、教育委員会事務局において支援を決定した場合、一定期間、非常勤職員（学校管理職0B）を対象校へ派遣する。非常勤職員は、必要に応じて学校管理職が行う学校運営に支援を行う。			
マスタープランの位置づけ	施策3-4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	基本施策（10）学校マネジメント力の向上

○予算・決算の状況（単位：千円）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	12,148	14,642	14,559	14,525
決算額	11,610	14,339	14,438	

○目標設定 ＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
なし	—	—	—	—

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
「学校教育目標や方策について全教職員と共有し取り組んでいる（よくしている・どちらかといえばしている）」と答えた学校の割合（全国学力・学習状況調査）	小学校 97.9% 中学校 95.2%	小学校 100% 中学校 100%		学力・学習状況調査の学校へのアンケート調査

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び教職員人事課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

② 学校管理職支援事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(11) 教育相談事業

① 教育相談事業の概要

事業名	教育相談事業	所管課	教育センター
事業概要 ・平成28年度、堺市の小中学校の不登校児童生徒数は770人、いじめの認知件数は717件。発達障害をもつ児童生徒数は文部科学省が平成24年度に実施した調査の結果では、約6.5%程度の割合で通常の学級に在籍しているとなっている。この状況に対して当事業は、支援機関の一つとして重要な位置を占めている。 ・教育相談（主にカウンセリングやプレイセラピーによる面接相談や電話による教育相談）を実施し、課題を有する子どもとその保護者を支援する。 ・いじめ・不登校・発達障害等の課題を有する子どもたちへの対応の充実に向け、教職員研修などを通して学校を支援する。 ・面接相談は教育文化センター（ソフィア教育相談）と人権ふれあいセンター（ふれあい教育相談）の2ヶ所で職員により直接実施する。 ・電話教育相談は安定かつ継続性を考え、24時間365日の業務委託を行う。			
マスタープランの位置づけ	施策3－4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	基本施策（8）秩序と活気のある学びの場づくり

○予算・決算の状況（単位：千円）

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
予算額	16,793	16,688	17,533	16,752
決算額	16,081	16,091	15,111	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
学校との連携率（ただし、相談者が希望しない場合は学校に連絡をすることはない）	75%	75%	71%	連携を取った学校件数 ÷ 来所児童生徒の所属学校数 × 100
面接相談の課題達成率（年間相談件数のうち、解決件数及び課題解決に向け良好な形で継続している件数の占める割合）	94%	100%	94%	相談終結件数及び課題解決に向け良好な形で継続している件数 ÷ 総相談件数 × 100

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
年間相談件数のうち、解決件数及び課題解決に向け良好な形で継続している件数の占める割合	89%	100%		相談終結件数及び課題解決に向け良好な形で継続している件数 ÷ 総相談件数 × 100

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び教育センターへのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

② 教育相談事業に関する監査の実施結果

ア 教育相談の満足度調査についての意見

教育相談では、主にカウンセリングやプレイセラピーによる面接相談と電話による教育相談を実施している。

面接相談において、相談事項は1回の面接等では解決せず、長期にわたる対応が必要となるケースが多くある。面接相談は長期間に及ぶことや相談者は複数の他の相談機関に赴く等の理由より満足度調査等の相談者の意見の収集は特段行っていない状況である。

しかし、相談者の意見を把握する仕組みがない状況では、相談者が途中で来訪しなくなるなどの状況が生じた場合にその理由を把握できず、相談対応の見直し等、事業をより効果的に実施する方策を講じるきっかけを得られない。

そのため、相談者から意見を収集する仕組みの導入を検討し、相談対応の見直し等の方策を講じられる仕組みの整備が必要と考える（意見16）。

例えば、面接終了時にアンケート記載を依頼することにより、面接相談による相談者から面接時間や面接設定方法、面接における対応の仕方等に対する意見を収集し面接相談の改善につなげられるようにすることが考えられる。

イ 電話相談の委託業者の選定についての意見

電話相談については、平成 29 年度から一般競争入札により業者を選定している。平成 29 年度は 2 社からの応募があったものの 1 社は途中で辞退し、残りの 1 社に決定している状況であり、平成 30 年度は 1 社のみの応募にとどまったとのことである。

24 時間 365 日体制という相談時間の設定もあり受託業者が見つかりにくい状況ではあるが、1 社のみの応募となる状況が続くことは競争原理が働かず経済性を損なうおそれがあるため、事業内容の質を確保できる範囲で仕様内容や公募期間の見直しを検討するなど、受託できる業者の幅を広げられないか検討することが望まれる（意見 17）。

(12) 教職員研修事業

① 教職員研修事業の概要

事業名	「堺・教師ゆめ塾」	所管課	教育センター
事業概要 ・「強い情熱」「確かな指導力」「総合的な人間力」をそなえた教職員の指導力等を高め、学校園全体としての「学校力」を高めるとともに、教育改善を推進する。 ・本市の教諭志望者で入塾試験合格者を対象に、年間14回程度の講座を実施。 ・現職教員、指導主事等を講師として、学校現場で役立つ指導技術を学ぶ講座の充実を図る。 ・第11期卒塾生に対し、H31年度堺市立学校教員採用選考試験において1次筆答を免除。			
マスタープランの位置づけ	施策3-4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	基本施策（11）信頼される教員の育成

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
予算額	16,103	13,183	12,432	9,849
決算額	13,913	12,017	11,647	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28 年度 実績	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
		目標	実績	
教育センターの研修に参加する学校園教職員数（技術職員を除く）	29,211人	28,282人	26,420人	教職員が年間6回、教育センターの研修を受講した場合の延べ人数
公開授業を伴う校内研修に積極的に取り組む学校数	136校	136校	117校	小学校9回以上、中学校6回以上、公開授業を伴う校内研修を実施した場合の全学校数
指導主事の学校訪問による指導回数	512回	687回	476回	全小学校（93校）に対して各6回と全中学校（43校）に対して各3回、指導主事が訪問指導した場合の回数

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26 年度 実績	平成32 年度 目標		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
「教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている（よくしている・どちらかといえばしている）」と答えた学校の割合	小学校 88.2% 中学校 88.1%	小学校 94% 中学校 94%		学力調査の堺市平均値÷全国平均値×100

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び教育センターへのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

② 教職員研修事業に関する監査の実施結果

ア 教職員の参加を促進する研修の構成についての意見

教職員研修は大きく分けて、学校園内で実施する研究授業等の校園内研修と、教育センター等の校園外で実施する校園外研修がある。教育センターでは教職員研修計画に基づき研修を開催しているが、教職員は授業や行事及びその準備、子どもとのコミュニケーション等放課後まで学校園から離れることができない状況も多く、教育センターで研修を受講している教職員数は減少傾向にある。

【研修に参加する学校園教職員数】

対象年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加教職員数	29,466 人	30,442 人	29,211 人	26,420 人

(出所：平成 26 年度、平成 27 年度は堺市ホームページ、平成 28 年度、平成 29 年度は「事務事業総点検シート」をもとに監査人が作成)

減少傾向にある要因の一つとして、研修は半日出張する必要があり、働き方改革に伴い労働時間の削減に取り組む中で研修のための時間を確保しづらい状況が生じているとのことである。教育センターでは、研修日程を早めに通知し学校園に日程確保を依頼し、複数日程を設けて研修の参加率を上げる取組をしている。また、研修内容の精選を進め、必要最小限の研修をより効果的に開催するよう努めている。

一方、E ラーニングやビデオ研修は現状あまり活用できていない状況とのことである。E ラーニングについては、システム導入に多額のコストが必要であり、また集合研修で十分な研修を行っている中で、集合研修を E ラーニングに切り替えたとしても導入コストに見合った研修効果を得られるとは考えにくいとのことであった。ビデオ研修について、外部講師による研修を撮影するには許可が必要になり、研修用コンテンツとして残すことは難しく、また研修受講者の研修実施確認が難しいため、ほとんど導入していないとのことであった。

ただし、このような状況では多忙な教職員にとって研修を受講できる機会が限られ、知識習得等の機会が十分得られていないおそれがある。

ワークショップ型研修など双方向の研修では集合研修での実施が有効であるが、基礎知識関連の研修や集合研修の事前学習、研修欠席者に向けたフォロー研修については E ラーニングやビデオ研修で効果があると考えられ、今後こうした E ラーニングやビデオ研修を充実させ教職員に知識習得等の機会を増やすことを検討することが望まれる（意見 18）。

(13) 堺・教師ゆめ塾

① 堺・教師ゆめ塾の概要

事業名	「堺・教師ゆめ塾」	所管課	教育センター
事業概要 ・「強い情熱」「確かな指導力」「総合的な人間力」をそなえた教職員の指導力等を高め、学校園全体としての「学校力」を高めるとともに、教育改善を推進する。 ・本市の教諭志望者で入塾試験合格者を対象に、年間14回程度の講座を実施。 ・現職教員、指導主事等を講師として、学校現場で役立つ指導技術を学ぶ講座の充実を図る。 ・第11期卒塾生に対し、H31年度堺市立学校教員採用選考試験において1次筆答を免除。			
マスタープランの位置づけ	施策3-4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	基本施策（11）信頼される教員の育成

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	16,103	13,183	12,432	9,849
決算額	13,913	12,017	11,647	

○目標設定
 <事務事業の総点検>

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
教員採用試験合格者に占める「堺・教師ゆめ塾」経験者の割合増	29%	33%	22%	教員採用試験合格者に占める塾経験者数（教員採用試験に合格した塾経験者数÷教員採用試験合格者数）の割合
募集人数に対する応募者数の割合増	2.92倍	1.5倍	2.70倍	募集時倍率（応募者数÷募集人数）

<堺教育プラン>

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
なし	—	—		—

(出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び教育センターへのヒアリング内容をもとに監査人が作成)

② 堺・教師ゆめ塾に関する監査の実施結果

ア ゆめ塾の卒塾後の進路状況等の把握についての意見

ゆめ塾事業は、教員採用試験における優秀な人材確保とともに、「強い情熱」「確かな指導力」「総合的な人間力」を身に付け、今後、優秀な人材を養成する目的で実施している。現在、その事業目的を達成できたかを図る成果指標として、採用試験合格者に対するゆめ塾経験者の割合、ゆめ塾募集人員に対する応募者数の割合が設定されている。

ただし、ゆめ塾事業は市の採用試験対策を実施しているものではなく、市の採用試験に合格するかどうかは本人の努力によるところが大きい。優秀な人材が輩出できているかを測る上では、試験結果に左右される採用試験合格者数ではなく、採用試験受験者数を用いて指標を設定する方がより有用と考えられる。

ゆめ塾卒業生のうち市の教員採用試験を受験した人数の割合を指標として設定する等、優秀な人材を市に輩出できているかといったゆめ塾事業の効果を測る指標設定の見直しが望まれる（意見 19）。

(14) 生徒指導支援事業

① 生徒指導支援事業の概要

事業名	生徒指導支援事業	所管課	生徒指導課
事業概要 子ども自身が自らの身を守るための知識や実践的な方法を学び、いじめの未然防止や早期発見、早期解決を図ること、および生徒活動リーダーを育成することを目的とし、いじめ行動に対する学校の対応を把握するとともに、学校に対し、いじめ問題の解決に向けて相談・指導助言等の支援を行う。 主要な事業実施内容は以下の通り。 ・SAFEプログラム：小学校低学年担当教員を対象に研修を実施し、学校で実践する。 ・いじめ・暴力防止（CAP）プログラム：原則小学校4年もしくは5年の学級を対象に実施する。 ・ネットいじめ防止プログラム：小学校93校4年及び中学校1年全学級を対象に実施する。 ・生徒会活動リーダー養成宿泊指導：中学校生徒会活動の代表者を対象に実施する。 ・いじめ巡回相談員：学校を定期的に巡回相談し、いじめ問題の早期発見・早期解決に向けて学校のいじめ対応の把握と相談、指導助言を行う。また、ケースにより「いじめ対策チーム」を学校に派遣する。 ・いじめ防止等対策推進委員会：教育委員会の附属機関として、いじめ防止等の取組に関する諮問に答申する。調査機関として重大事態の調査を行う。 ・デートDV防止研修：教職員向け研修を実施し、性被害予防教育を推進していく。			
マスタープランの位置づけ	施策3-4 教育・生活環境の充実	教育プランとの関係	基本施策（8）秩序と活気のある学びの場づくり

○予算・決算の状況（単位：千円）

	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
予算額	26,181	25,565	26,205	27,470
決算額	25,084	24,419	25,011	

○目標設定

〈事務事業の総点検〉

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
いじめ・暴力防止（CAP）プログラム実施学級数	233学級	243学級	243学級	プログラム委託業者から入手した実施結果にもとづき、実績を把握している
ネットいじめ防止プログラム実施校数	136校	136校	136校	プログラム委託業者から入手した実施結果にもとづき、実績を把握している
いじめ解消率 （文部科学省問題行動調査項目）	70%	100%	66%	学校からのアンケート調査により把握した、いじめ解消件数÷いじめ発生件数×100

〈堺教育プラン〉

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
中学校の不登校生徒割合 （文部科学省問題行動調査項目）	2.75%	全国平均以下 （2.7%以下）		学校からのアンケート調査により把握した、不登校生徒÷全生徒×100
「学校のきまりを守っている（当てはまる・どちらかといえば当てはまる）」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6 87.8% 中3 90.9%	小6 94% 中3 97%		児童生徒からのアンケート調査

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び生徒指導課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

② 生徒指導支援事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(15) スクールカウンセラー配置事業

① スクールカウンセラー配置事業の概要

事業名	スクールカウンセラー配置事業	所管課	生徒指導課
事業概要 幼児児童生徒・保護者・教職員が、臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーの相談を受けることができる体制の充実を目的とし、平成18年度の政令指定都市移行に伴い、大阪府から事務移譲を受けて市で実施している事業である。いじめ不登校問題行動等の早期発見・早期解決に向け適切な対応をするとともに、心の健康を維持できるようにするため週1回スクールカウンセラーを配置し、幼児児童生徒、保護者、教職員のカウンセリングを行い、スクールカウンセラー未配置の学校園には配置校から派遣を行う。			
マスタープランの位置づけ	施策3-4 教育・生活環境の充実	教育プランとの関係	基本施策（8）秩序と活気のある学びの場づくり

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
予算額	71,039	71,029	71,648	75,238
決算額	70,014	68,953	70,286	

○目標設定
 <事務事業の総点検>

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
スクールカウンセラー配置校数	小学校 16校 中学校 43校 高等学校 1校	—	小学校 16校 中学校 43校 高等学校 1校	スクールカウンセラー配置校数
不登校生徒出現率	3%	3%	3%	病気や経済的理由を除く何らかの要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で、年間30日以上欠席した者を「不登校生徒」として扱い、全校生徒に対し不登校生徒の割合を算出
いじめ解消率 （文部科学省問題行動調査項目）	70%	100%	66%	学校からのアンケート調査により把握した、いじめ解消件数÷いじめ発生件数×100

<堺教育プラン>

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
中学校の不登校生徒割合 （文部科学省問題行動調査項目）	2.75%	全国平均以下 (2.7%以下)		学校からのアンケート調査により把握した、不登校生徒÷全生徒×100
「学校のきまりを守っている（当てはまる・どちらかといえば当てはまる）」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6 87.8% 中3 90.9%	小6 94% 中3 97%		児童生徒からのアンケート調査

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び生徒指導課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

ア スクールカウンセラーの法的位置づけ

スクールカウンセラー（以下「SC」という。）は、市内の公立学校に配置される非常勤職員であり、「学校における児童の心理に関する支援に従事する」（「学校教育法施行規則」第 65 条の 2）と定められており、児童生徒、教職員及び保護者に対し専門的な知識・経験に基づいて相談活動を行っている。

イ スクールカウンセラーの資格要件

平成 30 年度の堺市スクールカウンセラー募集要項によると、市が SC の募集を行う際に設定している資格要件は以下のとおりである。

- （i）臨床心理士
- （ii）精神科医
- （iii）臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第 1 条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常勤に限る）の職にある者又はあった者

ウ スクールカウンセラーの勤務条件と勤怠管理

平成 30 年度の堺市スクールカウンセラー募集要項によると、勤務は 1 校当たり週 1 日、年 35 回、1 回 6 時間（高等学校では 1 回 8 時間）勤務であり、報酬は 1 時間当たり 5,200 円である。

勤怠管理は紙の「出勤簿」により行われる。「出勤簿」は月次で学校園を通じて生徒指導課に提出され、出勤状況は生徒指導課担当者により外部人材管理システムに入力、「出勤簿」現物は生徒指導課にて保管される。

カウンセリング時間・内容については「スクールカウンセラー相談記録報告書」に記録され、「出勤簿」同様月次で生徒指導課に提出・保管される。「スクールカウンセラー相談記録報告書」はカウンセリングの内容を記録する趣旨で作成されており、勤怠管理とは連携していない。

エ スクールカウンセラーの配置状況

平成 29 年度末時点において、市立中学校 43 校と小学校 92 校のうち、SC 配置校は全中学校及び小学校 16 校であり、一部の小学校には未配置の状況である。

文部科学省は、SC の配置の拡充、資質の確保を検討しており、平成 30 年度には全公立小中学校に配置することを目標としている。（「平成 30 年度 概算要求主要事項」平成 29 年 8 月文部科学省）

市においては、国の掲げる平成 30 年度中の目標達成は困難な見通しであるものの、今後全校配置に向けて SC の増員をめざしている。実際に、平成 30 年度には小学校は 16 校から 19 校に配置校数を増加させている。

オ スクールカウンセラー導入による効果

平成 27 年度、生徒指導上の課題が大きい市立小学校に対して、平成 28 年度に SC を週 1 日、1 日 6 時間配置したところ、暴力行為発生件数が減少するとともに、不登校児童数が減少したとのことである。

また、SC を配置することにより、教育相談体制（児童・保護者との面談、教職員への助言、関係機関との連携、ケース会議の実施等）が充実し、暴力行為発生件数と不登校児童数が減少したとのことである。

② スクールカウンセラー配置事業に関する監査の実施結果

ア スクールカウンセラーの勤怠管理に関する指摘事項

「勤務条件通知書」によれば、SC の報酬は 1 時間当たり 5,200 円という時間単価で決定されており、また、所定時間を超える勤務時間がある旨記載されている。しかし、SC の勤怠管理は日次の出欠状況が記載される「出勤簿」のほか、緊急対応における「スクールカウンセラー相談記録報告書」及び「旅行命令書兼承認書（スクールカウンセラー用）」のみであり、勤務時間及び所定外労働時間の把握が厳密にできておらず、給与支払いの根拠となる時間の記録が残されていなかった。また、生徒指導課に確認したところ、平成 29 年度の緊急対応以外の所定外労働時間に関する報酬支払実績はないとのことであった。

この点、実際に月次で学校園を通じて提出される「スクールカウンセラー相談記録報告書」をサンプルで閲覧したところ、カウンセリング時間が中学校における所定時間（6 時間）を超える案件が識別された。生徒指導課に確認したところ、このような緊急対応以外の所定外労働に対しては校長と SC 本人との合意のもと通常勤務日（時間）の振替で対応する方針であるが、勤務日（時間）の振替状況については生徒指導課では把握していないとのことであった。

生徒指導課において勤務時間の把握が適切に行われていないと、超過勤務手当等の支払うべき報酬が適切に支払われないおそれがある。また、勤務日（時間）の振替を進めていたとしても、所定外労働の発生や勤務日（時間）の振替状況が適切に把握できていない状況から、労働者が取得可能な代休取得の権利行使ができていないおそれがある。

学校園は、SC の勤務時間を把握し記録に残すとともに、所定外労働時間が発生した場合には、超過勤務手当を支払う、もしくは SC 本人との合意のもと勤務日（時間）の振替を行う等の手続を行い、生徒指導課に報告すべきである（指摘事項 1）。

また、生徒指導課は、勤務時間が把握できるような「出勤簿」の様式を作成し、学校園において SC の勤務時間や所定外労働時間、勤務日（時間）の振替状況を

正確に把握し記録することができる体制を整えるとともに、学校園が適切に勤怠管理を実施しているかを適時に確認すべきである（指摘事項 1 続き）。

イ 未配置校に対するスクールカウンセラーの派遣についての意見

平成 29 年度末時点において、市立中学校 43 校と小学校 92 校のうち、SC 配置校は全中学校及び小学校 16 校であり、一部の小学校には未配置の状況である。

SC 未配置の学校園に訪問したところ、平成 30 年 4 月から 7 月において、SC の訪問実績がない学校園があった。SC 未配置校においては、SC と児童生徒・教職員との信頼関係の構築や情報共有が十分できず、学校園で起こっている問題の把握や生徒指導上の問題が生じた際にスムーズな対応ができないおそれがある。また、SC との交流により児童生徒や保護者、教職員は、学校園内の諸問題について専門的な知識・経験に基づくアドバイスを得られることがあるが、そういった機会も十分得られない。

SC 未配置校において、生徒指導上の問題への SC の活用や、SC の有する専門的知見の共有といったメリットを踏まえ、生徒指導課において SC 未配置校のニーズに応じ、近隣の SC 配置校からの SC の積極的な訪問が望まれる（意見 20）。

なお、監査人による学校園へのアンケートにおいて、SC 未配置の 12 小学校に対し、同じ中学校区の他の学校に配置されている SC の来校の有無を確認したところ、定期的もしくは不定期に来校があると回答した小学校が 8 校、来校がないと回答した学校が 4 校あった。

一方、他の学校に配置されている SC の来校希望があるかについて同様に確認したところ、定期的もしくは不定期でも来校を希望すると回答した小学校が 9 校、来校希望がないと回答した小学校が 3 校あった。

このうち、現時点で来校実績がない小学校 4 校のうち 3 校が定期的もしくは不定期でも来校を希望しているのに対し、現時点で定期的な来校がある 5 校のうち 2 校が来校希望なしと回答しており、各小学校における SC の来校ニーズと実際の来校状況に隔たりがある部分が見受けられた。

【SC の来校状況と SC 来校希望に関するアンケート結果

(SC 未配置の 12 小学校が対象)】

SC の来校状況	小学校数	SC の来校希望	小学校数
定期的な来校	5 校	定期的な来校を希望	3 校
		来校希望なし	2 校
不定期に来校	3 校	不定期でも来校を希望	3 校
現状来校なし	4 校	定期的な来校を希望	2 校
		不定期でも来校を希望	1 校
		来校希望なし	1 校
合計	12 校	合計	12 校

SC のニーズについては、各学校園の状況や地域の特色、教職員の考え方等様々な要素があると思われるものの、必要としている学校園に SC が十分訪問できていない状況が見受けられたため、各学校園のニーズに応じた SC の来校が可能となるよう、生徒指導課でとりまとめ、対応を進めていただきたい。

(16) スクールソーシャルワーカー活用事業

① スクールソーシャルワーカー活用事業の概要

事業名	スクールソーシャルワーカー活用事業	所管課	生徒指導課
事業概要 学校園だけでは対応が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、子どもの置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談体制を整備する。 主な事業内容は以下の通り。 ・ 課題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけ ・ 関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整 ・ 学校内におけるチーム体制の構築、支援 ・ 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供 ・ 教職員等への研修活動			
マスタープランの位置づけ	施策4 教育・生活環境の充実	教育プランとの関係	基本施策（8）秩序と活気のある学びの場づくり

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
予算額	13,342	18,004	22,668	22,668
決算額	15,286	17,390	23,165	

○目標設定
 <事務事業の総点検>

採用している指標	平成28 年度	平成29年度		成果の測定方法（データの 集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
スクールソーシャルワーカー活用人数	8人	8人	8人	生徒指導課にて把握
支援の対象となった児童生徒数	572人	—	448人	「従事報告書」にもとづき、一年間で支援の対象となった児童生徒数を記載
不登校生徒出現率	3%	3%	3%	病気や経済的理由を除く何らかの要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者を、年間30日以上欠席した者を「不登校生徒」として扱い、全校生徒に対し不登校生徒の割合を算出。
いじめ解消率 （文部科学省問題行動調査項目）	70%	100%	66%	学校からのアンケート調査により把握した、いじめ解消件数÷いじめ発生件数×100

<堺教育プラン>

採用している指標	平成26 年度	平成32 年度		成果の測定方法（データの 集計対象・集計方法）
	実績	目標		
中学校の不登校生徒割合 （文部科学省問題行動調査項目）	2.75%	全国平均以下 （2.7%以下）		学校からのアンケート調査により把握した、不登校生徒÷全生徒×100
「学校のきまりを守っている（当てはまる・どちらかといえば当てはまる）」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6 87.8% 中3 90.9%	小6 94% 中3 97%		児童生徒からのアンケート調査

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び生徒指導課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

ア スクールソーシャルワーカーの法的位置づけ

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）は、学校教育法施行規則第 65 条の 3 において、学校における児童の福祉に関する支援に従事する者と定められている。主に市内の公立学校に派遣され、学校園で児童生徒、教職員及び保護者に対し専門的な知識・経験に基づいて相談活動を行っている。

イ スクールソーシャルワーカーの資格要件

市が SSW の募集を行う際に設定している資格要件は以下のとおりである。

- (i) 社会福祉士
- (ii) 精神保健福祉士
- (iii) 福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績がある者

ウ スクールソーシャルワーカーの活動条件と活動管理

市では SSW は「チーフ」、「区担当」の 2 種類の派遣体制を採用している。「チーフ」は区担当のサポートや人材育成を目的に 1 回 3 時間程度の活動を年間 140 回行い、謝礼金は 1 回当たり 12,300 円である。「区担当」は担当区内の学校へのサポートを目的に 1 回 3 時間程度の活動を年間 280 回行い、謝礼金は 1 回当たり 11,100 円である。

活動管理は紙の「スクールソーシャルワーカー従事報告書」により行われる。「スクールソーシャルワーカー従事報告書」は従事した日に学校園の管理職から押印をもらい、月次で生徒指導課に提出され、活動回数は生徒指導課担当者により外部人材管理システムに入力、「スクールソーシャルワーカー従事報告書」現物は生徒指導課にて保管される。

活動時間・内容については「堺市 SSW 日報」に記録され、「スクールソーシャルワーカー従事報告書」同様月次で生徒指導課に提出・保管される。「堺市 SSW 日報」は活動内容を記録する趣旨で作成されており、活動時間の管理とは連携していない。

エ スクールソーシャルワーカーの配置状況

平成 29 年度末時点において、市内 43 中学校区のうち 6 中学校区に SSW が配置されており、配置率は 13.9%である。

また、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」によると、国は、SSW の配置の拡充、資質の確保を検討しており、平成 31 年度までに、原則としてすべての中学校区に配置することを目標としている。

市では、平成 29 年度末時点において SSW を 8 名採用しており、今後増員をめざしているものの、国の掲げる目標の達成は困難な見通しである。

なお、生徒指導課の調査によれば、近年 SSW への相談件数は大幅に増加しているが、解消率は平成 25 年度をピークに落ち込んでいる状況であり、相談内容の複雑化や、人材の不足が主要な原因と考えられている。

【SSW への相談件数、解消・改善数、派遣校数、解消率の推移】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談件数 (a)	113 件	136 件	203 件	289 件	249 件
解消・改善数 (b)	36 件	82 件	110 件	224 件	207 件
派遣校数	3 校	19 校	28 校	56 校	74 校
解消率 (b÷a)	32%	60%	54%	78%	83%
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
相談件数 (a)	275 件	463 件	765 件	824 件	
解消・改善数 (b)	231 件	315 件	414 件	417 件	
派遣校数	81 校	86 校	96 校	110 校	
解消率 (b÷a)	84%	68%	54%	51%	

解消・改善数は SSW からの報告に基づき集計

(出所：生徒指導課からの情報をもとに監査人が作成)

② スクールソーシャルワーカー活用事業に関する監査の実施結果

ア 「スクールソーシャルワーカー従事報告書」に対する校園長の承認に関する指摘事項

生徒指導課では SSW の日次の活動場所を「スクールソーシャルワーカー従事報告書」に記載、報告を受けることとしている。また、「スクールソーシャルワーカー従事報告書」は活動状況の把握に加え、謝礼金計算の基礎としても使用される重要な報告資料であり、生徒指導課は SSW に対して、学校園訪問の際に活動した学校園名の記入に加えて校園長より印を受領するよう指示している。

しかし、平成 29 年度の「スクールソーシャルワーカー従事報告書」を閲覧したところ、校園長印の受領がないまま生徒指導課に提出・生徒指導課にて保管されている案件が見受けられた。

校園長印の受領がなければ、校園長が SSW の活動を把握し管理責任を果たしているか明確でなく、また、「スクールソーシャルワーカー従事報告書」の確認を行っていないければ、SSW が学校における活動日の記載を誤るなどの状況があっても、

誤った活動状況が学校園において修正されないまま、生徒指導課にて謝礼金計算・支払が行われる可能性がある。

生徒指導課はSSWに対し、学校園訪問の際の「スクールソーシャルワーカー従事報告書」への校園長印受領を徹底するよう指導し、事後的にチェックを行うべきである（指摘事項2）。

イ スクールソーシャルワーカーの配置の拡充についての意見

前述のとおり、国は、SSWの配置の拡充、資質の確保を検討しており、平成31年度までに、SSWを原則としてすべての中学校区に配置することを目標としている。

一方、市では、SSWの増員をめざしているものの、平成31年度までに国の目標を達成することは困難な見込みである。

生徒指導課に確認したところ、SSW業務は児童生徒がおかれた様々な環境に加えて区役所・関係諸機関への働きかけが必要であり、案件にあわせた柔軟な対応が必要となる。生徒指導課としては、SSWの質の確保の観点を重視し、SSWの急激な増員にはデメリットがあると考えているとのことである。

SSWへの相談件数が近年急激に増加しており、現状のSSWの要員では、相談の解消率が今後も低下し、児童生徒の抱える課題への対応が遅れることとなる。引き続きSSWの質については十分に留意したうえで、すべての中学校区へのSSWの配置に向けて方策を検討することが望まれる（意見21）。

(17) 英語教育推進事業

① 英語教育推進事業の概要

事業名	英語教育推進事業	所管課	学校指導課
事業概要 学習指導要領における外国語科の目標は「コミュニケーション能力の基礎を養う」ととされており、その実現のためには、児童生徒がネイティブ・スピーカーとの交流を通して、外国の人々や文化に興味・関心を持ち、英語を使って積極的にコミュニケーションを図ることのできる機会を設けることが不可欠である。 英語教育推進事業は上記目標を達成するために、児童生徒がネイティブ・スピーカーとの交流を通して外国の人々や文化に興味・関心を持ち、積極的にコミュニケーションを図ろうとする機会を設け、英語を使ったコミュニケーション能力の基礎を養うことを目的とする。 また、ネイティブ・スピーカーに対する指導助言等の実施を目的とした英語教育コーディネーターを1名、公募により選定、配置している。 主な事業内容は以下の通り。 ・市内小中高等学校にネイティブスピーカーを配置する。 ・外部専門機関と連携し、小学校教員及び中・高校英語教員の英語力及び英語指導力向上にかかる研修を実施する。 ・英語教育推進モデル校における公開授業の実施（平成29年度） ・小学3・4・5・6年生の外国語活動の実施。			
マスタープランの位置づけ	施策4 学ぶ力・生きる力の育成	堺教育プランとの関係	基本施策（1）自ら学び社会で生かす「総合的な学力」の育成

○予算・決算の状況

（単位：千円）

	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
予算額	155,986	155,405	156,948	183,327
決算額	150,551	145,819	154,018	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28 年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集 計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
英語の授業はよくわかる と答える生徒の割合	74%	70%	74%	堺市「子どもがのびる」学び の診断における質問調査実績 を記載
英検3級程度の力を有する 生徒の割合	21%	50%	28%	授業力向上研究指定校におけ る英語能力判定テスト(3年 生)の結果(平成27年度)、英 語実施状況調査(H28、29年 度)にもとづき、実績を記載
小学校5・6年生各学級へ のネイティブスピーカー 派遣時間	12時間	12時間	12時間	授業日数をもとに記載
全中学校にネイティブス ピーカーを2学期間配置 し、各学級において週1回 程度、ネイティブスピー カーとのティーム・ ティーチングを行う。	43校	43校	43校	中学校から情報収集

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26 年度	平成32 年度		成果の測定方法（データの集 計対象・集計方法）
	実績	目標		
「英語を使ってコミュニ ケーションを図りたいと 思う」と答えた児童の割 合（堺市「子どもがのび る」学びの診断）	—	小6 80%		堺市「子どもがのびる」学び の診断における質問調査実績 を記載
「英語の授業の内容はよ くわかる」と答えた生徒 の割合（中学生チャレン ジテスト）	中2 71.3%	中2 75%		児童生徒からのアンケート調 査実績を記載

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び
学校指導課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

文部科学省は、生徒の英語力向上のための指導体制強化を目的として、「教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、中学校英語教員に求める英語力の目標を「英検準 1 級もしくは TOEFL iBT80 点、TOEIC730 点程度以上のいずれかを達成する英語教員の割合 50%」としている。さらに、「生徒の英語力向上推進プラン」（平成 27 年 6 月 5 日）では、全ての英語科教員について、英検準 1 級、TOEFL iBT80 点程度等以上の英語力を確保することを計画している。

しかし、市における、英検準 1 級もしくは TOEFL iBT80 点、TOEIC730 点程度以上のいずれかを達成する中学校英語教員の割合（平成 29 年度）は 28.4%と全国平均（33.6%）を下回る水準であり、また前年（平成 28 年度）の 31.9%よりも低下している状況にある。

【中学校英語教員における英語能力に関する外部試験の受験状況、目標達成状況の割合】

	平成 28 年度 堺市	平成 29 年度 堺市	平成 29 年度 全国平均
英語能力に関する外部試験（英検、TOEFL、IELTS、ケンブリッジ英検、GTEC CBC 等を指す）を受験した経験のある中学校英語教員の割合	71.0%	75.8%	78.1%
英検準 1 級もしくは TOEFL iBT80 点、TOEIC730 点程度以上のいずれかを達成する中学校英語教員の割合	31.9%	28.4%	33.6%

（出所：文部科学省「英語教育実施状況調査」内、都道府県別調査「英語担当教師の英語力の状況（中学校）」）

② 英語教育推進事業に関する監査の実施結果

ア ネイティブスピーカー派遣事業の契約期間についての意見

英語教育推進業務（ネイティブスピーカー派遣事業）は、プロポーザルで選定された業者と、5 月から翌年 3 月までの単年度契約を締結しており、ネイティブスピーカー派遣期間は契約期間のうち 2・3 学期（8 月～3 月）となっている。

英語教育充実の観点からは、年度を通じてネイティブスピーカー派遣を行うことが望ましいが、単年度契約では 3 月の予算議決後に業者公募を開始する等の関係上、契約開始が 5 月からとなってしまう、ネイティブスピーカーの配置はその後となるため、1 学期から派遣を行うことが困難である。また、委託業者とネイ

ティブスピーカーとの雇用期間が1年という短期となってしまう、優秀な人材確保が困難になる可能性がある。一方、複数年度契約にすることで各年度の契約事務が効率化できるといったメリットが考えられる。

優秀な人材の確保による英語教育充実及び契約事務の効率化の観点から、当該事業の複数年度契約への変更を検討することが望まれる（意見 22）。

イ 中学校教員の英語能力に関する外部試験の成績を向上させるための施策についての意見

教育委員会では、英語能力に関する外部試験にかかる国の目標（英検準1級もしくは TOEFL iBT80 点、TOEIC730 点程度以上のいずれかを達成する中学校英語教員の割合 50%）を達成し英語指導体制を強化するための施策として、平成 28 年度より、教員募集要項の加点項目の1つに外部試験の成績に関する項目を加える等の対応をとっている。

【平成 31 年度市立学校教員採用選考試験において加点申請ができる事項

（一部抜粋）】

対象の校種等 (教科)	加点の条件	加点得点	提出書類
「小学校・小学部」 「中学校・中学部（英語）」 「小中英語」	次のいずれかの英語検定等資格を、 ①は出願締め切り日までに、②～④は平成 28 年 4 月 1 日から出願締め切り日までに取得したものであること ①実用英語技能検定 準1級以上 ②TOEIC 785 点以上 ③TOEFL iBT80 点以上 ④IELTS 6.0 以上	20 点	資格証明書等の写し

しかし、現在児童生徒の英語指導にあたっている英語教員に対しては、英語のみで行う研修を設定するなどとして、教員の英語力向上を計っているものの、英語能力に係る外部試験を促すような活動を実施している状況にない。

前述したように、市における、英検準1級もしくは TOEFL iBT80 点、TOEIC730 点程度以上のいずれかを達成する中学校英語教員の割合は国の求める水準や全国平均に比べると低い水準であることを勘案し、教育委員会は、中学校英語教員の外部試験の資格取得率の向上に努めることが望まれる（意見 23）。

(18) 学校図書館教育推進事業

① 学校図書館教育推進事業の概要

事業名	学校図書館教育推進事業	所管課	学校指導課
事業概要 平成19・20年度に文部科学省の学校図書館支援センター事業を受託し、学校図書館の機能の強化・充実を図るための人材配置を行ってきた。 平成21年度に堺市独自で学校図書館教育支援事業を立ち上げ、児童生徒の豊かな心の育成および自発的、主体的な活動を支える学校教育の中核的な役割を担う場として、学校図書館教育の推進を図り、平成22年度以降は学校図書館教育推進事業として実施している。 主な実施内容は以下の通り。 ・推進校及び拠点校を指定し、司書教諭を支援する人材として、推進校には「学校図書館サポーター」、拠点校には「学校図書館職員」等を配置し、読書センター機能、学習センター機能及び情報センター機能の充実を図る。 ・小中学生に対して、読書ノートを配布する。 ・司書教諭及び学校図書館担当者、学校図書館サポーターに対する研修の実施。 ・拠点校の学校図書館職員・学校司書による小学校巡回訪問の実施。			
マスタープランの位置づけ	施策3 学ぶ力・生きる力の育成	堺教育プランとの関係	基本施策（1）自ら学び社会で生かす「総合的な学力」の育成

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
予算額	50,651	57,553	66,112	80,699
決算額	45,845	55,692	63,377	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28 年度	平成29年度		成果の測定方法（データの 集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
「家や図書館で、普段（月～金曜日）1日あたり30分以上読書をしている」と回答した児童生徒の割合（堺市学力調査質問項目）	小6 29.1% 中3 22.1%	小6 35.0% 中2 25.0%	小6 28.8% 中2 21.9%	児童生徒からのアンケート調査（堺市学力調査質問項目）にもとづき記載 平成29年度より中学2年を調査対象としている

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26 年度	平成32 年度		成果の測定方法（データの 集計対象・集計方法）
	実績	目標		
「学校の授業時間以外に、普段読書をしている」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6 77.5% 中3 50.3%	小6 82.0% 中3 56.0%		児童生徒からのアンケート調査（全国学力・学習状況調査）にもとづき記載

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び
学校指導課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

② 学校図書館教育推進事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(19) 堺マイスタディ事業

① 堺マイスタディ事業の概要

事業名	堺マイスタディ事業	所管課	学校指導課
事業概要 総合的な学力の向上の一助として、児童生徒の学習習慣を定着させ、学習意欲を向上させるために、児童生徒の学びの状況に応じたきめ細やかな指導を行うことが求められている。 放課後マイスタディ事業では、放課後や長期休業中などを活用し、一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、原則、市立小学校に通う3～6年生及び市立中学校に通う1～3年生で参加を希望する児童生徒を対象に学習指導、学習支援を行う。 マイスタディを実施するスタッフは外部人材管理システムに登録している人材から学校が選任した有償ボランティアであり、毎月謝礼金の支払いが行われる。 また、平成28年度より開始した土曜マイスタディ事業では教育関連企業へ外部委託を実施し、スタッフ派遣、教材・カリキュラムなどの作成を行い、学力向上と家庭学習習慣の定着を目的として隔週土曜日に学習指導、学習支援を行う。			
マスタープランの位置づけ	施策3 学ぶ力・生きる力の育成	堺教育プランとの関係	基本施策（1）自ら学び社会で生かす「総合的な学力」の育成

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
予算額	115,968	142,795	157,316	162,448
決算額	92,333	138,237	152,625	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28 年度	平成29年度		成果の測定方法（データの 集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
対象児童生徒に対するアンケート調査で「マイスタディに参加して授業がよく分かるようになった」と回答した割合	小 77.9% 中 57.7%	小 78.0% 中 60.0%	小 76.9% 中 55.9%	放課後マイスタディに参加した児童を対象に実施したアンケート調査の結果にもとづき、実績を記載
堺市「子どもがのびる」学びの診断の全国参考値を100とした場合の堺市の平均	小6 102.3% 中3 なし	小6 103.0% 中3 なし	小6 103.5% 中3 なし	学力調査の堺市平均値÷全国平均値×100

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26 年度	平成32 年度		成果の測定方法（データの 集計対象・集計方法）
	実績	目標		
全国学力・学習状況調査の堺市の平均値（全国を100とした場合）（全国学力・学習状況調査）	小6 97.6% 中3 93.9%	小6 105.0% 中3 102.0%		学力調査の堺市平均値÷全国平均値×100
「マイスタディに参加して授業がよく分かるようになった」と答えた児童生徒の割合	小学校 73.1% 中学校 56.7%	小学校 85.0% 中学校 65.0%		放課後マイスタディに参加した児童を対象に実施したアンケート調査の結果にもとづき、実績を記載

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び
学校指導課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

ア 堺マイスタディスタッフの資格要件

平成30年度「堺マイスタディ事業」実施要項によると、堺マイスタディスタッフとして「指導スタッフ」と「コーディネーター」を配置し、教員免許の有無は問わず、元教員、大学生、大学院生、塾講師、地域人材、インターンシップ研修生などから原則として校園長が選任するとされている。

イ 堺マイスタディスタッフの活動条件と活動管理

堺マイスタディスタッフは有償ボランティアとして外部人材管理システムへ登録を行い、1回当たりおおむね2～3時間程度の活動を行う。謝礼は1回当たり2,400円であるが、長期休業期間中に限り1日2回分の謝礼金を支払うことができる。また、「コーディネーター」については準備と指導のため1日2回分の謝礼金を支払うことができる。各学校園で活動管理を行い、外部人材管理システムへの入力により月次で学校指導課へ報告が行われる。

② 堺マイスタディ事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(20) 小中一貫教育・学力向上推進事業

① 小中一貫教育・学力向上推進事業の概要

事業名	小中一貫教育・学力向上推進事業	所管課	学校指導課
事業概要 当事業は過去に堺市では中学1年の不登校生徒が多かったため、小6から中1への壁を取り除くことを目的として開始された事業である。現在は、義務教育9年間にわたり、教科学力、学びの基礎力・社会的実践力を関連付けながら、子ども一人ひとりの総合的な学力の向上を図ることを目的として中学校区で小中共通の教育目標を設定し、その目標達成や生徒指導の確立に向け、義務教育9年間を見通した学習指導・生徒指導体制に基づく小中一貫した教育を行っている。 主な実施内容は以下の通り。 ・全中学校区に小中一貫教育推進リーダーを配置し、中学校における小中連携した取組をコーディネートし、小中合同研修や交流行事を実施。 ・小学校及び中学校の教員免許を所有する者を対象とした「小中一貫・連携推進枠」での採用を行い、小中一貫教育を推進する人材として活用。 ・堺市「子どもがのびる」学びの診断実施業務を委託により実施。 ・さつき野小中一貫校、大泉小中一貫校を開校。			
マスタープランの位置づけ	施策2 学ぶ力・生きる力の育成	堺教育プランとの関係	基本施策（2）小中一貫教育による「つながる教育」の推進

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
予算額	69,568	46,619	43,966	42,686
決算額	65,702	45,585	42,482	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
小中一貫推進校の拡充（小中一貫教育推進リーダーを全中学校区に配置）	43校	43校	43校	
全国の学力の平均値を100とした場合の堺市の平均の値（小学校6年生）	98%	100%	101%	堺市各教科平均正答率の合計÷全国各教科平均正答率の合計×100
全国の学力の平均値を100とした場合の堺市の平均の値（中学校3年生）	94%	100%	96%	堺市各教科平均正答率の合計÷全国各教科平均正答率の合計×100
堺市「子どもがのびる」学びの診断の全国参考値を100とした場合の堺市の平均の値（中学校3年生） [数国]	—	—	—	堺市各教科平均正答率の合計÷全国各教科平均正答率の合計×100 ※平成28年度より中学校の教科テストは無くなった

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
中学校の不登校生徒割合（文部科学省問題行動調査項目）	2.75%	全国平均以下（2.7%以下）		学校からのアンケート調査により把握した、不登校生徒÷全生徒×100
「教科の指導内容や指導方法について近隣の中学校・小学校と連携を行っている（よく行っている・どちらかといえば行っている）」と答えた学校の割合（全国学力・学習状況調査）	小学校 79.6% 中学校 95.3%	小学校 100% 中学校 100%		全国学力・学習状況調査

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び学校指導課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

② 小中一貫教育・学力向上推進事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(21) 地域人材活用事業

① 地域人材活用事業の概要

事業名	地域人材活用事業	所管課	学校指導課
事業概要 地域協働型教育の一環として、学校園の教育活動の支援、学校教育の活性化を図るため、学生や地域人材を、さまざまな教育活動を支援する堺・スクールサポーターとして登録し、市立学校園がニーズに応じて活用する。 主な支援の内容は以下の通り。 ・生徒指導アシスタント ・支援教育サポーター ・教育アシスタント			
マスタープランの位置づけ	施策2 社会全体で子どもをはぐぐむ仕組みづくり	堺教育プランとの関係	なし

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	68,960	72,597	64,755	64,397
決算額	66,607	67,545	60,770	

○目標設定

<事務事業の総点検>

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
地域人材登録者数	2,672人	—	3,790人	外部人材登録システムの登録者数をもとに算出
地域人材活用回数	27,814回	—	24,991回	学校園から活用回数を記載した報告書をもとに算出

<堺教育プラン>

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
なし	—	—		—

(出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び学校指導課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成)

ア スクールサポーター活動内容と人材登録方法

スクールサポーター希望者は以下の分野のうちから希望して活動内容を選択することができる。

(i) 生徒指導アシスタント

いじめや不登校など生徒指導上の課題を抱える子どもたちの身近な話し相手、授業中の校内巡回指導など生徒指導のサポートを行う。

(ii) 支援教育サポーター

通常の学級に在籍しているが、発達障害等のため特別な支援が必要な子どもたちに、教員の指示をわかりやすく伝え、個々に応じた課題で学習をサポートする。

(iii) 教育アシスタント

自然科学、環境、文化、芸術など幅広い分野で、総合的な学習の時間などの授業をサポートする。

イ スクールサポーターの活動条件と活動管理

スクールサポーターとして活動する者は、有償ボランティアとして外部人材管理システムへ登録を行う。1 回当たりおおむね 3 時間程度の活動を行い、謝礼金は 1 回当たり 2,400 円である。活動管理は各学校園で出欠管理を行い、外部人材管理システムへの入力により月次で学校指導課へ報告が行われる。

② 地域人材活用事業に関する監査の実施結果

ア スクールサポーターの活動記録簿様式についての意見

スクールサポーターは 1 回当たりおおむね 3 時間程度の活動を行い、午前・午後にそれぞれ 1 回、計 2 回の活動を行うこともありうる。また、1 人のサポーターが同じ学校で複数のサポーター活動を兼務している場合もある。

学校園で使用している活動記録簿を確認したところ、各サポーターの日次の出欠状況を記載する様式を採用しているケースが多くみられた。そのため、同じ月に複数のサポーター活動を行った場合や、1 日に 2 回活動をした場合には、1 枚の活動記録簿に活動状況を反映することが難しく、例えば、同じ月に複数のサポーター活動を行った場合には、複数枚の活動記録簿を作成する、1 日に 2 回活動をした場合には 1 つの欄に 2 つ丸をつけるといった運用方法で管理を行う等、学校園によって異なる独自の対応を行っているとのことであった。

現状では、外部人材管理システムへの転記の際に誤りが発生するおそれがあるため、学校指導課より学校園において使用しやすくかつ正確な記入が可能な活動記録簿を例示することが望まれる（意見 24）。

また、学校園に訪問した際にスクールサポーターの活動管理状況を確認したところ、複数のスクールサポーターについて活動管理簿が作成されず、システムに直接入力されている事案があった（支援アシスタント 1 名（中百舌鳥中学校）、堺マイスタディスタッフ 3 名（中百舌鳥小学校））。活動管理簿が作成されないと、活動の根拠資料がなく、事後的にスクールサポーターの活動状況が確認できないため、活動管理簿の作成を徹底し管理することが望まれる（意見 25）。

さらに、学校園において活動管理簿を閲覧したところ、出欠状況が鉛筆書きで記載されている事案、校園長承認印がない事案があった。活動管理簿が鉛筆書きで、もしくは承認印なしで作成されると、誤った謝礼支払や事後の改ざんが行われるおそれがある。学校園においてスクールサポーターの活動管理簿のボールペン等による記載や、校園長の確認を徹底することが望まれる（意見 26）。

イ スクールサポーターのサポーター登録についての意見

学校園においてスクールサポーターの外部人材管理システムへの登録状況を確認したところ、複数名の堺マイスタディスタッフについてサポーター登録がなされていない事案があった（鳳小学校）。スクールサポーター制度は有償を前提としている制度であり、外部人材登録は謝礼金支払のために実施しているとのことである。

学校園に確認したところ、当該サポーターらに対して登録依頼は行ったものの、謝礼金及び登録の辞退があったとのことである。別の登録済サポーターからの紹介であり身元に一定の信頼性はあると考えたこと、スクールサポーターの登録に関する市の規程や要綱等の定めはなく、登録は強制ではないとの認識から、結果的に登録が行われていなかったとのことであった。

学校現場で発生した事故等に関しては、有償・無償に関わらず保険の補償範囲内であるとのことであるが、たとえ保険により補償が得られるような状況だったとしても、外部人材登録がなされていない人材が、学校内でサポーター活動を行い、仮に事故が発生した場合、たとえ保険により補償が得られるような状況だったとしても、市や学校園における、混乱の原因ともなる。

学校園の中で活動し、児童生徒と密接にかかわるスクールサポーターについては、学校園における管理上人材登録を行わせるのが望ましく、規程等を整備した上で、外部人材管理システムへの登録を原則とすべきである。また、スクールサポーターのシステムへの登録を不要とした場合でも、安全管理上からも、無償ボランティアとして、教育委員会事務局の所管部署や学校園は各サポーターの氏名や連絡先等の情報の記録を徹底するよう、記録方法の明確化と記録の実施徹底が望まれる（意見 27）。

(22) 部活動推進事業

① 部活動推進事業の概要

事業名	部活動推進事業	所管課	生徒指導課
事業概要 生徒の健全育成に効果的な部活動の活性化を図るとともに、部活動における生徒・保護者の負担を軽減するために以下の事業を行う。 ・在籍する学校に希望する部活動のない生徒が他校の部活動に参加できるよう種目別拠点校を設ける。 ・専門性や指導力の高い人材を部活動外部指導者として必要な学校へ派遣する。 ・全国大会や地方大会に出場する生徒に、参加補助金及び奨励金を支給し生徒・保護者の負担を軽減する。 ・部活動運営に必要な経費の一部を予算化し、生徒・保護者の負担軽減を図る。 ・部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とした部活動指導員を必要な学校へ派遣する。			
マスタープランの位置づけ	施策5 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	基本施策（9）体力の向上と健康的な生活習慣の確立

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
予算額	72,128	67,198	69,308	91,336
決算額	69,023	64,663	65,335	

○目標設定

〈事務事業の総点検〉

採用している指標	平成28 年度 実績	平成29年度		成果の測定方法（データの 集計対象・集計方法）
		目標	実績	
外部指導者派遣回数	13,670 回	14,360 回	13,942 回	各中学校から報告される情報をもとに、外部指導者派遣回数を算出
中学校部活動の入部率	81%	85%	80%	各中学校から入手した生徒入部状況をもとに、入部率を算出

〈堺教育プラン〉

採用している指標	平成26 年度 実績	平成32 年度 目標		成果の測定方法（データの 集計対象・集計方法）
部活動入部率	運動部 60% 文化部 21%	運動部 65% 文化部 20%		各中学校から入手した生徒入部状況をもとに、入部率を算出

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び生徒指導課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

ア 部活動外部指導者の位置づけ

全国においては、中学校の運動部活動顧問のうち、保健体育以外の教員で担当部の競技経験がない者は、全体の45.9%にのぼっている（文部科学省「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」（平成26年度））。

このような状況を解決すべく、部活動外部指導者は、外部人材管理システムに登録されている有償ボランティアとして、専門的かつ高度な技能をもとに市立中学校の部活動へ指導を行う役割を果たしている。

イ 部活動外部指導者の要件

市が部活動外部指導者の募集を行う際に設定している要件は、堺市部活動外部指導者派遣実施要項によると、「外部指導者は、当該部活動に深い理解と熱意を有し、専門的かつ高度な技能及び指導力を備えた18歳以上（高校生を除く）の者で、その活動方針に賛同する者（国立又は公立学校の教職員を除く）であり、学校長が推薦する者とする。」である。

ウ 部活動外部指導者の活動条件と活動管理

堺市部活動外部指導者派遣実施要項によると、活動時間は指導 1 回につき 2 時間程度であり、謝礼金は 1 回当たり 2,400 円である。

活動管理は各学校園で出欠管理を行い、外部人材管理システムへの入力により月次で生徒指導課へ報告が行われる。

エ 部活動指導員の導入

平成 29 年 4 月に学校教育法上、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定された。市では、教員の負担軽減や部活動の安定的な運営のため、部活動の指導や大会への引率をする「部活動指導員」を平成 30 年 7 月より導入している（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号）」）。部活動指導員の制度は教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とすることができ、部活動指導員が実施できる主な職務は以下のとおりである。

部活動指導員の主な職務
・ 実技指導
・ 安全、障害予防に関する知識、技術の指導
・ 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率
・ 部活動の管理運営（会計管理等）
・ 保護者等への連絡
・ 事故が発生した場合の現場対応

（出所：スポーツ庁「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」 平成 29 年 3 月 14 日）

前述のとおり部活動指導員は学校教育法に基づく学校職員であり、部活動の顧問となることができ、大会への引率についても行うことができるため、導入による教員の部活動に係る業務量負荷の軽減、勤務時間外滞在時間の削減が期待されている。しかし、現状においては、教職員の勤怠管理システムである OTR（オンタイムレコーダー）の機能は出退勤時刻の記録はできるが、勤務時間の内訳について把握することができないため、生徒指導課は既存の仕組みの中で教員の部活動従事時間を把握することはできない。結果的に部活動指導員の導入による教職員の負荷軽減効果を定量的に測ることが困難な状況である。

現在、学校指導課において、部活動指導員導入による教職員の負荷軽減を定量的に測るための仕組みの構築や、部活動指導員の効果を学校園に周知することで部活動指導員の活用促進に向けての検討を行っている。

監査人による学校園へのアンケート（中学校・高等学校計 8 校を対象）において、部活動指導員の活用状況を確認したところ、8 校中 1 校で活用しているとの回答を得た。さらに活用内容を確認したところ、バスケットボール部で活用しているとの回答を得た。

今年度からの導入のため活用していない学校も多いように推察されるが、教職員の負担軽減や地域人材の活用等、部活動指導員の活用によるメリットが考えられるため、積極的な活用を推進するとともに、より活用しやすい制度になるよう、引き続き見直し等を検討することが重要と考えられる。

オ 部活動の「適切な休養日」（文部科学省）及び市におけるノークラブデーの設定

文部科学省は、学校の設置者及び学校が、部活動指導員による指導を行う場合であっても、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動については、生徒における様々な無理や弊害を生むことから、平成 29 年にスポーツ庁から公表されている「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」において、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示している。そして、平成 30 年に同庁から公表されている「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」によると、適切な休養日を以下のように設定することが推奨されている。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁵も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

（出所：スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」）

市では、「平成 30 年度 堺市立学校園に対する指示事項」内で、「ノークラブデーの実施」を重点取組として以下のとおり設定している。

重点取組

●ノークラブデーの実施

①ノークラブデーの設定

中

運動部活動については、スポーツ医科学の観点から、スポーツ障害や、興味・意欲が低下して起こるバーンアウトが生じないように十分留意すること、また、文化部の長時間に及ぶ活動についても課題となっていることから、「ノークラブデー」の設定を明確にし、心身のリフレッシュや疲労回復につながる取組を一層推進する。

「ノークラブデー」は原則として、平日は週 1 日以上、休祝日は月 2 日以上としている。今後、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子案」が示す以下の内容を踏まえて部活動ごと等で取り組む。

- ・学期中は、週当たり平日 1 日、土日 1 日の 2 日以上の休養日を設ける。
- ・長期休業中はある程度長期の休養期間を設ける。
- ・1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする。

(出所：平成 30 年度 堺市立学校園に対する指示事項)

また、同ガイドラインでは、適切な運営のための体制整備として、都道府県、市、学校園における対応方針を以下のように定めており、現在「運動部活動の方針」を作成中である。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。

イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月 of 活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

（出所：スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」）

なお、監査人による学校園へのアンケート（中学校・高等学校計 8 校を対象）において、ノークラブデーの設定、実施状況について確認したところ、すべての中学校・高等学校で設定、実施ができているとの回答を得た。また、実施率は 90%～100%との回答であり、かなり浸透している状況がうかがえた。一方、アンケートにおいて以下の課題があるとの回答を得ている。

- ・シーズンのある競技や公式戦直前での練習試合などは設定できていない
- ・公式戦等で代替日を設定できなかった
- ・大会直前などは、休まずに部活動を行っている部がある
- ・試合前に部活動を休むと、弱くなると思っている顧問が多い 等

生徒と教職員の休養確保という観点からは、ノークラブデーの設定は有益と考えられる。一方、部活動競技では各大会が目標とされることが多く、大会直前に部活動を実施したいという生徒の希望や、部活動によってオンシーズン、オフシーズンがあることもふまえ、ノークラブデーの設定が効果的に行われているかを確認し、より実効性のある制度となるよう、引き続き見直し等を検討することが重要と考えられる。

② 部活動推進事業に関する監査の実施結果

ア ノークラブデーの設定についての意見

学校園に訪問し、ヒアリング及び部活動予定表の確認によりノークラブデーの設定状況を確認したところ、各学校園でノークラブデーの実施を行っているという認識はあったものの、競技ごとの大会シーズンや、長期休暇、冬季のオフシーズン、学校閉庁日などの期間の対応が異なっており、これらの期間中にノークラブデーを設定している学校園としていない学校園が混在している状況であった。

そのため、「堺市立学校園に対する指示事項」（「学期中は、週当たり平日 1 日、土日 1 日の 2 日以上 の休養日」「長期休業中はある程度長期の休養期間を設ける」「1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする」）の達成率について、一律の条件での確認が難しい状況であった。

ノークラブデーの設定について統一的な基準がないと、「堺市立学校園に対する指示事項」に定めるノークラブデーの対応状況が管理できない可能性がある。

ノークラブデー設定の達成状況が客観的に確認できるよう、ノークラブデーの設定に関する統一的な基準を検討し、生徒指導課が現在策定中の「運動部活動の方針」等で例示することが望まれる（意見 28）。

また、管理職が部活動に提出を求めている、平成 30 年度 4～7 月の各部活動予定表を確認したところ、一部の部活動が予定表を提出していない月があった。（中百舌鳥中学校）

各部から部活動予定表が提出されなければ、ノークラブデーの設定予定を把握することが困難である。

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」には、運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成する必要がある旨が定められている。こうした運動部の適切な運営や各運動部の活動状況の把握を含め、ノークラブデーの設定状況を把握できるよう、全ての部活動からノークラブデーの設定予定を含む部活動の予定表が管理職に提出されるよう徹底することが望まれる（意見 29）。

(23) 幼児教育充実事業

① 幼児教育充実事業の概要

事業名	幼児教育充実事業	所管課	学校総務課
事業概要 市立幼稚園において障害のある幼児や配慮を必要とする幼児を支援し、教育活動を円滑に行うために、介助員の配置を実施する。			
マスタープランの位置づけ	施策4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	なし

○予算・決算の状況 (単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	37,822	43,124	45,746	52,174
決算額	38,019	39,727	35,091	

○目標設定

<事務事業の総点検>

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
幼稚園への介助員・保育補助員の配置状況	34人	24人	24人	介助員配置人数を記載
障害のある幼児・配慮を要する幼児の入園希望に対する受け入れ率	100%	100%	100%	入園児童数÷入園希望児童数×100

<堺教育プラン>

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
なし	—	—		—

(出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び学校指導課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成)

② 幼児教育充実事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(24) 特別支援教育環境整備事業

① 特別支援教育環境整備事業の概要

事業名	特別支援教育環境整備事業	所管課	支援教育課
事業概要 障害の有無にかかわらず、子どもたちが、ともに学び、ともに育つために取組を推進し、特別な支援が必要な子どもに応じた指導を充実するために、教員の専門性や指導力を向上するとともに、校内支援体制及び相談体制を確立する。 事業の主な対象は「支援学級」（小中学校のうち、障害のある児童生徒が在籍する学級）である。 主な事業内容は以下の通り。 ・ 支援学級に介助員を配置 ・ 校外学習や宿泊学習に参加する車いす等を使用する支援学級、支援学校児童生徒を支援するため、車両借り上げ費用を補助 ・ 医療的ケアを必要とする支援学級、支援学校在籍児童生徒の宿泊行事参加時に看護師を派遣 ・ 学校生活を送る上で日常的に医療的ケアが必要不可欠である児童生徒に対し看護師を派遣 ・ 支援学級担任対象の特別支援教育研修の実施			
マスタープランの位置づけ	施策3 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	基本施策（5）自立をはぐくむ特別支援教育の充実

○予算・決算の状況（単位：千円）

	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
予算額	203,852	209,762	229,398	224,936
決算額	185,421	195,454	210,218	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
支援学級担任研修参加率	92%	100%	91%	研修の出欠状況をもとに、研修参加率を算出

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
支援学級担任研修参加率	—	100%		研修の出欠状況をもとに、研修参加率を算出

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び支援教育課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

ア 支援学級数、支援学級在籍児童生徒数、及び介助員数の推移

小学校、中学校ともに支援学級数、支援を必要とする児童生徒数が毎年増加している状況である。市では、介助員の増員を進めているものの、支援を必要とする児童生徒数の増加割合に比べると大きくない状況である。

【支援学級数、支援学級在籍児童生徒数、及び介助員数の推移】

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	支援学級数	331 学級	340 学級	361 学級
	支援を要する児童数	1,484 人	1,652 人	1,818 人
中学校	支援学級数	146 学級	142 学級	149 学級
	支援を要する生徒数	605 人	650 人	682 人
介助員数（小中学校合計）		162 人	165 人	172 人

（出所：支援教育課より入手した資料をもとに監査人が作成）

イ 介助員・支援教育サポーターの配置方法

介助員の配置については、支援学級に在籍する児童生徒の知的な課題、肢体や病弱等の障害の状況等により、配置人数を支援教育課で検討し、決定している。その際、各校の支援学級在籍人数や担任数も参考にしている。

支援教育サポーターの配置については、学校規模や要配慮事項を考慮し、サポーターの活動回数を決定している。

② 特別支援教育環境整備事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(25) 特別支援教育推進事業

① 特別支援教育推進事業の概要

事業名	特別支援教育推進事業	所管課	支援教育課
事業概要 市立支援学校における特別支援教育の充実推進を図るとともに、支援学校のセンター的機能を充実させ、各学校園の特別支援教育体制の充実に向けた支援を行う。 事業の対象は「特別支援学校」（堺市内に分校を含め3校）であり、特別支援学校は日常生活を営むことが困難な児童が生活上の自立を図ることを目的として設立される学校である。 主な事業内容は以下の通り。 ・特別支援学校に、言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士である自立活動アドバイザーを派遣し、支援学校教員の専門性向上を図る。また、地域支援の拠点としてのセンター的機能の充実に向け、支援学校教員とともに自立活動アドバイザーを学校園に派遣し、障害のある児童生徒へのアセスメントと教員への指導助言を行う。 ・大阪府と連携し、支援学級及び支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得を推進し、教員の専門性や指導力の向上を図る。 ・介助員を配置し、支援学校における合理的配慮の充実を図る。			
マスタープランの位置づけ	施策4 教育・生活環境の充実	堺教育プランとの関係	基本施策（5）自立をはぐくむ特別支援教育の充実

○予算・決算の状況（単位：千円）

	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
予算額	21,105	19,923	19,836	19,804
決算額	21,095	19,436	19,963	

○目標設定

＜事務事業の総点検＞

採用している指標	平成28年度	平成29年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標	実績	
支援学校のセンター的機能を活用した学校園への支援割合（外部専門家と支援学校教員による事例相談等）	93%	100%	127%	目標値である学校園派遣回数84回を100%と考え、支援割合を算出

＜堺教育プラン＞

採用している指標	平成26年度	平成32年度		成果の測定方法（データの集計対象・集計方法）
	実績	目標		
支援学校のセンター的機能を活用した小中学校への支援割合（外部専門家と支援学校教員による事例相談等）	77.2%	100%		目標値である学校園派遣回数84回を100%と考え、支援割合を算出

（出所：事務事業総点検シート（平成29年度・平成30年度）、堺教育プラン及び支援教育課へのヒアリング内容をもとに監査人が作成）

ア 教職員免許の種類について

教職員免許には普通免許状（小学校・中学校・高等学校又は幼稚園の教員の免許状）のほか、特別支援学校教諭免許状、養護教諭免許状、栄養教諭免許状が設定されている。

特別支援学校教諭免許状は、障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保するため、大学等における特別支援教育に関する科目の修得状況等に応じ、教授可能な障害の種別を特定して授与される（教育職員免許法第4条、第5条）。

● 教員免許状の種類 (教育職員免許法第4条、第5条)

教員免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与されます。授与を受けるためには、①所要資格(学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験(幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施)の合格)を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体面)を経る必要があります。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められています。

免許状の種類	有効期間	有効地域範囲	概要
普通免許状 〔専修免許状 一種免許状 二種免許状〕	10年	全国の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状です。所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与されます。専修、一種、二種(高等学校は専修、一種)の区分があります。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができます。
特別免許状	10年	授与を受けた都道府県内の学校	教諭の免許状です。社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与されます。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められます。幼稚園教諭の免許状はありません。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されますが、特別活動など教科外活動を担任することも可能です。 ➡ 例1、2参照
臨時免許状	3年	授与を受けた都道府県内の学校	助教諭、養護助教諭の免許状です。普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与されます。 (当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができます。 (教育職員免許法附則第6項))

(出所：文部科学省「教員免許制度の概要」)

イ 特別支援学校の教員が取得すべき教職員免許について

特別支援学校の教員は、小学校・中学校・高等学校又は幼稚園の教員の免許状のほかに、特別支援学校の教員の免許状を取得することが定められている(教育職員免許法第3条第3項)。しかし、例外規定として、特別支援学校の教員の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の「いずれか」の学校の教員の普通免許状を有する者は、自立教科等以外の教科を担当することもできることと規定されており(教育職員免許法第17条の3)、また、「当分の間」は特別支援学校教員の免許状が無くても特別支援学校の教員となることができることとなっている(教育職員免許法附則第16項)。

文部科学省は、教員に対して発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要として、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(答申)(平成27年12月中央教育審議会)において、平成32年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することをめざすとしている。

市において、特別支援学校の教諭の支援学校教諭等免許状取得割合は約8割程度となっている。支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあり、教員の専門性を高めることが特別支援教育の重要な課題となっているが、実際は経験の浅い教員が支援学校あるいは支援学級の指導にあたることもあるとのことであり、教員側の対応が不十分となってしまう可能性がある。

教育現場における指導は支援学校教諭にとって最も重要な指導力強化のための経験であるが、加えて免許取得の機会は教員の指導力の強化のきっかけとしても効果的であることから、支援教育課は、免許法認定講習を実施している大阪府と連携を行い、支援学級及び支援学校教員の支援学校教諭免許状の取得を推進し、また教職員人事課と連携して免許を保有している教員が特別支援教育にあたることができるよう、人事上の配慮を行うなどの対応を行っている。

② 特別支援教育推進事業に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

(26) 事務事業総点検シートに関する気づき事項

各教育関連事業を監査する際に利用した「事務事業総点検シート」において指標の計算方法の誤りや、目標設定がないもの、活動指標、成果指標の選定にさらなる改善が求められるものが確認されている。このうち今後の事業継続や拡大、縮小等を検討する際に、必要な事業効率や事業の実施効果に対する評価に係る意見等については、前項までに記載している。

一方、「事務事業総点検シート」を閲覧する中で、事業の効果を測定する根拠となる活動指標、成果指標の設定が適切でなく、事業の効果を適切に評価できなくなる可能性がある事例が見受けられる。こうした状況では、予算編成の資料としても十分に機能しないこととなる。事業評価のための外部公表資料である「事務事業総点検シート」上に記載の誤りや適切でない指標が含まれている場合は、評価結果が不適切ではないかとの誤解を第三者に対して与えるおそれがある。

適正な事業評価、効果的な予算編成を実施し、また事業評価結果を適切に外部に公表するためには、適切な指標設定は重要であり、設定内容を見直すことが望まれる（意見 30）。

① 評価指標の計算方法が誤っていたり、異なる事業で同じ指標を用いる際に事業ごとに計算方法が異なっているもの

業務・事業等	識別事項の概要
生徒指導支援事業	「生徒指導支援事業」「スクールカウンセラー配置事業」「スクールソーシャルワーカー活用事業」の成果指標として、「事務事業総点検シート」上「いじめ解消率」を設定している。平成 29 年度「事務事業総点検シート」を確認したところ、各 3 事業における「いじめ解消率」実績（平成 28 年度）について、異なる数値が記載されていた。 評価指標は同じにもかかわらず算出方法が事業ごとに異なる場合、評価結果の客観性に欠けるとともに、事業の効果が適切に測定されず、事業評価が適切に行われぬおそれがあるため、評価指標が適切に算出されているかについて、生徒指導課は適切にチェックを行うことが望まれる。
堺マイスタディ事業	平成 29 年度「事務事業総点検シート」上で成果指標として設定している「対象児童に対するアンケート調査で、『マイスタディに参加して授業がよくわかるようになった』と回答した割合」の達成率の計算、及び達成率に基づく評価に計算誤りや記載誤りがあった。

業務・事業等	識別事項の概要
	事業評価のための外部公表資料である「事務事業総点検シート」上に計算誤りや記載誤りがあれば、事業の効果が適切に測定されず、事業評価が適切に行われないおそれがあるため、計算式等の正確性について学校指導課で適切にチェックを行うことが望まれる。
地域人材活用事業	平成 29 年度の「事務事業総点検シート」上で成果指標として設定している「地域人材登録者数」について、平成 28 年度 (2,672 人) から平成 29 年度 (3,790 人) と大幅に増加していた。平成 28 年度から平成 29 年度への増加の主な要因は、登録者数の把握時期の相違によるものとのことであった。 データの取得時期が異なるなど、条件が異なる状況下で算定した成果指標を比較に用いた場合、登録者数の増減が直接事業による効果ではないにもかかわらず、事業の効果によるものとの誤解が生じるおそれがあるため、データ抽出を毎年同じ時期に行うなど、同条件で成果指標を算定し、比較に用いることが望まれる。

② 事業の実施効果を評価する評価指標が適切に設定されていない、もしくは追加設定が有効と考えられるもの

業務・事業等	識別事項の概要
学校施設管理事業 (小学校)	平成 29 年度「事務事業総点検シート」上で活動指標として「施設管理業務委託校数」を設定しているが、平成 28 年度ですでに全校委託を完了し、活動目標は達成されている状況にある。 すでに達成済の活動指標を目標設定したとしても効果は乏しいものと考えられるため、指標の見直しが望まれる。
中学校給食事業	平成 29 年度「事務事業総点検シート」上で活動指標として「実施中学校数」を設定しているが、中学校給食は全学校で実施されており、活動目標は達成されている状況である。 すでに達成済の活動指標を目標設定したとしても効果は乏しいものと考えられるため、指標の見直しが望まれる。
小学校給食事業	平成 29 年度「事務事業総点検シート」上で活動指標として「在籍数に対する給食提供数」、成果指標として「給食申込に対して給食提供ができなかった数」を設定しており、これらの指標に対する目標は、平成 26 年度にはおおむね達成されている状況である。

業務・事業等	識別事項の概要
	すでに達成済の活動指標を目標設定したとしても効果は乏しいものと考えられるため、指標の見直しが望まれる。 この際、前述の指標は給食提供に重きを置いているが、さらなる事業内容の改善を図る際には、児童・保護者の満足度を向上させることも重要と考えられ、例えば、小学校の満足度アンケートで把握している児童・保護者の満足度や、好き嫌いの減少、残飯発生率の改善等、満足度向上に関する具体的成果を図ることができる成果指標の設定を検討することが望まれる。
教職員研修事業	平成 29 年度「事務事業総点検シート」上で成果指標として、学校園教職員数(教職員が年間 6 回研修に参加した場合の延べ人数)を設定している。教職員の研修参加状況を当指標で測定し評価することができる一方、研修内容が教職員の実態に合った良いものが提供できているかといった観点での成果指標は設定されていない状況にある。 例えば、研修内容が教育現場で活かせるか等について研修受講後に実施しているアンケートを活用し回答結果を成果指標として用いるなど、事業効果をより適切に評価できる成果指標の設定検討が望まれる。
堺マイスタディ事業	平成 29 年度「事務事業総点検シート」上で、成果指標として、「対象児童生徒に対するアンケート調査で「(放課後)マイスタディに参加して授業がよく分かるようになった」と回答した割合」「堺市『子どもがのびる』学びの診断の全国参考値を 100 とした場合の堺市の平均」の 2 項目を設定している。アンケート調査は土曜マイスタディ事業の受講者が対象になっていなかった。土曜マイスタディについてもアンケート調査の結果を指標に反映して事業全体を評価し、また放課後マイスタディと土曜マイスタディを一律に評価しづらいような項目があればこれらを区別し、例えば、各事業の参加者数や学習習慣の定着割合など、事業の成果が直接的に測定できるような項目を成果指標として、追加設定を検討することが望まれる。
堺マイスタディ事業	平成 29 年度「事務事業総点検シート」上で成果指標の 1 つとして、「堺市「子どもがのびる」学びの診断の全国参考値を 100 とした場合の堺市の平均」(対象は小学校 6 年生と中学校 3 年生)を設定しているが、中学校 3 年生では学力テストを実施しなくなったことを理由に、平成 28 年度以降中学生に関する指標の設定

業務・事業等	識別事項の概要
	を行っていない。 堺市学力テストを実施しなくなった以降においても、適切な事業評価のため、代替的に別の学力テストの結果（例えば、大阪府の実施する「中学生チャレンジテスト」など）を指標として採用するなど、事業実施の成果に関する評価を続けることが望まれる。
地域人材活用事業	平成 29 年度「事務事業総点検シート」上で成果指標として「地域人材登録者数」、活動指標として「地域人材活用回数」を設定しているが、目標数値設定が行われておらず、実績だけが記載されている。 目標数値設定が行われなければ、事業に対する効果が測定できない可能性があるため、例えば経済性、効率性を測る評価指標として、予算額を 1 回当たりの人材活用にかかる費用で除した活用予定回数を目標数値に設定し、予算の範囲でできるだけ多くの活用ができているかどうかについて効果測定を行う等が考えられ、検討することが望まれる。 また、目標設定が困難である指標については、事業評価のために有用であるかどうかも含めて検討し、目標設定が可能な指標を選定することが望まれる。
特別支援教育環境整備事業	小中学校支援学級介助員賃金については、事業の主要な支出項目であることから、介助員が合理的に配置され、効果的に活動できているかが事業評価のための重要な視点である。 ただし、平成 29 年度「事務事業総点検シート」上で活動指標として、「支援学級担任研修参加率」を 1 件設定しているのみであり、介助員に係る成果指標が設定されていなかった。 例えば、年度末に介助員の活動状況について各学校園に満足度調査・改善要望を聞き取りするなど、学校園及び介助員の双方から、介助員配置の効果を測定するよう、成果指標の設定を検討することが望まれる。

3. 資産管理に関する事項

(1) 教育委員会事務局各部署における物品・現金管理

① 教育委員会事務局各部署における物品・現金管理の概要

地方自治法における物品の定義は以下のとおりである。

【地方自治法第 239 条第 1 項】

この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるものの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

これに基づき、市では会計室出納課が備品出納管理マニュアルを作成し、物品の種類を備品、消耗品、その他物品に分類した上で、物品出納管理を行っている。

【物品の分類】

種別	説明
備品	長期間にわたり性質や形状を変えずに使用、保存に耐えるものであり、取得価格が 2 万円以上のもの
消耗品	1 回又は短期間の使用により消耗するもの
その他物品	原材料、動物その他のもの

（出所：会計室出納課作成の備品出納管理マニュアル）

物品出納管理事務については、会計管理者等の物品の出納又は保管の事務を補助させるため、物品出納員又は区物品出納員（以下これらを「物品出納員等」という。）が設置されており、その事務補助を行うため、物品出納員等の委任を受けて物品取扱員又は区物品取扱員（以下これらを「物品取扱員等」という。）が物品の出納及び保管並びに記録管理の事務に当たっている。

さらに、堺市会計規則第 96 条において、物品出納員等又は物品取扱員等は、次に掲げる帳簿等を備えて、当該帳簿等の記録管理を行わなければならないと定められており、例えば、切手であれば切手等受払簿により受払及び残高の管理を行っている。

【堺市会計規則第 96 条（物品会計に係る帳簿等の備付け）】

物品出納員等又は物品取扱員等は、次に掲げる帳簿等を備えて、当該帳簿等の記録管理を行わなければならない。ただし、堺市立学校に設置される物品取扱員については、この限りでない。

- (1) 備品出納簿（物品出納員等に限る。）
- (2) 切手等受払簿（物品取扱員等に限る。）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会計管理者等が必要と認めるもの

教育委員会事務局各部署ではそれぞれ必要に応じて管理台帳を作成し、受払及び残高の管理を行っている。

【保管物と管理台帳の例】

保管物	管理台帳
現金	現金出納簿
切手・はがき	切手等受払簿
タクシーチケット	使用簿

② 教育委員会事務局各部署における物品・現金管理に関する監査の実施結果

ア 使用見込みのない備品の早期処分についての意見

教育委員会事務局各部署が保管する備品について、備品データより数件選定し、現物調査を実施した。その結果、保健給食課保管のワープロ式（平成元年 6 月取得）や教育政策課保管のノートパソコン（平成 9 年 11 月取得）など、かなり古い時期に取得し現在は使われていない備品が保管されていた。

不用な備品が処分されず教育委員会事務局各部署の倉庫に置かれたままであり、不要な管理コストの発生や、スペース有効利用の阻害となっているおそれがある。

古いワープロやノートパソコンなど、現在使用しておらず今後も使用見込みのない備品については、適切に廃棄物として処分を行い、管理コストの削減及びスペースの有効活用を図ることが望まれる（意見 31）。

(2) 各学校園における物品・現金管理

① 各学校園における物品・現金管理の概要

ア 物品管理について

各学校園では物品事務処理提要に基づき、物品の管理を行っている。この中で備品の在庫確認は必ず年 1 回は時期を定めて備品台帳の登録内容と備品の現状を照合することと定められており、各学校園では現物照合を行っている。

イ 現金管理について

堺市立学校公金外現金取扱基準取扱マニュアルにおいて、公金、公金外現金、をそれぞれ定めている。

それぞれの管理上の違いは以下のとおりである。

公金及び公金外現金の種類	管理方法の違い
《歳計現金（公金）にあたるもの》 ■教育活動研究推進事業で支出される研究会等の参加負担金などの前渡資金	市の歳計現金のため地方自治法、市条例規則等を適用
《公金外現金にあたるもの》 ■市などから任意団体が受けた委託金や負担金・補助金 （例：堺市初等教育研究会が受託する小学校連合音楽会開催委託金や全国中学校美術部作品展実行委員会への負担金など） ■各教科別負担金 （例：大阪府小学校社会科教育研究会負担金や堺市中学校体育連盟負担金など） ■輪番制による任意団体の会計資金 （例：大阪府産業教育フェア実行委員会負担金など） ■公益法人等からの助成金 ■同窓会費	
《公金外現金にあたるが、別途取扱いを定めるもの》 ■学校徴収金 ■PTAの会費 ■PTA活動に要する現金 ■独立行政法人日本スポーツ振興センタ	左記の公金外現金については、堺市立学校公金外現金取扱基準で定める手続は省略するものとされている。 ただし、取扱いに際しては堺市立学校公金外現金取扱基準の趣旨を

一の給付金	踏まえ、細心の注意を払うこととされている。
■募金活動による現金	
■部活動費	
■日本赤十字助成金	
■堺元気っ子づくり推進事業補助金により支出された現金	

(出所：堺市立学校公金外現金取扱基準取扱マニュアルを監査人が加工)

なお、学校徴収金については、別途「堺市立学校（園）徴収金事務取扱要領」に基づき管理が行われている。また、部活動費について、監査人による学校園へのアンケート（8 中学校・高等学校を対象）の結果、部活動費を集めていると回答した 7 校全学校で、関係帳簿や収支報告書に対する検査を、PTA 役員や保護者代表等が実施しているとの回答を得ている。

ウ 公金の事務処理について

学校園で取扱う公金として、教育活動研究推進事業で支出される研究会等の参加負担金などの前渡資金がある。これらは、教育活動研究推進事業実施要領といった要領等において、執行手続及び経費管理が規定されている。

こうした公金現金について、学校園では事前に依頼書等により学校指導課に申請、学校園口座に入金され、申請額（入金額と一致）を各教職員に前渡する。各教職員が使用後に領収書とともに前渡資金精算報告書を作成、学校園を介して学校指導課に提出する。

これら公金の現金出納簿については各学校園で作成し保管する。前渡資金受領者印として校園長の押印、取扱者印として事務取扱者又は教頭が押印する。

エ 各学校園における金庫内保管物について

各学校園で保管されている主な金庫内保管物及び管理台帳は以下のとおりである。

保管物	管理台帳
切手・はがき	切手等受払簿
タクシーチケット	使用簿

上記以外に生徒や教職員の個人情報に関わるものを重要な保管物として金庫に保管している学校園もある。

② 各学校園における物品・現金管理に関する監査の実施結果

ア 公金現金の現金出納簿の押印漏れに関する指摘事項（熊野小学校）

前渡資金は、現金出納簿により整理するものとされており、校長（前渡資金受領者）は、受入れ又は払出しがあれば、資金の出納状況を明らかにするために、領収書等の証拠書類と照合して記載事項を確認のうえ押印しなければならない。

しかし、熊野小学校では、教育活動研究推進事業の現金出納簿を、手書きメモの代用として、現金出納簿に記入し年度末に表計算ソフト（エクセル）で入力処理した正式の現金出納簿が作成されていた。手書きメモの現金出納簿は入出金の都度、校長の確認を受けているが、校長印はエクセルで入力処理後の現金出納簿に押印されていた。また、清書をする際に日付の転記ミスがあり、結果としてエクセルの出納簿と通帳の日付が異なっているものが発見された。

校長の押印が入出金の都度なされなければ、適時に確認がなされていないおそれがある。また、現金出納簿が正確に作成されなければ、資金残高や入出金内容が適切に把握できない。

エクセルの出納簿を廃止し、手書きの現金出納簿による整理を徹底するとともに、現金出納簿の記載様式に従い、現金出納簿を校長が確認したことを示す押印を徹底すべきである（指摘事項 3）。

イ 公金現金の現金出納簿の記載漏れに関する指摘事項及び意見

（鳳中学校、学校総務課）

鳳中学校では現金出納簿に払出記録のみが記載され、前渡資金の入金額や残高の記録がなく、学校総務課からの入金額や資金残高を現金出納簿上把握できない状況となっていた。資金残高を適切に把握できない場合、紛失等に適時に気づかないおそれがある。

学校園は、現金出納簿への記帳の際に、学校総務課から示されている様式に基づき受入れ、払出し、資金残高等の正しい記載を徹底すべきである（指摘事項 4）。

また、学校総務課が示している公金現金の現金出納簿の様式について、日付や受入、払出、残額、押印の意味等記載方法の説明が不十分な部分があり、学校園で誤った判断のもと記載が適切に行われぬおそれがある。学校園で適切に現金出納簿が作成できるよう、学校総務課において現金出納簿の様式の説明を充実させることが望まれる（意見 32）。

さらに、学校総務課は事務監査指導で現金出納簿をチェックする際に、現金出納簿が正しく作成されているかを確認し指導を行うことが望まれる（意見 32 続き）。

ウ 公金・公金外現金の不明残高の早期解消についての意見

(鳳小学校、中百舌鳥中学校)

教育研究活動推進事業で支出される研究会等の参加負担金については前渡資金として申請後、学校総務課より必要金額が学校園の口座に振り込まれる。学校園では、振り込まれた金額と同額を参加負担金として出金し使用するため、年度末には口座残高は 0 円になるはずである。しかし、鳳小学校の平成 29 年度末の教育研究活動推進事業費の現金出納簿を閲覧したところ、5,500 円の残高が生じていた。生じた経緯を確認したところ、平成 23 年度の教育研究活動推進事業費について、対象教員に渡し漏れが生じていたためとのことであった。平成 30 年 7 月に渡し漏れていた教員が特定できたため本人に渡し済みとのことであるが、7 年間という長期間にわたって、渡すべき公金を教員に渡せていない状況となっていた。

不明金が出た場合、適時に調査しなければ、その原因がわからなくなるおそれがあるため、前渡資金が口座に入金された際に、学校園では適時に渡すべき教職員に渡すことを徹底するとともに、現金出納簿の残高が年度末には 0 円になっていることを管理職が確認、0 円になっていない場合にはその原因を追求し不明金が生じないように対応することが望まれる（意見 33）。

また、中百舌鳥中学校では平成 30 年 3 月末に行事関係費の口座で 23 円、就学援助事業の口座で 1 円の預金残高が残っていた。前者については口座開設当時に入金が必要であったものとの学校の説明であり、平成 30 年 7 月に対応しすでに解消済とのことである。一方、後者については監査人訪問時においても残ったままとなっていた。1 円が生じた理由に応じて返金や公金処理が必要であるが、実施されていない状況である。時間が経過すればますます発生した経緯や返金するとした場合の返金先等の確認が困難になるため、少額ではあるが早急に解消しなければならない。そのため、不明金が発生した原因を調査し適切に返金等の処理を行うとともに、今後は発生した都度適時に原因を追究し不明金が生じないように対応することが望まれる（意見 33 続き）。

エ 不要な銀行口座の取扱いについての意見

(熊野小学校、鳳小学校、中百舌鳥小学校、各公金外現金の教育委員会事務局における所管部署)

堺市立学校公金外現金取扱マニュアルによると、同窓会などの公金外現金については取扱いを始めた時、収支整理者及び出納取扱者に変更があった時、公金外現金の取扱いが終了した時には各公金外現金の教育委員会事務局における所管部署に届出をする必要がある。ただし、学校徴収金、PTA 会費等については、事

務負担の軽減を目的にマニュアルの適用外（堺市立学校公金外現金取扱基準取扱マニュアル9項 取扱いの例外）とされ、マニュアルの趣旨を鑑みながら手続を簡略化でき、例えば銀行口座の開設について所管部署への届出までは不要となっている。そのため、口座の開設や解約は各学校園が独自に判断しており、所管部署では、開設や解約について把握しておらず、学校園からの報告も受けていない。

熊野小学校では平成 21 年以降使用していない公金外現金の口座があった。鳳小学校、中百舌鳥小学校でも 2～3 年不使用で今後も使用見込みがない口座があった。また、こうした口座に対して、所管部署から長期不使用となっている口座の取扱いについての学校園に対する指示等は特段行われていない状況であった。

使用見込みのない口座の保有は口座管理に関する事務負担が生じるため、各学校園において、管理職が定期的に口座の使用状況を確認し、使用見込みのない口座は早期に解約し、不要な口座は保有しないように徹底することが望まれる（意見 34）。

また、各公金外現金の教育委員会事務局における所管部署では、学校園が保有している口座を網羅的に把握するとともに、学校園に対し長期不使用で使用見込みのない口座は早期に解約し、不要な口座は持つべきではないとの指導を徹底することが望まれる（意見 34 続き）。

さらに、事務監査指導の際に長期不使用となっている口座の有無の確認は有用と考えられるため、事務監査指導における実施項目への追加を行うことを検討することが望まれる（意見 34 続き）。

オ 金庫内保管物一覧表に基づく保管物の定期的な確認についての意見

（熊野小学校、鳳小学校、中百舌鳥小学校、中百舌鳥中学校）

学校園では、現金や預金通帳、公印、切手、個人情報等について、鍵のかかる金庫で保管している。ただし、熊野小学校、鳳小学校、中百舌鳥小学校、中百舌鳥中学校では、あるべき保管物が一覧できる金庫内保管物一覧表を作成しているが、定期的な現物チェックは行われていなかった。

金庫の鍵は管理職が保持、または管理職のみが把握している場所に鍵を保管するなど、金庫及び金庫内保管物は管理職が責任をもって管理しているとのことである。しかし現在の運用では金庫内保管物が適切に管理されているかどうかは明確ではなく、保管物の紛失や盗難等が生じたとしても適時に気づかないおそれがある。

一時的に保管している保管物は除外することも検討した上で、金庫内保管物一覧表を作成及び定期的に更新するとともに、定期的に金庫内保管物一覧表と現物のチェックを行うことが望まれる（意見 35）。

また、事後的にチェックの有無を事務監査指導等で確認できるよう、チェックの証跡を残すことが望まれる（意見 35 続き）。

なお、監査人による学校園へのアンケート（24 学校園を対象）の結果、平成 30 年 8 月末時点において、定期的に金庫内保管物を確認している学校園は 24 校中 21 校あるものの、金庫内保管物一覧表を作成している学校園は 24 校中 11 校にとどまっているとの回答を得ている。また、定期的に金庫内保管物を確認している学校園 21 校の中で、月 1 回以上実施できている学校園は 11 校にとどまっているとの回答を得ている。

金庫内保管物の管理が重要との各学校園での共通認識がある反面、金庫内保管物一覧表の作成にまでは至っていない学校園も多い。金庫内にこういった重要物があるかを明確化し管理体制を強化するためにも、学校園の実態に応じつつ金庫内保管物一覧表の作成による管理の強化検討を進めていただきたい。

また、金庫内保管物の定期的な確認については、毎日行われている学校園から年 1 回の学校園までさまざまであった。長期間にわたって金庫内保管物の紛失が発覚しないような状況は望ましくないため、学校園の実態に応じて、月 1 回以上の定期的な実施の検討を進めていただきたい。

カ 切手等の保有量の管理についての意見（鳳中学校、中百舌鳥小学校）

各学校園では、コンクールの応募や研修先の予約、志望校への連絡等のために切手等を保有している。施設課へ年 2 回、予算額を上限とし、必要な切手等の数を申請することにより切手等を入手している。

鳳中学校では、使用頻度の低い少額の切手（1 円、2 円）を大量に（281 枚、265 枚）保有していた。少額切手は平成 26 年 4 月の消費税改正の際に施設課より支給されたものの使用しきれず残ったものとのことである。また、中百舌鳥小学校では 100 円の往復はがきを保有しているが、今では個人情報保護のため封書を使用し、はがきは使用しないとのことである。

少額でも切手等は容易に換金可能なためより厳密に管理すべきであり、適切に管理できるよう切手等受払簿により管理する必要がある。また、適正な数量を超える切手等の保有は管理事務の負担と予算の適正執行の観点から好ましくない。

管理事務の負担軽減や、予算の適正執行の観点から、適正な数量を超える切手等は早期に使用または処分することが望ましく、郵便窓口における 10 通以上の郵便送付等の支払いを切手で行う、施設課を通じて必要としている教育委員会事務局各部署や他の学校園での使用を検討するなど、積極的に使用または処分する方法の検討が望まれる（意見 36）。

キ 切手等の保有および処分方針についての意見（施設課）

監査人による学校園へのアンケート（24 学校園を対象）の結果、平成 30 年 3 月末時点で保管している切手の残高について、以下のような結果が得られた。

【アンケート結果(100 枚以上保有している切手がある学校数および最大枚数)】

切手種類	100 枚以上保有している校園数（24 校園中）	最大枚数
1 円	2 校	207 枚
2 円	3 校	128 枚
10 円	7 校	485 枚
52 円	1 校	106 枚
82 円	7 校	375 枚
100 円	7 校	325 枚
120 円	1 校	176 枚

切手保有総額について、1 万円以上保有している学校園は 15 校とアンケート対象学校園の過半数となっている。

その他、50 円はがきを有している学校園が 2 校、41 円はがきを有している学校園が 1 校あるとのことであった。

不要な切手を大量に保有していることで管理事務の負担が生じており、また予算の適正執行にもつながっていない。必要最小限の切手のみを保有し、不要な切手は早期に使用もしくは処分することが望まれる（意見 37）。また、使用予定のない切手に対しては、ゆうパック送付及び 10 通以上の郵便送付時に郵便窓口にて支払いを切手で行うなどの方法にて、使用するよう施設課では指導しているとのことである。この場合、学校園単独での処分等が難しい場合も考えられるため、施設課で回収し、教育委員会事務局各部署や他の学校園での使用も検討することが望まれる（意見 37 続き）。

また、はがきについては、個人情報保護の観点から使用する可能性が低くなっている。施設課では、平成 25 年度に不要と見込まれる切手等の回収を行ったとの説明を受けている。ただし、平成 29 年 6 月に料金改定がなされており、使用しづらくなっているはがきが学校園に保管されている可能性がある。

施設課で全学校園のはがきの保有状況について調査し、使用しないと見込まれるはがきについては回収を進め、教育委員会事務局各部署での使用、もしくは交換手数料は生じるものの切手に交換して再利用を進めるなど、資産の有効活用を検討することが望まれる（意見 38）。

ク 備品の現物確認の未実施に関する指摘事項（中百舌鳥中学校）

物品事務処理提要によると「必ず年 1 回は時期を定めて、備品台帳の登録内容と備品の現有状況を照合する」必要がある。備品台帳は学校総務課からデータ提供されるため、学校園担当者は、提供された備品データを現物確認しやすいように担当者ごとにデータを分ける必要がある。

しかし中百舌鳥中学校では 2 年に 1 度しか現物確認を実施しておらず、平成 29 年度には実施していたが、平成 28 年度及び平成 30 年度においては実施していなかった。従来夏休み中に現物確認をしているが、事務職員が忙しく、夏休み前までに、現物確認のための備品データの準備が間に合わなかったためとのことである。

現物確認の定期的な実施ができていないと、備品の紛失等が生じた際に、管理職がその状況を適時に把握できなくなることから、物品事務処理提要に基づき年 1 回の備品の現物確認の実施を徹底すべきである（指摘事項 5）。

なお、監査人による学校園へのアンケート（24 学校園を対象）の結果、平成 30 年 8 月末時点において、備品の現物確認を毎年 1 回以上実施している学校園は 24 校中 22 校（未回答 1 件有）との回答を得ている。実施していない場合は物品事務処理提要に基づき備品の現物確認の実施を徹底していただきたい。

一方、貸与機器（タブレット・ノートパソコン等）については、すべての学校園で少なくとも年 1 回は現物確認が実施されている状況との回答を得ている。

また、学校で購入した備品の現物確認について、手順書を作成している学校園は 23 校中 19 校、実施結果を文書として保管している学校園は 23 校中 20 校となっている（いずれも 1 校は未回答）。

現物確認の手順書の作成により現物確認がスムーズに、かつ効果的に行えるため、手順書の作成が行えていない学校園については、手順書の作成を検討いただきたい。また、実施結果を残すことによって、次回以降の現物確認の参考になり、現物確認作業がより効率的に行えるため、実施結果の保管（少なくとも 1 年間）についても検討いただきたい。

ケ 備品の適時な廃棄についての意見（中百舌鳥中学校）

備品を廃棄する際に、学校園では破損亡失又は不用品の物品出納伺書を作成し学校総務課に提出することが物品事務処理提要に定められている。

中百舌鳥中学校で廃棄に関する事務処理を確認したところ、物品出納伺書で廃棄申請を行ったにもかかわらず、廃棄されず保管されたままの備品（プリンター）が残っていた。不要となったプリンターは教育センターに持参し処分を依頼する

こととなるが、教職員が教育センターに持参できていなかったとのことである。

学校園で適時に廃棄がなされない場合、学校園で依然として廃棄物の保管責任が残り、また長期間廃棄せずにおくことになれば、登録状況が不明な物品となるおそれもあり、適正な物品管理に支障をきたし、不要な事務負担が生じるおそれがあるため、廃棄物品の早期廃棄を徹底するとともに、物品出納伺書で申請された廃棄物品が適時に廃棄されているかを管理職が定期的にチェックし、未了の場合は適時に廃棄するよう指示を行うことが望まれる（意見 39）。

なお、監査人による学校園へのアンケート（24 学校園を対象）の結果、平成 30 年 8 月末時点において、廃棄申請済の備品について、廃棄ができていない学校園が 3 校あるとの回答を得ている。

廃棄できていない理由として、アンケートでは以下の理由が挙げられている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 備品一覧に登録されていないものが最近発見された・ 廃棄費用の不足のため廃棄保留となっていた・ 年 1 回の鉄くず回収待ちのため廃棄保留となっていた |
|---|

適時に廃棄できない理由があり、やむを得ない状況もある一方、廃棄漏れを学校園の管理職が適時に把握できていない場合もあるものと思われるため、廃棄物品が適時に廃棄されているかを学校園の管理職が定期的にチェックし、未了の場合は適時に廃棄するよう指示を徹底いただきたい。

(3) 各学校園における学校徴収金管理

① 各学校園における学校徴収金管理の概要

堺市立学校(園)徴収金事務取扱要領2において、学校徴収金とは、校長(園長を含む。以下同じ。)が学校の教育活動を通じて直接的利益が幼児児童生徒に還元されることを目的として、保護者から徴収するものであって、学校が一括購入又は支払いをすることによって、幼児児童生徒及びその保護者の利便性を確保できるものをいうと定義されている。

学校徴収金の種類は、以下のとおりである。

①法令に基づく徴収金 ア. 学校給食費 イ. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金
②学校教育活動に係る徴収金 ア. 補助教材費(実習費を含む。) イ. 行事費(校外学習、映画鑑賞費等の行事に係る経費をいう。) ウ. 学年費(進路指導に関する経費を含む。) エ. 修学旅行積立金(修学旅行等の泊を伴う行事に係る積立金をいう。) オ. 卒業積立金(卒業アルバム作成等に係る積立金をいう。) カ. 高等学校の生徒会費

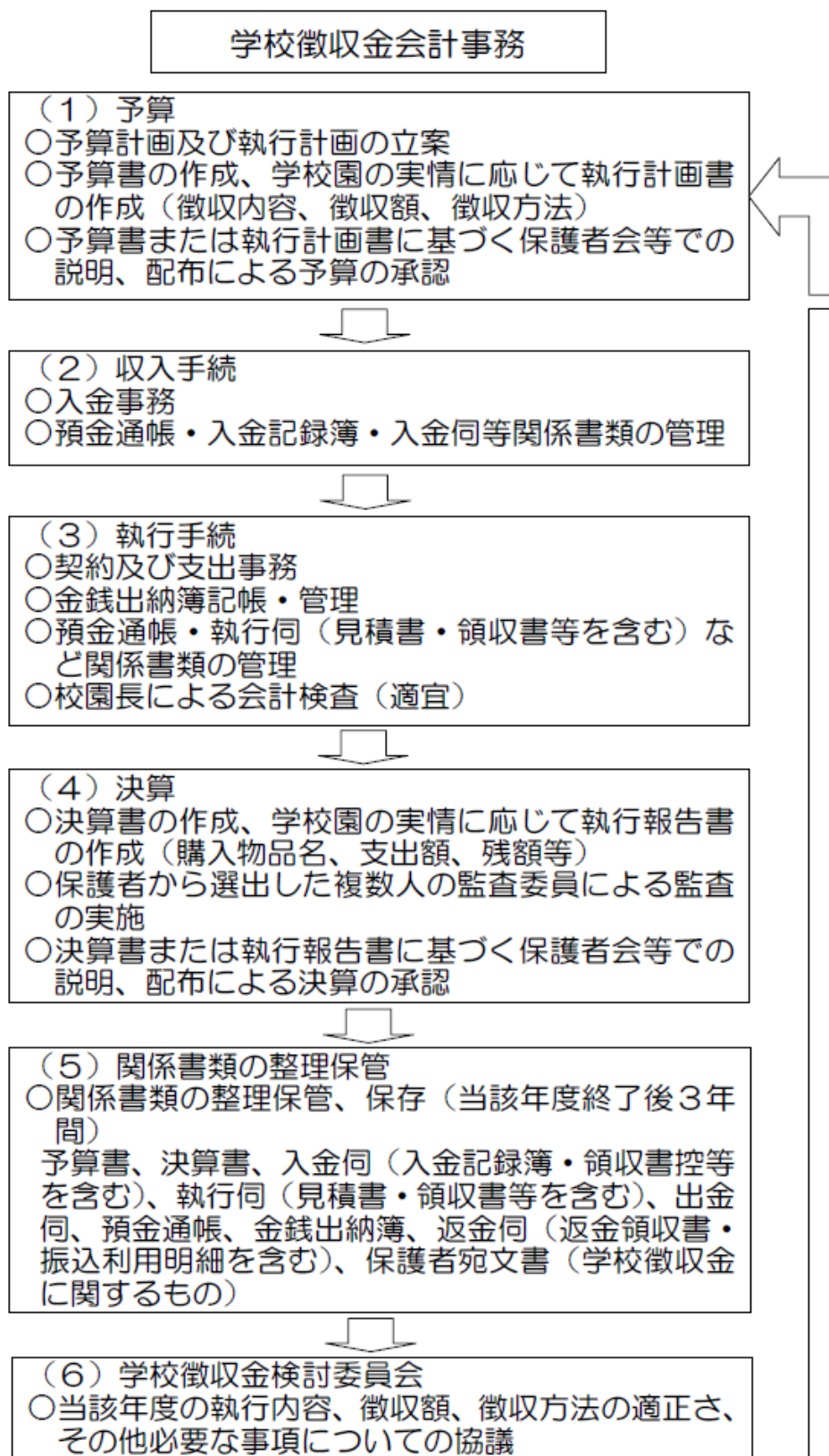
(出所：堺市立学校(園)徴収金事務取扱要領を監査人が加工)

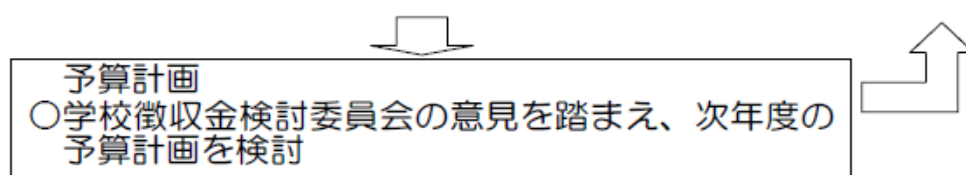
学校徴収金は、学校教育活動に必要な経費についての保護者からの預り金である。そのため、事務処理の適正化・透明化を図るために原則、予算計画の際に予算書あるいは執行計画書をもって購入予定物品、徴収額・方法について保護者に説明し承認を得た上で、文書により起案や決裁を実施する必要がある。

また、堺市立学校(園)徴収金事務取扱要領7において、校長は、学校徴収金の責任者として次に掲げる事項に留意して、組織的かつ計画的に事務処理を行わなければならないとされている。

- ① 教頭(高等学校又は幼稚園にあっては校長が指名するもの。以下「教頭等」という。)に、学校徴収金に係る事務を統括させること。
- ② 学校徴収金に係る事務に携わらせるため、教職員の中から、学校徴収金の項目ごとに担当者を置くこと。
- ③ 購入、支払等の一連の事務を同一の者に担当させないように配慮すること。

学校徴収金事務の流れは以下のとおりである。





(出所：堺市立学校(園)徴収金事務取扱要領)

学校徴収金の収入手続は以下のとおりである。

【収入事務の流れ】 は通帳の例

事項	流れ	関係書類	手続き等
A 自動引落がされた場合			
保護者から入金 入金伝票で各口座に振分	A-1 振替操作を教職員が行う場合 保 護 者 ↓ 〇〇銀行△支店 学校代表口座 ↓ 出金伝票 ↓ 入金伝票・入金伺 ↓ ↓ ↓ ↓ 教材費 積立費 給食費 	入金記録簿・出金伝票・入金伝票・入金伺 各学年の通帳	校長が <u>入金記録簿の総額と出金伝票の金額、項目ごとの入金伝票の金額合計、入金伺の金額</u> が一致していることを確認し、入金記録簿・出金伝票・入金伺に押印する。

保護者から入金 金融機関が各口座に振替	A-2 振替操作を金融機関が行う場合 保 護 者 ↓ 〇〇銀行△支店 学校代表口座 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 教材費 積立費 給食費 	入金記録簿（総額） 入金記録簿(振替額) 各学年の通帳	校長が、 <u>入金記録簿の総額と振替額の合計</u> が一致していることを確認し、入金記録簿に押印する。入金記録簿(振替額)がない場合は、 <u>入金記録簿の総額と通帳の入金額の合計</u> が一致していることを確認する。
--	--	---	--

C 現金での入金が行われた場合

保護者が現金を納入 入金伝票で各口座に振分	C-2 学校代表口座に入金しない場合 保 護 者 ↓ (現金) 学 校 園 ↓ 入金伝票・入金伺 ↓ 教材費 積立費 給食費 	現金用領収書 未納者台帳 未納者台帳・入金伝票・入金伺 ■全員が現金徴収の場合は、未納者台帳は全員分の現金徴収台帳となる。 各学年の通帳	保護者に校長名で校長私印を押印した領収書を発行する(未納者台帳に消込をし、納入額を記載する)。 校長が未納者台帳に記載された現金納入額の合計、項目ごとの入金伝票の金額合計、入金伺の金額が一致していることを確認し、未納者台帳・入金伺に押印する。
-------------------------------------	---	---	---

(出所：堺市立学校(園)徴収金事務取扱要領)

なお、監査人による学校園へのアンケート(24 学校園を対象)において、各学校園で預かっている学校徴収金の種類を確認したところ、16 校から回答があり、以下の状況となっている。

【学校園で預かっている学校徴収金の種類についてのアンケート結果

(16 学校園より回答入手、複数回答有)】

学校徴収金の種類	
学校給食費	学年費
共済掛金	修学旅行積立金
補助教材費	卒業積立金
行事費	その他

② 各学校園における学校徴収金管理に関する監査の実施結果

ア 金銭出納簿と支出伺書の不一致に関する指摘事項及び意見(鳳小学校)

堺市立学校(園)徴収金事務取扱要領 22⑥において、「収入、支出金額は預金通帳、金銭出納簿及び関係書類と一致しなければならない」と規定されている。

しかし、鳳小学校の一部の学年において、金銭出納簿の入出金額と執行伺書が整合していなかった。宿泊学習において現金払いをした際に、金銭出納簿上は支払額のうち教員分を除いた金額を支出金額に記載する一方、執行伺書の支出金額には教員分の金額を含めて記載しており、金銭出納簿と執行伺書とで不一致となっていた。

執行伺書で承認を得た金額と異なる金額での収支が発生することとなり、校長や教頭等が承認していない金額が支出されるおそれがある。

学校徴収金の収支には教員分を含めるべきではないため、執行伺書の支出金額には教員分の金額を含めず記載する、もしくは学校徴収金対象額と教員分の金額を分けて記載するなど、執行伺書の記載について金銭出納簿との不一致が生じないよう整合を図るべきである（指摘事項 6）。

また、金銭出納簿と執行伺書等の関係書類の金額が一致していることを、金銭出納簿記録者だけでなく、校長や教頭等の第三者がチェックできる体制を整え、校長や教頭等が金銭出納簿と執行伺書等の関係書類の金額の一致を確認する体制を設けることが望まれる（意見 40）。

イ 金銭出納簿と預金通帳の照合未実施に関する指摘事項及び意見

（熊野小学校、鳳小学校、安井小学校、中百舌鳥小学校）

堺市立学校（園）徴収金事務取扱要領 22⑦において、「少なくとも学期終了時（年 3 回）は預金通帳の記帳状況を確認し、金銭出納簿と照合すること」と規定されている。

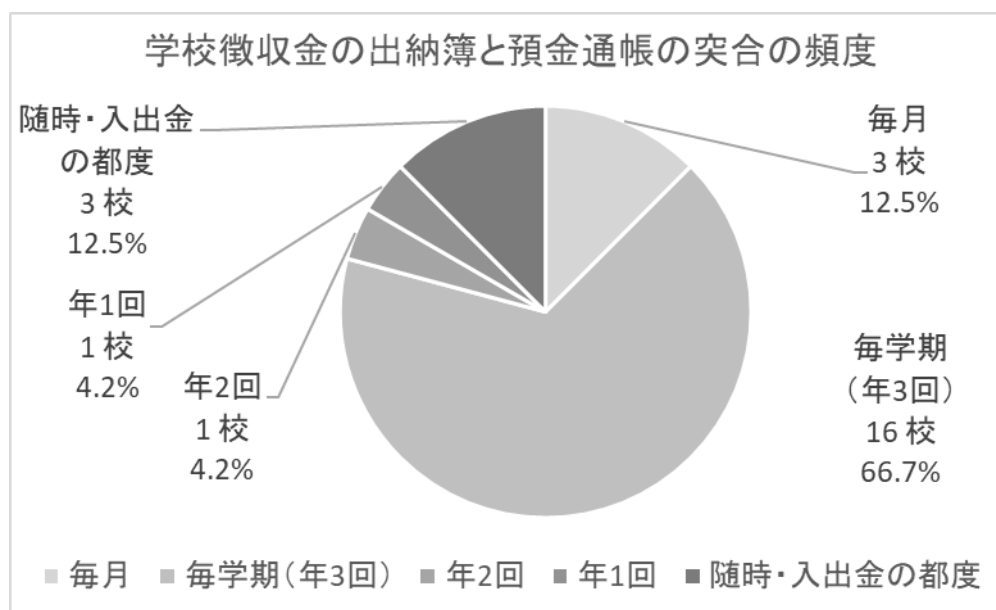
熊野小学校、鳳小学校、安井小学校、中百舌鳥小学校では積立金金銭出納簿と預金通帳の照合を学年末にしか実施していなかった。

金銭出納簿と預金通帳の照合を定期的の実施していない場合、通帳の入出金に関する金銭出納簿への記載漏れ等が適時に把握し難い。

堺市立学校（園）徴収金事務取扱要領に基づき、学年末だけでなく学期末においても金銭出納簿と預金通帳との一致を確認すべきである（指摘事項 7）。また、金銭出納簿の様式に会計担当者だけでなく校長や教頭等がチェックする欄を設け、その証跡を残すことが望まれる（意見 41）。

なお、監査人による学校園へのアンケート（24 学校園を対象）の結果、学校徴収金の出納簿と預金通帳との照合について、19 校が年 3 回以上（毎学期）実施しているのに対し、随時実施が 3 校、年 2 回が 1 校、年 1 回が 1 校となっている。

前述のとおり、金銭出納簿と預金通帳の照合を定期的の実施していない場合、通帳の入出金に関する金銭出納簿への記載漏れ等の把握が遅れることとなるため、実施できていない学校については毎学期の実施を徹底いただきたい。



ウ 現金保管台帳と未納者台帳の記載不一致に関する指摘事項及び意見 (熊野小学校)

学校徴収金の徴収については、原則として銀行により自動引落としにより徴収される。引落としができなかった場合には再度引落としが行われるか、保護者等が現金を学校に持参し、徴収することとなる。

保護者等が学校徴収金を現金で学校に持参した際には、学校徴収金の会計担当者が校長名で押印した領収書を発行し、受領した現金と未納者台帳（事務職員が銀行データより作成）上の対象児童の未納金額と照合したうえで、入金伝票・入金伺を作成する。その後、校長が入金伝票、入金伺の金額が一致していることを確認した上で押印し、事務職員が受領した現金を銀行の学校徴収金口座に入金するといった流れとなっている。

この際、保護者等から預かった現金をすぐに銀行入金できず一時的に金庫に保管する場合には、会計担当者が現金保管台帳（預かり日、児童名、預かり金額、入金完了日を記載）を作成し、金庫内の保管している現金の項目や金額を記録して管理している。そのため現金保管台帳の金額と入金伺書の入金明細金額は通常一致する。

しかし、熊野小学校において監査人が現金保管台帳と未納者台帳の照合を実施したところ、平成30年1月の記載において不整合が見受けられた。

【熊野小学校における現金保管台帳と入金伺書の金額の整合性について】

日付	現金保管台帳 預り金額	入金伺書 入金明細金額	不一致額
1 月 19 日	8, 104 円	8, 354 円	△250 円
1 月 17 日	7, 730 円	7, 330 円	400 円
	7, 730 円	7, 730 円	0 円

不一致の原因は、現金保管台帳への記載金額を誤って記載してしまったためとのことである。

現金受領時の現金保管台帳への正確な記載を徹底すべきである（指摘事項 8）。

また、現金保管台帳に記載する際に、記載担当者以外の第三者がチェックできる体制を整えることが望まれる（意見 42）。

エ 金庫での多額の現金保管についての意見（中百舌鳥中学校、鳳中学校）

監査人が学校徴収金について、保護者からの現金受領日及び学校徴収金口座への入金日について閲覧したところ、中百舌鳥中学校において、保護者からの現金受領日と学校の口座入金日に 20 日間程度要しているケースが数件あった。

また、鳳中学校では、学校徴収金口座への入金のタイミングが月に 1 回程度となっており、保護者からの現金受領日と学校の口座入金日に最長 30 日間程度要していると考えられる状況となっていた。

そのため、学校徴収金口座への 1 回の入金金額が、鳳中学校では 20 万円程度、中百舌鳥中学校では 30 万円程度と高額となっている状況が見受けられた。

入金を担当している事務職員が 1 名しかいないため事務室を空けることができない、又は学年会計担当の教員が授業があるため、銀行窓口が開いている時間に入金に行くことが難しい等の理由によるものとのことであったが、現状では万が一紛失した場合の影響が大きい。

なるべく学校の金庫に多額の現金が保管されない状況を維持することが望ましく、例えば、学校徴収金口座への入金日をあらかじめ定期的に定めておき、事務職員が学校徴収金口座への入金で外出する際に事務室が空いてしまう場合は、事務室の管理を校長や教頭等もしくは他の職員に依頼する、学年会計担当の教員は事務職員が入金で外出する際に一緒に入金を依頼するなど、学校徴収金の定期的な口座入金を計画し現在より回数を増やし、学校徴収金として受領した現金をなるべく早めに銀行口座に入金する体制を整えることが望まれる（意見 43）。

オ 現金で受領した学校徴収金の管理方針についての意見

監査人による学校園へのアンケート（24 学校園を対象）の結果、平成 30 年 8 月末時点において、現金で受領した学校徴収金の金庫保管日数、平均入金金額、最高金額について、以下のような結果が得られた。

【アンケート結果(学校徴収金の金庫保管日数や平均入金金額等 24 学校園を対象)】

学校徴収金の 金庫保管日数	校園数	平均入金金額	1 回の預入が最も 多い場合の金額
0～3 日	11 校園	2,000 円～70,000 円	6,000 円 ～510,000 円
4～7 日	10 校園	10,000 円～200,000 円	30,000 円 ～600,000 円
10 日	2 校園	10,000 円 ～20,000 円	20,000 円 ～150,000 円
25 日	1 校園	100,000 円	150,000 円

1 校において、現金受領日から学校園の口座入金日まで 25 日の期間を要しているとのことである。

また、学校徴収金の金庫保管日数が 0 日から 3 日の学校園では入金の金額が最高金額 510,000 円、4 日から 7 日の学校園でも 600,000 円と、1 回の預入の際に多額の金額が振り込まれている。

こうした状況は一部の学校園だけと限らないため、学校徴収金の定期的な口座入金の計画を立て、早期の銀行入金を心がけることや、多額の学校徴収金を学校園で保有しないよう、各学校徴収金の教育委員会事務局における所管部署が主導となって学校園全体の方針やチェックの方法等を検討することが望まれる（意見 44）。

カ 学校徴収金の未納対策についての意見

各学校園に対する監査人によるアンケートの結果、平成 30 年 8 月末時点において学校徴収金の未納を認識しているかとの質問に 24 校中 22 校が学校徴収金の未納を認識しており、1 校が未納を認識していない、1 校が未回答という状況で、ほとんどの学校園で学校徴収金の未納を認識しているとの回答が得られた。

未納を認識していると回答した学校園のうち 18 学校園から未納件数とその金額の回答を得ており、ほとんどの学校では、未納の件数が 40 件以下となっていたが、1 校においては未納件数 163 件であり、金額は 705,920 円にも及んでいた。

【アンケート結果（学校徴収金の未納件数及び未納金額 18 学校園より回答有）】

未納件数	校園数	未納金額(円)
0～3 件	7 校園	0 円～65,095 円
7～19 件	6 校園	28,000 円～770,000 円
33～40 件	4 校園	142,810 円～516,000 円
163 件	1 校園	705,920 円

これらの未納については小学校では3月末には、中学校では卒業時には回収により解消するとの説明を受けている。

各学校徴収金の教育委員会事務局における所管部署において、各学校園で発生している学校徴収金の未納件数や未納金額について、正確な数字は把握できていないとのことである。学校徴収金の未納に対しては各学校園で対策を講じているものの、当該業務は本来的な教育業務への専念の妨げとなっているおそれがある。

こうした未納対策については学校園にノウハウが少ない可能性もあることから、各学校徴収金の教育委員会事務局における所管部署は、学校園の学校徴収金の未納状況を適時に把握し助言できる体制を整えるとともに、未納時における学校徴収金の回収体制（回収責任者の決定を含む）を明確にして、未納金への対応の在り方を現行マニュアル等に盛り込むなど、未納の発生防止、発生した未納の回収促進策について、学校園と連携して、継続的な取組を進めることが望まれる（意見 45）。

キ 学校徴収金に関する未納額通知書や領収書のチェック体制についての意見（鳳中学校）

学校徴収金の引落手続を実施した際に、引落としが実施できなかった保護者に対し、未納額通知書を作成し、学級担任を通じて各家庭に文書（お便り）で通知している。

鳳中学校では入金手続（入金額の確認、未納額通知書の作成、現金確認、口座への入金）をすべて、会計担当者が1人で実施している状況であり、学級担任を通じて未納額通知書の送付、現金の受領、領収書の発行を実施しているものの、未納額通知書の内容や、保護者から受領した現金と領収書の記載内容について、学級担任等の第三者が確認する体制は整えられていなかった。

会計担当者が誤った未納額通知書や領収書を作成した際に早期に発見できないおそれがある。

会計担当者以外の学級担任等が未納額通知書や領収書の内容を確認するなど第三者によるチェックが行われる体制の構築が望まれる（意見 46）。

なお、監査人による学校園へのアンケート（24 学校園を対象）の結果、学校徴収金の未納額通知書を保護者に送付するにあたり、未納額通知書作成担当者以外の者による記載金額のチェックを行っているかについて、24 学校園中、1 校を除き第三者によるチェック体制を整えているとの回答を得ている。主に会計担当や事務職員が作成後、校長や教頭等もしくは担当外の事務職員が第三者としてチェックを実施しているとのことである。第三者によるチェック体制が整っていない学校園については、体制の整備を検討いただきたい。

一方、学校徴収金を保護者もしくは児童生徒から現金で領収した場合に、受領金額が請求金額と合致しているか、領収書への記載金額が合っているかを、受領対応者（会計担当教員等）以外の人によるチェックが行われているか、については、24 学校園中 19 校が実施できているとのアンケート回答が得られた。

こちらも同様に、保護者から受領した学校徴収金についてのチェック体制が整っていない学校園については、体制の整備を検討いただきたい。

ク 採択した業者以外の比較業者の見積書等の保管に関する指摘事項

（中百舌島中学校）

堺市立学校（園）徴収金事務取扱要領 18④において、「見積業者及び見積金額（修学旅行、卒業アルバム等で高額となる場合は複数業者からの見積書を徴すること。）について事前に校長の決裁」が必要と規定されている。また、同要領 23 において、「関係帳簿及び見積書、領収書等の関係帳票の整理は学校徴収金の項目ごとに分類整理」し、その「保存期間は当該年度経過後 3 年間とする。」と規定されている。また、堺市立学校公金外現金取扱基準取扱要領 14 ページにおいて、「複数見積をとった際の他の見積書については、執行何に添付して保管する」とある。

中百舌島中学校では宿泊研修において複数業者から見積書を徴した上で内容を比較検討し業者選定しているが、積立金管理簿には採択した業者の見積書等のみが保管され、比較対象とした他の業者の見積書等は積立金管理簿等と同じ簿冊には保管されていなかった。

各業者のプランをどのように検討し業者を決定したかのプロセスが不明瞭となり、保護者等に対して事後的に説明ができないおそれがある。また、採択した業者以外の比較業者の見積書等を保管することで、次年度以降の宿泊研修の予算や計画を立てる際の参考にできるものと考えられる。

学校（園）徴収金事務取扱マニュアルに従い、学校園において複数見積をとった際には、採択した業者以外の比較業者の見積書等についても、執行何を含む積立金管理簿等に添付して保管すべきである（指摘事項 9）。

ケ 学校徴収金に関する立替払いの際の現金受領証の取得についての意見

(鳳中学校、中百舌鳥中学校、中百舌鳥小学校)

鳳中学校の「生徒活動・体育文化活動援助費」から支出される部活動支援費について、いったん部活動顧問等が立替払いを行った上で、後日部活動顧問等に現金等で支払いが行われている。部活動顧問等へ支払う際には立替払いの領収書等の受領は行っているものの、受領印や手書きのサイン等がある現金受領証の入手が徹底されていなかった。

また、中百舌鳥中学校及び中百舌鳥小学校の「家庭科調理実習の材料代」についても鳳中学校の事例と同様、家庭科教員が立替払いを行った上で、後日家庭科教員に現金等で支払われており、家庭科教員へ支払う際には立替払いの領収書等の受領は行っているものの、受領印や手書きのサイン等がある現金受領証の入手が徹底されていなかった。

部活動顧問等や教員へ必要な現金が支払われたかが事後的に確認することができず、支払いが漏れる、もしくは二重払いとなるおそれがあるため、部活動顧問等や教員からの受領印等がある現金受領証の入手を徹底することが望まれる（意見 47）。

4. 施設設備管理

(1) 学校園の施設設備管理

① 学校園の施設設備管理の概要

学校園における施設等の管理・保全等について、事務処理提要では以下のとおり定められている。

- 日頃から施設はもとより校園敷地内の状況を把握し、管理・保全には十分配慮すること。
- 学校園運営に必要な現金・貴重品類はおかないこと。また、必要があり保管する場合は施錠できる場所にて責任者が管理すること。
- マスターキーのスペア(複製)は作らないこと。鍵の保管及び取り扱いには注意すること。
- 施設内への侵入、建物や窓ガラスの破損及び塀や壁への落書きなどがあれば、速やかに施設課へ報告し、当該警察署や関係機関に届け出ること。盗難・火災事故が発生した場合も同様とする。
- 法に基づき学校園で実施する消防訓練(消防署立会いの訓練)、給水槽、遊具等施設の定期検査、消防用設備等の自主点検等は定期的を実施するとともに、これらは学校園で記録保存しておくこと。

なお、消防署立会いの消防訓練は、小学校・中学校・高等学校では年1回以上、幼稚園・支援学校では年2回以上実施すること。

学校園ではこの事務処理提要の記載に基づき、定期点検、自主点検を実施している。この中には、建築基準法に基づく以下の定期報告制度への対応も含まれる。

【建築基準法第12条に基づく定期報告制度】

- ・定期報告制度:建築基準法第12条に基づく定期報告制度とは建築物の安全対策と、維持管理を目的とした制度。
- ・報告対象となる建築物・建築設備の報告時期と報告内容:下記参照

○大阪府内 定期報告対象建築物と報告時期

報告対象の用途	規模 (その用途に供する床面積の合計)	特定建築物の 調査	建築設備の 検査	防火設備の 検査
学校・学校施設の 体育館	①3階以上に対象用途があるもの ②2,000㎡以上のもの	平成31年 平成34年 平成37年 (以降3年毎 に1回)	対象外	平成29年度 より毎年1回

(出所:一般財団法人 大阪建築防災センターの定期報告制度のご案内を監査人が加工)

○報告すべき内容

報告対象の用途	報告すべき内容
特定建築物調査	建築物の敷地・地盤・外部・屋上及び屋根・内部・避難施設等・建築設備に関する事項
建築設備検査	機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置に関するもの
防火設備検査	随時閉鎖式の防火設備（防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等）に関するもの

（出所：一般財団法人 大阪建築防災センターのホームページを監査人が加工）

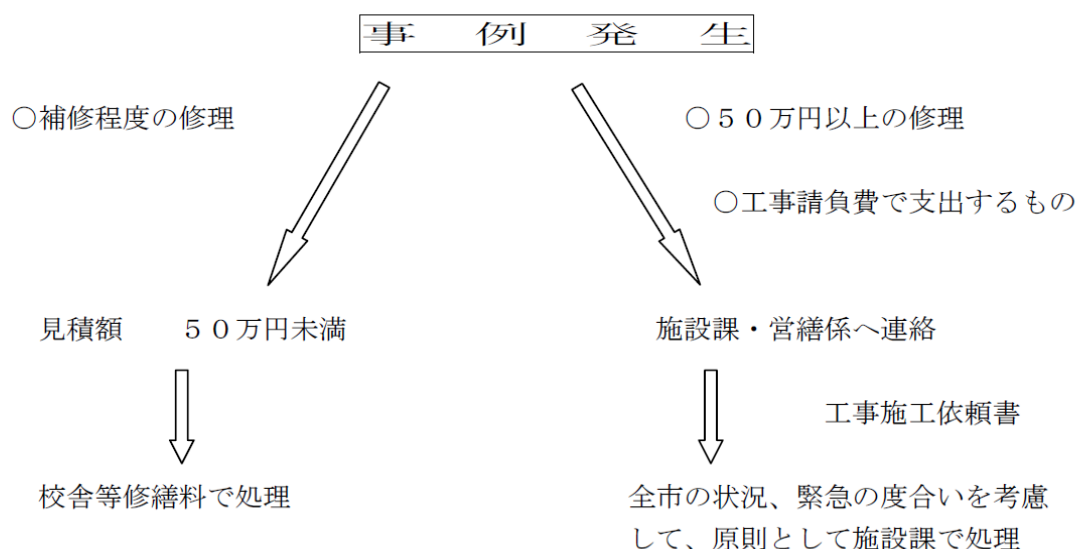
- ・調査に必要な資格：一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、
建築設備検査員、防火設備検査員のいずれかの資格

こうした法定点検、自主点検において発見された不具合等について、学校園から施設課に随時連絡を入れ、対応を進めている。事務処理提要では校舎等の修繕及び工事施工依頼の手続を次のとおり定めている。

【校舎等の修繕及び工事施工依頼の手続き】

A. 支出行為

支出費目	意 味	発注・支払事務		手 続
修繕料	・修理をして原状に回復する工事（取替含む） （補修程度のもの）	学校園	施設課	① 修繕業務施行契約起案・報告書 …50万円未満の修理（以下全て税込） （2者以上から見積書を徴し、比較検討後施工） ② 工事施工依頼書（写真・平面図添付） …50万円以上の修理
		○ 校舎等 修繕料	○	
工事請負費	位置や形状が変わる工事 （設置・移設・増設・撤去・取付・改修など）	学校園	施設課	工事施工依頼書 （写真・平面図添付）
		執行不可	○	



- B. 校舎長の専決規定により修繕施工したものは修繕業務施行契約起案・報告書、2者以上の見積書、契約業者の請書、請求書並びに OCR データ連絡票（施設課用）を施設課・施設係へ提出する。専決施工価格は税込み50万円未満（P.8参考の「堺市事務決裁規則」を参照）
1者見積りが可能な修繕は37頁「事務処理上の注意事項」（3）による。
- C. ガラス破損修繕は、すべて校舎等修繕料の配当予算でまかなうことを原則とする。

（出所：事務処理提要）

② 学校園の施設設備管理に関する監査の実施結果

ア 学校施設設備の安全点検の質の確保についての意見

施設課では、建築基準法第 12 条、消防法第 17 条に基づく法定点検を実施し、日々の点検業務については学校保健安全法第 27 条に基づき、保健給食課が作成する安全点検表（様式）をもとにした各学校の安全点検表を用いて、教職員が学校園の月 1 回の安全点検を行っている。

ただし、保健給食課が作成する安全点検表（様式）をもとにした各学校の安全点検表のみでは、点検が不十分となるおそれもあるため、所管課である保健給食課のみならず施設課が専門家として十分に関与することが有用と考えられる。具体的には、安全点検表の項目や点検方法（目視・打音・振動・負荷・作動等）について、施設課から専門的なアドバイスを実施することが望まれる（意見 48）。

また、現状保健給食課がヒヤリハット情報を収集し、学校における安全教育・安全管理について、学校園に情報発信を行っているが、施設課でも保健給食課で収集している情報を共有し、安全点検表（様式）へ反映する体制を整えておくことが望まれる（意見 48 続き）。

イ 学校園の遊具の点検実施計画の策定についての意見

学校園の遊具については法定点検の対象に含まれておらず、前述の学校園の安全点検の際にチェックするのみであり、専門業者等による定期的な点検が実施されていない状況であった。

老朽化等による遊具の劣化による事故を防ぐために、専門業者による学校園の遊具の点検実施を計画的実施できるよう、市として学校園の遊具の点検に関する中期的な実施計画を定め計画的に実施することが望まれる（意見 49）。

5. 教職員の勤怠管理

(1) 教職員の勤怠管理

① 教職員の勤怠管理の概要

国策として近年「働き方改革」を掲げ、非正規雇用労働者の処遇改善や長時間労働の是正など、労働制度の抜本的な改革を行っており、教育分野においても、文部科学省が実施した教員勤務実態調査では教職員の長時間労働の実態が明らかにされている。中央教育審議会において学校が担うべき業務の在り方や組織運営体制の在り方などが議論され、長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて学校園においての取組が求められる状況である。

ア 学校業務の効率化のための目標と具体的取組内容

市では、「堺教育プラン」において、「学校業務の効率化の推進【拡充】」として、教職員の負担軽減に向けて組織的な業務改善を図る方策を検討することとし、「堺市教職員働き方改革プラン SMILE」を策定している。

「堺市教職員働き方改革プラン SMILE」では、年平均勤務時間外滞在時間を平成 31 年度には平成 28 年度（堺市学校園全体平均で 484 時間 36 分。）から 20% 縮減すること、平成 34 年には、年間勤務時間外滞在時間 720 時間超ゼロを目標として掲げており、これらを達成するための取組として以下を掲げている。

学校園の業務改善

学校閉庁日の実施	長期休業中に教職員が出勤しない「学校閉庁日」を、市立小中学校及び支援学校を対象に平日5日間程度設定し、教職員の年休等の取得を促進します。 ※幼稚園（認定こども園百舌鳥幼稚園は除く）及び高等学校は、学校閉庁日の趣旨を踏まえた取組を実施します。 中学校は、各校の部活動の状況を踏まえ、平日3日間とすることも可能とします。
定時退勤日の設定	市立学校園において、毎週水曜日、すみやかな退勤を促す「定時退勤日」を設定し、教職員の休養を確保します。
ノークラブデーの推進	スポーツ庁のガイドラインを踏まえ、学校または部活動ごとに「ノークラブデー」を設定することなどを通じて、生徒と教員の休養を確保します。
業務改善ハンドブックの作成	「堺市立学校園 取り組み実践事例冊子」を改訂し、さらに効果的な取組を紹介することにより、各学校園の業務改善や業務の効率化を支援します。
ワーク・ライフ・バランス研修の実施	ワーク・ライフ・バランスに関する研修の実施により、教職員の働き方に対する意識の改革を図ります。

教育委員会の支援

部活動指導員の配置	中学校における部活動の充実や、教員の負担軽減を図るため、教員に替わって部活動指導を行う部活動指導員の配置に取り組みます。
ICT化の推進	教員がタブレット端末を校務支援や指導ツールとして活用することを推進し、新学習指導要領に基づく授業改善や、授業準備等にかかる事務の負担を軽減します。
小学校外国語指導教員の配置	平成32年度の小学校新学習指導要領における小学校外国語教育の実施に向け、専科指導教員の配置に取り組みます。
文書事務削減の徹底	教育委員会事務局の学校園に対する調査文書を徹底的に見直し、平成30年度において20%以上(平成28年度比)の削減に取り組みます。

保護者の理解と協力

保護者向け協力文書の発信	教育委員会から保護者や地域に向け、教職員の勤務時間や学校閉庁日等の取組について、協力依頼文書を発信し、教職員の働き方改革に対する理解や協力を仰ぎます。
--------------	---

(出所：堺市教職員「働き方改革」プラン SMILE (スマイル))

実際に、平成 29 年度よりノークラブデーを設定し、平成 30 年度より部活動指導員の配置、夏季休業中の学校閉庁日、毎週水曜日の定時退勤日を定めるなど、学校園に対して指示し、取組を進めている。この結果、教職員の勤務時間外滞在時間は、平成 29 年度で平均 456 時間 10 分と徐々に減少している。

【教職員の勤務時間外滞在時間の比較】

平成 28 年度実績	平成 29 年度実績	目標 (平成 31 年度)
484 時間 36 分	456 時間 10 分	387 時間 41 分 (平成 28 年度より 20%縮減)

なお、学校閉庁日の設定・実施の状況や、定時退勤日に速やかな退勤ができているかについて、監査人による学校園へのアンケート(24 学校園を対象)を実施した。

この結果、学校閉庁日の設定、実施については幼稚園(預かり保育実施園のため対象外)以外のすべての学校で設定、実施しているとの回答が得られた。

一方、定時退勤日における速やかな退勤については、24 校中 7 校の実施にとどまっているとの回答が得られた。特に、小学校、中学校において、定時退勤実施率が平均 40%強と半分以下とのことであった。

実施できていない主な理由として、以下の内容の回答があった。

- ・業務量の多さ、公務多忙、日々の仕事があり、退勤日だけ特別に仕事を減らせない
- ・家庭訪問、生活指導等に多くの時間を費やしている
- ・職員の意識
- ・生徒指導対応、保護者対応、家庭訪問、授業準備、ノートの点検やコメント記入等
- ・水曜日にも部活動を割り当てており、他の日にノークラブデーを割り当てている

特に中学校では部活動で使用する体育館の割当から、全教職員一斉での定時退勤がなじまない部分もあるとの意見もあり、学校園ごとの事情を踏まえ、「教職員の休養」が各学校園で確保されるような柔軟性のある制度となるよう、引き続き見直しを要する状況である。

イ 教職員の勤怠管理の仕組み

市では、学校園に勤務する正規教職員、臨時的任用教職員、再任用教職員について OTR（オンタイムレコーダー）を用いた出退勤管理を実施している。対象者が出勤時及び退勤時（外出先より直接帰宅する場合は外出時）に機器にて職員証カードの読み取りを行うと、出退勤時間に関する情報が記録される。管理職は月 1 回以上の任意のタイミングで勤怠情報を確認し、入力誤りやシステムエラーがないことを確かめ、勤怠情報の整理を行う。

なお、非常勤講師については、授業単位の出務であり OTR による出退勤時間の管理にはなじまないため、紙の出勤簿等を利用した勤怠管理が行われており、有償ボランティアについては、学校園において、紙の出務報告書等に基づき出務管理を実施している。

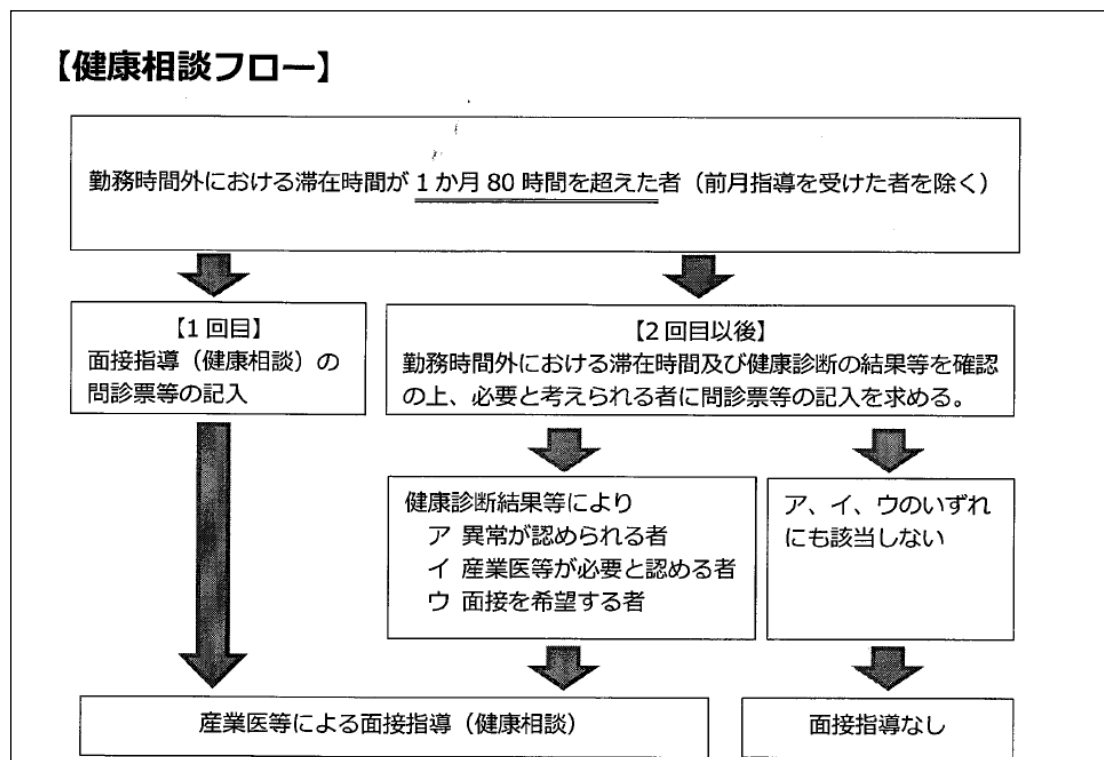
② 教職員の勤怠管理に関する監査の実施結果

ア 産業医面談の適切な実施についての意見

勤務時間外滞在時間が月 80 時間を超える教職員は、管理職が業務内容と健康状況について相談したうえ、産業医による健康相談を受けることと定められている。教職員企画課は、各学校園の健康相談実施状況について学期ごとに報告を受け、「学校園における学校担当産業医（健康指導医）による健康相談実績」として集計している。

平成 29 年度の健康相談実績を 6 つの学校園について確認したところ、うち 2 つの学校園について医師の出勤日と本人の業務都合が合わず、管理職と医師の間の相談となったという例が見られた。

教職員と産業医との面談が行われないことにより、過重労働が見過ごされ、適切な対応が実施されないおそれがあるため、学校園においては適時に本人と産業医の面談を行わせることを徹底し、また教職員企画課においては対象者の健康相談が適切に行われているかについて事後的に確認することが望まれる(意見 50)。



（出所：教職員企画課より入手した資料）

6. 情報システム管理及び個人情報管理

(1) 情報システム管理

① 教育委員会事務局が所管するシステムの概要

ア 教育委員会事務局が所管するシステムの整備

教育委員会事務局が所管するシステム管理は教育センターが中心となっていて行われている。教育委員会事務局が所管する主な情報システムは以下のとおりである。

- ・グループウェア（文書管理システム・メール・Web 受付等）
- ・校務支援システム（通知表の電子化・指導要録の電子化・出席簿の電子化（小学校のみ）等）
- ・教育用データベース
- ・プリント作成システム
- ・ホームページ作成システム
- ・授業支援システム（コンピュータ教室・タブレット端末）

教職員に対する校務用端末については、国の基準では教員 1 人 1 台環境の整備を推進しているところ、市ではすでに達成済みであり、教職員が前述の情報システムを活用できるハード面の整備は進んでいる状況である。

イ 教育委員会事務局が所管するシステムの保守管理の状況

教育情報ネットワークの保守管理については、当ネットワークシステムを構築したシステム会社に随意契約している。教育センターによると、数年前に他の会社へも見積り依頼をしたことはあるが、他社が開発したネットワークの保守は困難で金額面でもメリットを見いだせなかったとのことである。

こうした状況を踏まえ、次回のシステム構築の際には、システム構築に関するコスト（イニシャルコスト）にシステム保守管理に関するコスト（ランニングコスト）を加えたライフサイクルコストでの比較検討を推進することが有効と考える。今後システム構築案件の際の参考にされたい。

② 情報システム管理に関する監査の実施結果

ア 教育情報ネットワークの保守管理委託業務の履行確認に関する指摘事項

教育情報ネットワークの保守管理業務委託の履行確認の際に用いる委託業務成績表には、委託に関する仕様書に記載されているサービス内容の一部のみが記載されている状況であった。この状況では、仕様書に記載されているサービス内容が適切に実施されたかどうかを委託業務成績表において網羅的に評価できず、十分な役務提供を受けていないにも関わらず支払が行われるおそれがある。

仕様書のうち保守マネジメントやハードウェア故障修理、ソフトウェア故障修理は委託業務成績表において評価対象として記載されているが、予防保守（ハードウェアの定期点検の実施の有無）や、データ復旧（バックアップデータ復元が実施されたか）などの仕様書項目が成績表に網羅的に記載されておらず、評価対象となっていない。仕様書に記載されているサービス内容については全て委託業務成績表の評価対象に追加すべきである（指摘事項 10）。

(2) 情報セキュリティ

① 情報セキュリティに関する概要

教育委員会事務局の所管に属する学校園における情報システムの適正な管理及び効率的な運用を図るとともに、堺市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 38 号）の趣旨を踏まえ、情報セキュリティを確保することについて、堺市立学校電子計算機管理運用規程（平成 19 年 3 月 13 日制定 平成 30 年 3 月 30 日改正）において必要な事項を定めている。

この堺市立学校電子計算機管理運用規程に基づき、教育センター主導のもと各学校園において情報システムの管理運用が図られている。

② 情報セキュリティに関する監査の実施結果

ア 情報セキュリティ監査の実施に関する指摘事項

堺市立学校電子計算機管理運用規程第 13 条（監査の実施等）第 1 項において、「情報システムによって処理する事務が、情報セキュリティポリシーを遵守して適正になされているか否かについて監査するため、情報セキュリティ監査統括責任者を置く」とあり、第 3 項において、「情報セキュリティ監査統括責任者は、第 1 項の規定による監査について、その期日、手法その他必要な事項を定め、年 1 回以上実施しなければならない。」とされている。

しかし、この規程に基づく監査計画の立案及びその実施は行われていなかった。そのため、当該規程の遵守状況（外部からの不正アクセスや不正改ざん、個人情報漏洩や不正利用等への対応等）が適正かどうかを判断できないおそれがある。

当該規程の遵守状況の適正性を判断し、事故の発生を未然に防止するためにも、情報セキュリティ監査の実施要領等を策定し規程に基づく監査を実施すべきである（指摘事項 11）。

なお、教育センターでは情報セキュリティ監査項目を検討し、平成 30 年度中に監査を開始する予定とのことであるため、確実に実施いただきたい。

イ パスワードの設定および管理についての意見

堺市立学校園における個人情報及び電子データ取扱要領（平成 30 年 4 月最新版 以下「取扱要領」という。）において、パスワードの設定については以下のとおり定められている。

- ・パスワードは、英文字と数字を組み合わせて 8 桁以上が望ましい。
- ・生年月日や電話番号など、推測されやすいものはやめること。
- ・パスワードは定期的に変更し、他人に絶対教えない。

このうちパスワードの定期的な変更については、推奨しているものの変更されているかの確認までは行われていなかった。定期的な変更を推奨するのみでは変更しない教職員がいるかもしれず、パスワードの使いまわしにより、パスワードが漏洩し、不正な個人情報へのアクセスが行われるおそれがある。

パスワードの定期的な変更については、システム面や変更者のオペレーション面での課題があり進めづらい状況にあるとのことであるが、パスワード管理の安全性を高めるために定期的な変更を促すのであれば、「取扱要領」に基づき、システム上定期的にパスワードの変更を求めるような仕組みの導入を検討することが望まれる（意見 51）。

なお、総務省「国民のための情報セキュリティサイト」において、パスワードを定期変更する必要はなく、安全なパスワードを設定し複数のサービスで使い回さないことが求められるとの方針が示されており、内閣サイバーセキュリティセンターの「ネットワークビギナーのための情報セキュリティハンドブック」によれば、「パスワードは少なくとも英大文字小文字＋数字＋記号で 10 桁」で設定することで安全性を高められるとのことである。

教育センターではこうした情報を把握しており、引き続きパスワード管理の安全性向上につながる方法を検討するとのことである。

(3) 個人情報管理

① 個人情報の取扱いに関する概要

堺市個人情報保護条例の趣旨にのっとり作成されている「取扱要領」において、「個人情報の紛失・流出事故を防ぐために、個人情報の適切な収集、保管、受け渡しや、電子メールや FAX の誤送信、外部記憶媒体の適切な運用管理」が行われるよう、個人情報の適正な取扱いについてまとめられている。

「取扱要領」に記載されている主な内容は、個人情報の収集及びその制限、個人情報の保管場所と施錠、個人情報の持ち出し、コンピュータ・ネットワーク利用時の遵守事項、電子データの管理等、危機管理体制といったもののほか、必要な事項が規定されている。

② 個人情報管理に関する監査の実施結果

ア メールによる個人情報の持ち出しに対するチェックの強化についての意見

「取扱要領」7において、個人情報を USB フラッシュメモリや SD カード等で持ち出すことは禁じられている。また、学校園が定めた USB フラッシュメモリ、カードリーダー、外付けハードディスク、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、メモリーカード等について、教育センターが定期的に点検を行っており、また学校園でも厳重に管理がなされている。

一方、個人情報を含む電子データをメールで取り扱うことは原則禁止されているが、個人情報を含む電子データがメールで取り扱われていないかをチェックする方法が確立されていなかった。「取扱要領」に反してメールでの個人情報のやり取りが行われ、そのメールにおいて個人情報の誤送信が行われた場合や、ウィルス等による情報搾取が生じた場合、大量の個人情報漏洩につながるおそれがある。

個人情報の漏洩防止の強化策の 1 つとしてメールのチェック方法の確立が望まれる（意見 52）。例えば、外部に対するメールのチェックを行う際、大容量ファイルが添付されているメールや、メールタイトル、添付ファイルに個人情報が含まれることが示唆されるものについては、自動的に検討対象として抽出し、送付元の教職員にどのようなメールを送信したかを確認するような仕組みの導入等が考えられるため、検討いただきたい。

なお、教育センターでは、教員の持ち帰り仕事が生じていることが個人情報の持ち出しが生じる要因の 1 つと考えている。前述の意見のとおり個人情報の持ち出しが生じないような対策を行うとともに、テレワークの仕組みを構築することで、教員の多様な働き方に対応できるとともに、自宅への資料持ち帰りの必要性がなくなり「取扱要領」に反する個人情報の持ち出しを防ぐ 1 つの方法となり得るため、検討を進めることが考えられる。

イ テスト類の持ち出しに関する「個人情報持出返却管理簿」への記載についての意見

個人情報管理に関しては「取扱要領」において次のとおり規定されている。

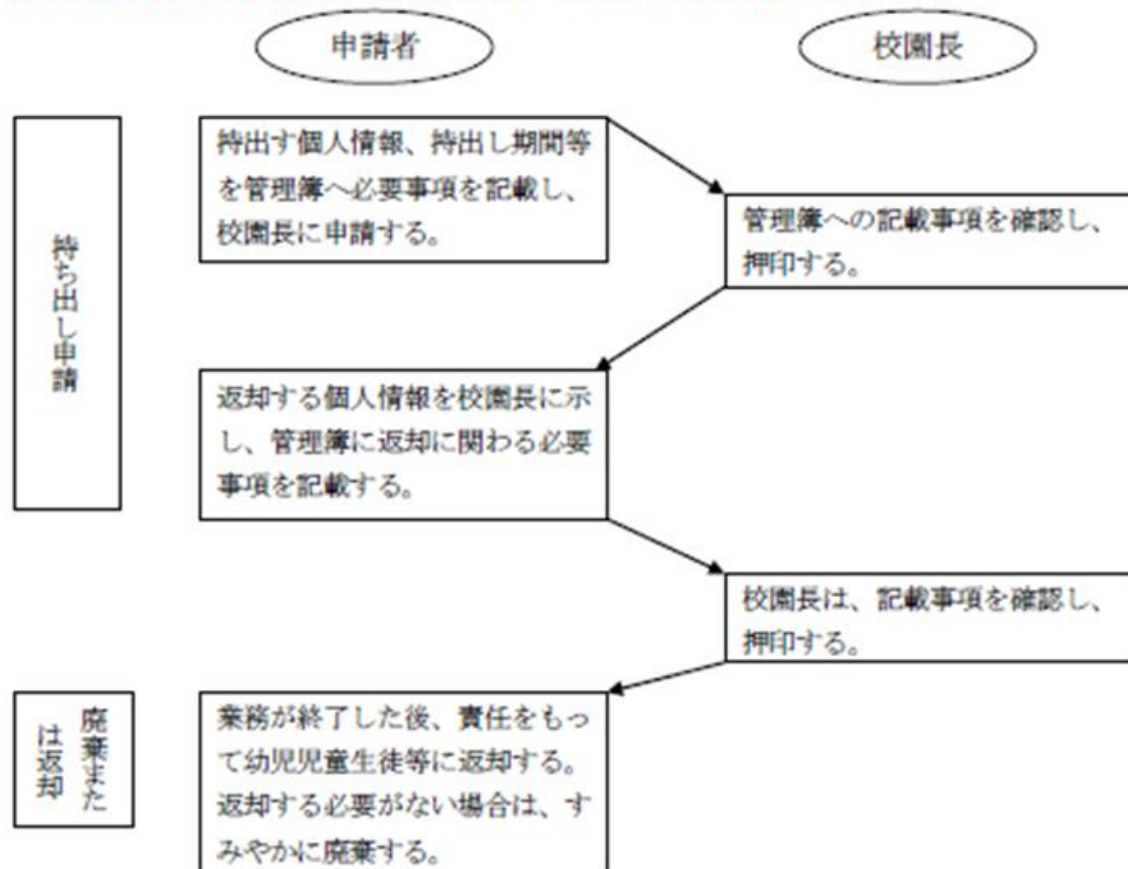
【個人情報の持ち出しに関する基準】

いかなる場合でも持ち出しが厳禁であるもの
・ 電子データ化された個人情報 ・ 指導要録、その写し及び抄本 ・ 出席簿 ・ 幼児児童生徒の障害・病歴・健康その他心身の状態に関する個人情報 ・ 保護者の収入など記載した文書
一定の条件のもと、持ち出しが可能であるもの
【「個人情報持出返却管理簿」（様式第1号）への記載を経て可能となるもの】 ・ 学級や部活動所属の幼児児童生徒にかかる連絡先一覧 ・ 教務必携・教務手帳 ・ 成績の一覧表またはそれに類するもの 【その都度校園長へ口頭申請し、一時的な持ち出しが可能なもの】 ・ 課題・作文・絵画等の成果物 ・ テスト類

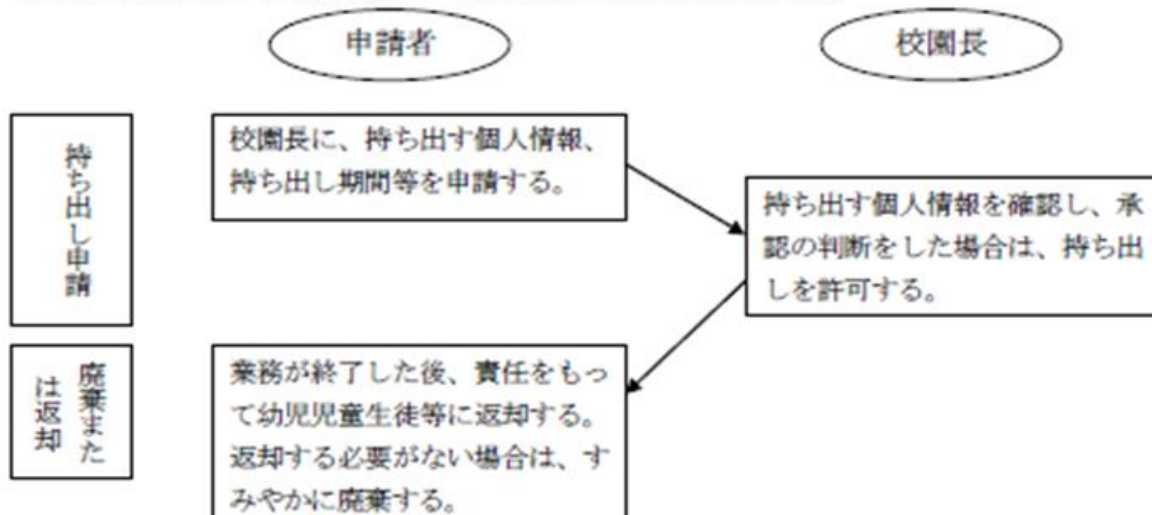
（出所：堺市立学校園における個人情報及び電子データ取扱要領）

教職員が、「一定の条件のもと、持ち出しが可能であるもの」を学校園から持ち出す場合、次の手続きを経ることが規定されている。

【「個人情報持出返却管理簿（様式第1号）」への記載を経て可能となるもの】



【その都度校長へ口頭申請し、一時的な持ち出しが可能なもの】



※校長は、返却期間を過ぎても返却されていない個人情報がないかを適宜確認する。

<様式第1号>		個人情報持出返却管理簿				NO	
	教職員名	持出日	返却予定日	校 園 長 印	持出内容	返 却 日	校 園 長 印
1	堺 大地	7/12	7/14	管	試合のため部活動生徒 の連絡先一覧	7/14	管
2							
3							
4							
5							

(出所：堺市立学校園における個人情報及び電子データ取扱要領)

「取扱要領」において「その都度校園長へ口頭申請し、一時的な持ち出しが可能なもの」として設定されている「テスト類」とは、ワークシート類や小テスト等児童生徒の日々の学習の成果物という意味合いが強いものをさし、中間テストや期末テスト等の総括的評価に係るテストは「成績の一覧表またはそれに類するもの」に該当し、「個人情報持出返却管理簿」への記載を求められるものとの学校指導課の説明であった。

ただし、訪問した一部の学校において、中間テストの答えは「テスト類」に含まれ、持ち出し時、返却時にそれぞれ口頭承認を得ることで問題ないとの誤認があった。「取扱要領」上、中間テストや期末テスト等の総括的評価に係るテストが、どの項目に含まれるか不明確で読み手が誤った認識を抱くおそれがあるため、「取扱要領」において、「成績の一覧表またはそれに類するもの」や「テスト類」の内容を例示するなど明確化することが望まれる（意見 53）。

(4) ICT の活用

① ICT の活用に関する概要

ア 堺教育プランにおける ICT 化の推進方針

堺教育プランにおける施策の方向性の1つとして、以下のとおり学校教育 ICT 化の推進を掲げている。

- ・教育用コンピュータ、タブレット端末、デジタルコンテンツ、校務用コンピュータなどの整備を拡充し、よりわかりやすい授業の実現や校務の効率化をめざします。
- ・タブレット端末を活用して授業改善に取り組む「堺スタイル」により、教員が ICT 機器や授業支援システム、デジタルコンテンツなどを効果的に活用し、わかる授業づくりに取り組みます。
- ・子どもサポートシステムなど ICT を活用した校務支援システムの充実と活用を図り、学校における情報の共有や文書事務の効率化を推進します。

この施策の方向性に対する成果指標として、ICT 活用率（授業で ICT を活用できる教員の割合）を掲げており、現状値（平成 28 年度）69.3%に対して、目標値（平成 32 年度）は 100%の達成をめざしている。

イ 教育用端末の整備状況と学校の授業（学習）における ICT の活用状況

児童生徒に対する教育用端末の整備状況は以下のとおりである。

【児童生徒に対する教育用端末の整備状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一台当たりの 利用人数	8.2 人/台	8.0 人/台	7.9 人/台	7.8 人/台

（出所：教育センターより入手した資料をもとに監査人が作成）

文部科学省が公表した第 3 期教育振興基本計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定・対象期間：平成 30 年度～平成 34 年度）によれば、ICT 利活用のための基盤の整備の測定指標として、学習者用コンピュータを 3 クラスに 1 クラス分程度整備という項目が掲げられている。上表のとおり文部科学省が設定した目標には達していないため、今後も整備を進めていく方針である。

小学校の支援学級をのぞく全担任が自教室で行った授業のうち、タブレット端末を活用して授業を行った割合は、以下のとおりであり、年々活用率は上昇している。

【小学校の支援学級をのぞく全担任が自教室で行った授業のうち、タブレット端末を活用して授業を行った割合】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
活用率	53%	54%	58%	60%

（出所：教育センターより入手した資料をもとに監査人が作成）

また、中学校についても平成 29 年度まではタブレットパイロット校 3 校にのみタブレット端末が整備されていたが、平成 30 年度は、全中学校への整備を進めているとのことである。

② ICT の活用に関する監査の実施結果

資料閲覧やヒアリングの中で、指摘事項や意見につながる事項は発見していない。

以上

平成 3 1 年第 1 回市議会（定例会）外部監査人報告綴

平成 3 1 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市総務局行政部行政管理課
〒590－0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072－233－1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印 刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1－B2－18－0281

